

目 次

1. 会期日程表	1
2. 令和3年8月30日（月曜日）	5
3. 議事日程（第1号）	5
4. 開 会	9
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	9
6. 日程第2 会期の決定	9
7. 日程第3 市長あいさつ	9
8. 日程第4 市長提出議案上程（議第85号から議第106号まで）	12
9. 日程第5 提案理由の説明	12
10. 日程第6 報告（2件）	20
11. 日程第7 請願の報告（請第2号及び請第3号）	21
12. 日程第8 議員提出議案上程（議員提出第3号）	22
13. 日程第9 議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （議員提出第3号）	22
14. 日程第10 決算特別委員会委員の選任	23
15. 日程第11 決算特別委員会正副委員長互選結果報告	24
16. 散 会	24
17. 令和3年9月7日（火曜日）	27
18. 議事日程（第2号）	27
19. 開 議	30
20. 日程第1 一般質問	30
21. 近松恵美子議員 質問	30
22. 松本憲二議員 質問	39
23. 徳村登志郎議員 質問	55
24. 吉田憲司議員 質問	66
25. 散 会	76
26. 令和3年9月8日（水曜日）	79
27. 議事日程（第3号）	79
28. 開 議	82
29. 日程第1 一般質問	82
30. 坂本公司議員 質問	82

31. 古奥俊男議員 質問	89
32. 前田正治議員 質問	95
33. 西川裕文議員 質問	112
34. 散 会	124
35. 令和3年9月9日(木曜日)	127
36. 議事日程(第4号)	127
37. 開 議	130
38. 日程第1 一般質問	130
39. 多田隈啓二議員 質問	130
40. 北本将幸議員 質問	144
41. 吉田真樹子議員 質問	165
42. 日程第2 市長提出追加議案上程(議第107号)	177
43. 日程第3 提案理由の説明	177
44. 日程第4 議案及び請願の委員会付託	177
45. 散 会	179
46. 令和3年9月29日(水曜日)	183
47. 議事日程(第5号)	183
48. 開 議	188
49. 日程第1 委員長報告	188
50. 決算特別委員長報告	188
51. 総務委員長報告	193
52. 建設経済委員長報告	198
53. 文教厚生委員長報告	201
54. 日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決 (議第85号から議第107号まで、請第1号から請第3号 まで)	204
55. 日程第3 市長提出追加議案上程(議第108号及び議第109号)	211
56. 日程第4 提案理由の説明	211
57. 日程第5 議案の委員会付託	212
58. 日程第6 委員長報告	213
59. 総務委員長報告	214
60. 建設経済委員長報告	215

61. 文教厚生委員長報告	216
62. 日程第7 質疑・議員間討議・討論・採決（議第108号及び議第109号）	217
63. 日程第8 意見書案上程（意見書案第1号）	218
64. 日程第9 意見書案審議（質疑・議員間討議・討論・採決） （意見書案第1号）	218
65. 閉 会	221
66. 署名欄	222

令和3年第6回玉名市議会定例会会期日程表
(会期 8月30日から9月29日までの31日間)

月	日	曜	開議時刻	会議別	摘 要
8	30	月	午前10時	本会議	開会宣告 会議録署名議員の指名 会期の決定 市長あいさつ 市長提出議案上程 提案理由の説明 報告 請願の報告 議員提出議案上程 議員提出議案審議
8	31	火		休 会	(一般質問発言通告締切 正午)
9	1	水		休 会	
9	2	木		休 会	
9	3	金		休 会	
9	4	土		休 会	(市の休日)
9	5	日		休 会	(市の休日)
9	6	月		休 会	
9	7	火	午前10時	本会議	一般質問
9	8	水	午前10時	本会議	一般質問
9	9	木	午前10時	本会議	一般質問 議案及び請願の委員会付託
9	10	金		休 会	
9	11	土		休 会	(市の休日)
9	12	日		休 会	(市の休日)
9	13	月	午前10時	委員会	総務委員会
9	14	火	午前10時	委員会	建設経済委員会
9	15	水	午前10時	委員会	文教厚生委員会
9	16	木		休 会	
9	17	金	午前10時	委員会	決算特別委員会
9	18	土		休 会	(市の休日)
9	19	日		休 会	(市の休日)
9	20	月		休 会	(市の休日)
9	21	火	午前10時	委員会	決算特別委員会
9	22	水		休 会	
9	23	木		休 会	(市の休日)
9	24	金		休 会	
9	25	土		休 会	(市の休日)
9	26	日		休 会	(市の休日)
9	27	月		休 会	
9	28	火		休 会	
9	29	水	午前10時	本会議	委員長報告 質疑・議員間討議・討論・採決 閉会宣告

第 1 号

8月30日 (月)

令和3年第6回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

令和3年8月30日（月曜日）午前10時00分開会

開 会 宣 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 市長提出議案上程

（議第85号から議第106号まで）

- 議第85号 専決処分事項の承認について 専決第10号
熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 議第86号 令和2年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第87号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第88号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議第89号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第90号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第91号 令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算
- 議第92号 令和2年度玉名市水道事業会計決算
- 議第93号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計決算
- 議第94号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計決算
- 議第95号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
- 議第96号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第97号 令和3年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第98号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第99号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第100号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第101号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第102号 第2次玉名市総合計画基本構想の変更について
- 議第103号 玉東町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 議第104号 南関町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 議第105号 和水町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

議第106号 工事請負契約の締結について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告(2件)

報告第8号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第9号 専決処分の報告について 専決第11号

日程第7 請願の報告

(請第2号及び請第3号)

請第2号 立願寺ポニー公園存続のための支援等を求める請願

請第3号 有明海再生の根源的な解決を図るために国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書の提出に関する請願

日程第8 議員提出議案上程

(議員提出第3号)

議員提出第3号 決算特別委員会の設置について

日程第9 議員提出議案審議(質疑・議員間討議・討論・採決)

(議員提出第3号)

議員提出第3号 決算特別委員会の設置について

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 会 宣 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 市長あいさつ

日程第4 市長提出議案上程

(議第85号から議第106号まで)

議第85号 専決処分事項の承認について 専決第10号

熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議第86号 令和2年度玉名市一般会計歳入歳出決算

議第87号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議第88号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議第89号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第90号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第91号 令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算

議第92号 令和2年度玉名市水道事業会計決算

- 議第 9 3 号 令和 2 年度玉名市公共下水道事業会計決算
- 議第 9 4 号 令和 2 年度玉名市農業集落排水事業会計決算
- 議第 9 5 号 令和 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議第 9 6 号 令和 3 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 9 7 号 令和 3 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議第 9 8 号 令和 3 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議第 9 9 号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 0 号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 1 号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 1 0 2 号 第 2 次玉名市総合計画基本構想の変更について
- 議第 1 0 3 号 玉東町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 議第 1 0 4 号 南関町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 議第 1 0 5 号 和水町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 議第 1 0 6 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 5 提案理由の説明
- 日程第 6 報告（2 件）
- 報告第 8 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 報告第 9 号 専決処分の報告について 専決第 1 1 号
- 日程第 7 請願の報告
- （請第 2 号及び請第 3 号）
- 請第 2 号 立願寺ポニー公園存続のための支援等を求める請願
- 請第 3 号 有明海再生の根源的な解決を図るために国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書の提出に関する請願
- 日程第 8 議員提出議案上程
- （議員提出第 3 号）
- 議員提出第 3 号 決算特別委員会の設置について
- 日程第 9 議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）
- （議員提出第 3 号）
- 議員提出第 3 号 決算特別委員会の設置について
- 日程第 1 0 決算特別委員会委員の選任
- （休憩中委員会）

日程第11 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

散会宣告

出席議員（20名）

1番	坂本公司君	2番	吉田真樹子さん
3番	吉田憲司君	4番	一瀬重隆君
5番	赤松英康君	6番	古奥俊男君
7番	北本将幸君	8番	多田隈啓二君
9番	松本憲二君	10番	徳村登志郎君
12番	西川裕文君	13番	嶋村徹君
14番	内田靖信君	15番	江田計司君
16番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

欠席議員（なし）

欠員（2名）

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
次長補佐	酒井裕之君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	酒井史浩君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時01分 開会

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、令和3年第6回玉名市議会定例会を開会いたします。

日程に入ります前に申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、今期定例会への説明員の出席につきましては、地方自治法第121条の規定により、お手元に配付しております報告のとおり、あらかじめ出席を要請しておきましたので、御了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（内田靖信君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。

江田計司君、近松恵美子さん、以上の兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（内田靖信君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、8月23日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から9月29日までの31日間にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から9月29日までの31日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（内田靖信君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 皆様おはようございます。

令和3年第6回玉名市議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。議員の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席を賜り、御審議いただきますこと

に対し、誠にありがたく、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

さて、今月11日から降り続いた豪雨は、昨年に引き続き記録的なものとなり、九州北部各地では、浸水や土砂崩れの被害が相次いで発生したところでございます。まず、九州北部、特に長崎県、佐賀県、福岡県など、8月の豪雨に被災された方々へ心よりお見舞い申し上げます。本市におきましても、速やかに災害対策本部を設置し、迅速な対応に当たってきたところでありますけれども、8月12日には土砂災害のおそれから避難指示を発令いたしましたところでございます。今回は、大雨警報の発令期間が例年になく長く続いたわけではありますが、8月11日の警報発令から8月19日の警報解除までの9日間の本市の総雨量は、742ミリに達し、この雨量は、昨年8月1か月の総雨量68ミリの約10倍に相当するものでございました。

一方、避難所につきましては、玉名市文化センターや玉名市総合体育館などをはじめとした1次避難所5か所に、2次以降の避難所6か所を追加して開設いたしました。8月12日夜半のピーク時には、1日最大で385人の市民の皆様が避難所に避難されていたところでございます。幸い人命に関わる被害は出ておりませんが、道路の陥没やり面崩壊等、一部被害が発生しており、現在、各部署において被害の対策・対応を懸命に行なっているところであります。

さて、新型コロナウイルス感染症の情勢についてでございますが、現在、第5波の渦中にあり、全国的にも爆発的な広がりを見せ、今もって歯止めがかからない状況となっているところであります。特に感染力の強いデルタ株への置き換わりが一気に進み、国内各地で緊迫した現状が続いているところです。また現在、緊急事態宣言が東京都をはじめとした21都道府県に、また、熊本県をはじめとしたまん延防止等重点措置も12県に適用されており、いずれも9月12日までとなっている次第であります。感染状況は、これまで経験したことがないような高い水準で感染が続いており、さらには全国的にも病床の逼迫が進行していることから、新規陽性者のさらなる抑え込みが今後とも必要となっているところでございます。

熊本県内におきましても、新規陽性者数が連日200人を超え、特に8月20日には過去最高の318人の新規陽性者が確認され、これまでにないスピードでの感染の広がりに改めて危機感を抱いた次第であります。さらに、熊本県の病床使用率は、8月26日現在、60.2%と医療提供体制も非常に厳しい状況が続いており、県といたしましては、県独自のリスクレベルの最上位であるレベル5厳戒警報を引き続き維持することとしているところです。感染傾向といたしましては、家庭内感染やワクチン未接種の若い世代の感染が多いことが挙げられ、県といたしましても県民の皆様には引き続き、三密の回避等、行動の自粛をお願いされているところでございます。

続きまして、本市の状況ですが、7月下旬には市内複数の飲食店でクラスターが発生、

また今月18日にはくまもと県北病院での発生に加えて、新規陽性者の発生も連日続くなど、依然として予断を許さない状況であります。また、近隣の荒尾市など有明保健所管内におきましても同様に、厳しい状態であることから、引き続き、感染拡大地域への往来の抑制など、総合的な感染症対策に努めてまいらなければなりません。そして、このような状況で実施中のワクチン接種につきましては、これまで個別接種や集団接種に加えて、7月29日より九州看護福祉大学で広域的な集団接種を開始しているところであります。ここでは、九州看護福祉大学、玉名郡市医師会、くまもと県北病院、さらには周辺自治体と連携し、一般接種の中でも特に優先して接種すべき保育士や学校教職員、さらに地域経済を支えておられる商工団体等の中小事業者の接種を支援しているところであります。

次に、ワクチン接種の進捗状況ですが、現在、65歳以上の高齢者の接種率は2回目接種済の方で既に90%を優に超えており、また、12歳以上の全市民を対象とした接種率は1回目が67%、2回目が57%となっているところであります。本市の接種は、いずれも県平均より早いスピードで進行しており、概ね順調に進んでおります。今後もこれまで同様、集団免疫の早期獲得のため、玉名郡市医師会やくまもと県北病院などとの連携を図りながら、ワクチン接種の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

ところで、コロナ禍の中で開催された東京オリンピックであります。8月8日に終了し、現在はパラリンピックが開催中であります。玉名市がホストタウンでありましたアンゴラ共和国女子ハンドボールチームのキャンプ受入れにつきまして、当初は、大変憂慮していたところでありますが、本市での準備滞在期間を終え、無事に送り出すことができ、現在は安堵しているところであります。そのような中、嬉しいことに、アンゴラの選手の皆様、開会式で本市のマスコット、タマにゃんが描かれたマスクを着用して入場してくださいました。テレビ越しではありますがけれども、本市マスコットが全世界に映し出された光景に喜びを感じるとともに、アンゴラ選手の計らいに改めて感謝したところであります。

さて、今議会におきましても、新型コロナウイルス感染症対策関連の予算を計上いたしております。主なものといたしましては、保育園等にマスクや消毒液等の購入経費として、1施設当たり上限50万円を支援する保育環境改善等事業、また、ICT環境整備事業は、文部科学省が推進するGIGAスクール構想、この実現に向けた取組であり、小中学校の感染防止対策を図る一方で、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、児童生徒の創造性を育むICT教育を推進するものであります。今回、タブレット授業に用いる電子黒板機能つきプロジェクターを市内20小中学校に購入、更新するものでございます。

ところで、断続的に降り続きました、この度の豪雨につきましては、峠は過ぎたもの

と思われませんが、これからは、台風に対する警戒が必要となってくる季節を迎えることとなります。コロナ禍にあって、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策と併せて、この防災・減災への取組につきましても、細心の注意を払いながら行政の推進に邁進してまいりたいと考えております。

最後になりますが、議案の内容につきまして、この後、提案理由の説明の中で、それぞれ申し上げさせていただきます。今議会提案の予算及び案件に対しましては、十分に御審議いただき、いずれも原案どおり御承認を賜りますようお願い申し上げ、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

日程第4 市長提出議案上程（議第85号から議第106号まで）

○議長（内田靖信君） 日程第4、「市長提出議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第85号専決処分事項の承認について、専決第10号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてから、議第106号工事請負契約の締結についてまでの市長提出議案22件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（内田靖信君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について、提案理由の説明を求めます。

会計管理者 二階堂正一郎君。

[会計管理者 二階堂正一郎君 登壇]

○会計管理者（二階堂正一郎君） おはようございます。

私のほうから議第86号令和2年度玉名市一般会計歳入歳出決算から、議第91号令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算までの議案6件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

これら6件の決算につきましては、監査委員の審査に付しておりましたが、去る8月12日付で、歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見書の送付を受けましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するため御提案するものでございます。

お手元に、令和2年度玉名市歳入歳出決算の会計別収支をお配りしておりますので、御参照いただきたいと思います。

一般会計歳入歳出決算外5件の特別会計歳入歳出決算を合わせた収支状況につきまし

ては、歳入決算額592億9,164万4,864円、歳出決算額573億3,133万7,082円で、歳入歳出差引額19億6,030万7,782円の形式収支額となっております。

議第86号令和2年度玉名市一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額413億1,011万3,971円、歳出決算額400億2,861万6,035円で、歳入歳出差引額は12億8,149万7,936円となり、翌年度繰越額4億3,109万3,557円を差し引いた実質収支額は8億5,040万4,379円となっております。

先ほど申し上げました歳入決算額413億1,011万3,971円を各款ごとに構成比率の大きいほうから申し上げますと、国庫支出金30.8%、地方交付税23.4%、市税16.8%、県支出金6.8%、市債6.7%などとなっています。また、歳出決算額400億2,861万6,035円を各款ごとに、構成比率の大きいほうから申し上げますと、民生費31.5%、総務費26.7%、公債費9.6%、教育費7.8%、土木費6.7%、衛生費5.9%、農林水産業費5.3%、商工費2.7%、消防費2.6%、災害復旧費0.6%、議会費0.6%となっております。前年度に比べ収入、支出ともに大幅に増加しておりますのは、特別定額給付金の増が主な要因でございます。

次に、議第87号令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額91億6,683万2,759円、歳出決算額86億3,207万7,202円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は5億3,475万5,557円となっております。前年度に比べ収入支出ともに減少しております。主な要因は、収入では保険給付費の減少に伴います県支出金普通交付金の減によるもので、支出は被保険者の減少及びコロナ禍の影響で病院の受診控えによる保険給付費の減によるものでございます。

次に、議第88号令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額9億7,501万1,173円、歳出決算額9億7,413万573円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は88万600円となっております。前年度に比べ収入支出ともに増加しております。主な要因は、収入では保険料率の引き上げによるもので、支出は後期高齢者医療広域連合納付金の増加によるものでございます。

次に、議第89号令和2年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額77億4,469万4,498円、歳出決算額76億509万3,185円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億3,960万1,313円となっております。前年度に比べ、収入、支出とも増加しております。その主な要因は、高齢化に伴う平均介護度上昇により保険給付費が増加したことによるものでございます。

次に、議第90号令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額3,642万6,921円、歳出決算額3,285万4,545円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は357万2,376円となっております。前年度に比べ

収入支出ともに減少しております。その主な要因は、収入では浄化槽整備事業債、支出では浄化槽整備費に係る工事請負費の減によるものでございます。

次に、議第91号令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算でございますが、歳入決算額5,856万5,542円、歳出決算額5,856万5,542円で、歳入歳出決算額は同額となっております。これは、令和2年度をもって、特別会計を廃止したことによるものでございます。

以上、御提案申し上げました令和2年度一般会計歳入歳出決算ほか5件の議案の詳細につきましては、委員会におきまして御説明を申し上げますので、いずれも原案どおり御認定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

私のほうからは、以上です。

○議長（内田靖信君） 企業局長 荒木 勇君。

[企業局長 荒木 勇君 登壇]

○企業局長（荒木 勇君） おはようございます。

続きまして、議第92号令和2年度玉名市水道事業会計決算、議第93号令和2年度玉名市公共下水道事業会計決算及び議第94号令和2年度玉名市農業集落排水事業会計決算の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

これら3件の決算につきましては、一般会計、特別会計と同様に、監査委員の審査に付し、8月12日付で、決算の審査、意見書の送付を受けましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付すため御提案するものでございます。

お手元に令和2年度公営企業会計別決算収支をお配りしておりますので御参照いただきたいと存じます。

最初に、議第92号令和2年度玉名市水道事業会計決算でございますが、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は8億5,176万6,949円、収益的支出は7億2,527万1,222円で、資本的収入は5億6,480万7,936円、資本的支出は9億2,765万7,027円でございます。

令和2年度の主な事業といたしましては、水道管拡張工事、老朽管布設替工事及び東部地区改築更新事業等を実施し、水道水の安定供給の向上を図りました。また、業務状況につきましては、給水戸数が2万1,392戸、年間総配水量606万2,302立方メートルで、有収率は79.43%でございました。

次に、議第93号令和2年度玉名市公共下水道事業会計決算でございますが、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は14億9,750万142円、収益的支出は14億4,620万8,414円で、資本的収入は4億132万7,159円、資本的支出は9億6,802万5,942円でございます。

令和2年度の主な事業としましては、汚水管渠施設整備工事、ポンプ場及び浄化セン

ターの改築更新事業に取り組み、都市環境の整備、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に努めました。また、業務状況につきましては、年度末の公共下水道の処理区域内人口は3万5,947人で、玉名市の総人口6万5,189人から見た公共下水道の普及率につきましては55.14%でございました。

次に、議第94号令和2年度玉名市農業集落排水事業会計決算でございますが、収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は3億9,524万2,961円、収益的支出は3億7,735万7,311円で、資本的収入は3億3,376万6,000円、資本的支出は4億7,100万9,771円でございます。

令和2年度の主な事業といたしましては、横島町地区機能強化事業として処理場電気機械設備工事等を実施し、農集地域の生活環境保全に努めました。また、業務状況につきましては、年度末の農業集落排水の処理区域内人口は7,060人で、玉名市の総人口6万5,189人から見た、農業集落排水の普及率につきましては10.83%でございました。

以上、御提案申し上げました3件の議案の詳細につきましては、委員会にて御説明申し上げますので、いずれも原案どおり御認定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の御説明といたします。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） おはようございます。私のほうから、議第95号から議第98号までの補正予算関係4件につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りいたしております資料の1ページを御覧いただきたいと思います。

今回御提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして、補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。

議第95号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第8号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ8億5,714万9,000円を追加し、総額を329億2,349万1,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、15款国庫支出金は1億8,816万9,000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、ワクチン接種に係る費用の全額を国が負担するものでございます。次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、現時点での令和3年度交付予定額のうち未予算化分の7,187万円の全額を計上しております。16款県支出金は1億3,081万5,000円の追加で、市の感染防止対策等の取組に対し支援される新型コロナウイルス感染症対応総合

交付金は、本年度当初予算から第8号補正予算までの対象事業分、7,378万5,000円を計上しております。次に、経営継承・発展等支援事業補助金は、人・農地プランに位置付けられた地域の中心経営体の経営を継承した後継者が、計画に基づき行なう経営発展に向けた取組に対し、事業費の2分の1が補助されるものでございます。17款財産収入は2万3,000円の追加、20款繰越金は4億3,103万6,000円の追加で、令和2年度決算に伴う剰余金処分として財政調整基金へ積立を行なう額と、今回補正の財源調整額を含めて計上をいたしております。21款諸収入は29万4,000円の減額、22款市債は1億740万円の追加で、社会教育施設整備事業債は総合体育館の外壁・屋根等の改修工事によるものでございます。

次に、歳出につきましては、新型コロナウイルス対策関連として、14事業1億3,559万9,000円を計上しております。

主なものとしたしまして、学生応援PCR検査等費用補助金は、学生が保育園や社会福祉施設等での実習を行なう際に、実習先よりPCR検査等の要請があった場合、その検査費用を負担する市内私立大学等へ、1人当たり6,400円を上限として、検査費用の2分の1を補助するものでございます。

最下段の4番目になります。次に、保育環境改善等事業は新型コロナウイルス感染症対策として、マスクや消毒液等の購入経費として、1施設当たり上限50万円を支援するもので、公立保育所や私立保育園等の27園分を計上いたしております。

2ページでございます。中段でございます。

次に、ICT環境整備事業は、小中学校の感染防止につながるGIGAスクール構想の実現に向けた環境の整備として、玉陵小学校を除く20小中学校149台のプロジェクトを更新するものでございます。

次に、款ごとの主な内容でございますが、2款総務費は4億6,490万3,000円の追加で、財政調整基金積立金は令和2年度決算に伴う剰余金処分などでございます。次に、旧庁舎跡地における施設の整備及び運営に係る事業者選定支援業務委託でございますが、これまでの経緯といたしまして、旧庁舎跡地活用検討事業について、中心市街地のにぎわいの創出につながる整備方法などの検討を行なってきたところです。昨年度、サウンディング型市場調査を実施し、官民連携による敷地全体の有効利用と施設の整備について、高い可能性を確認したところでございます。跡地開発については、補助事業の活用や官民連携による開発手法の条件整理など、専門性の高い作業が必要であることから、コンサルタントへの業務委託を計上し、併せて債務負担行為の追加を行なっているところでございます。3款民生費は4,066万4,000円の追加、4款衛生費は9,867万3,000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、ワクチン接種対象年齢引下げに伴う対象者数の増加や接種率の上方修正を見込んだ追加

経費等を計上しているものでございます。6款農林水産業費は1,858万5,000円の追加で、経営継承・発展等支援事業補助金は、経営を継承した後継者が計画に基づく取組に対し、上限100万円の13名分を計上いたしております。次に、かんがい用ダム等管理事業補助金は、県所有の白石頭首工の管理を行なう土地改良区に対し、施設の維持管理に要する経費の3割を補助するものでございます。

3ページをお願いいたします。

7款商工費は2,411万円の追加で、施設等管理運営事業は、8月8日からまん延防止等重点措置の熊本県への適用に伴い、市の要請により臨時休館を行なった草枕温泉てんすい外5施設の指定管理施設の運営費の補填を行なうものでございます。次に、市いだてん地域振興協議会負担金は、令和2年度で整備を行ないました金栗四三氏ゆかりのスポットを結ぶマラニックコースと金栗四三スピリットを軸に新しい観光コンテンツの造成を行なうものでございます。8款土木費は1,042万2,000円の追加で、岱明玉名線建物事後調査業務委託及び損失補償1,020万円については、事業完了後に事後調査の申出があっている3件分の調査費及び損失補償費などでございます。9款消防費190万3,000円は、京泊防火水槽解体工事の追加で、防火水槽の地権者から撤去の要望があり、水利等の支障も無いことから解体を行なうものでございます。10款教育費は1億9,788万9,000円の追加で、主なものといたしまして、21歳のつどい開催業務委託は、令和3年成人式が、新型コロナウイルス感染症の影響により、2度にわたり開催できなかったため、この成人式の代替事業として、21歳のつどいを開催するものでございます。次に、総合体育館中規模改修工事は、本年度設計が完了したことにより実施するもので、外壁、屋根等の改修を行なうものでございます。

第2表債務負担行為補正につきましては、旧庁舎跡地における施設の整備及び運営に係る事業者選定支援業務の期間及び限度額を設定するものでございます。また、第3表地方債補正につきましては、社会教育施設整備事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議第96号令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ232万6,000円を追加し、総額を77億3,769万2,000円とするもので、介護報酬の改定等に伴う介護給付管理システム改修費などでございます。

4ページをお願いいたします。

次に、議第97号令和3年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条債務負担行為は、水道料金徴収事務等業務及び上下水道施設運転管理業務につ

いて、期間及び限度額の設定を行なうものでございます。

次に、議第98号令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、873万4,000円を追加し、総額を15億6,263万円とするもので、岱明汚水中継ポンプ場のポンプ3基中2基のポンプ修繕を行なうものでございます。

第3条債務負担行為補正は、新たに上下水道施設運転管理業務の期間及び限度額を設定するものでございます。

以上、補正予算関係の主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） おはようございます。

私のほうからは、議第85号及び議第99号から議第106号までの提案理由につきまして御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第85号専決処分事項の承認についてでございますが、これは、熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

内容といたしましては、熊本縣市町村総合事務組合の構成団体であるくまもと県北病院機構設立組合が令和3年4月1日をもって、その名称が玉名市玉東町病院設立組合に変更されたことに伴いまして、熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部を変更するものでございます。なお、附則といたしまして、この規約は、令和3年4月1日から適用するものでございます。

3ページをお願いいたします。

議第99号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、玉名市マルシヨク跡地活用事業者選定委員会を設置するため、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、玉名市マルシヨク跡地活用事業者の選定について審査するために選定委員会を設置し、所掌事項、事務の内容、委員の定数、委員の構成及び委員の任期につきまして、必要な事項を定めるものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。また、附則第2項におきまして、

玉名市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正といたしまして、別表にマルショク跡地活用事業者選定委員会委員の職名及び報酬額を定めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

議第100号玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、連携施設の確保等の見直し、電磁的記録による対応などについて、小規模保育事業、事業所内保育事業及び家庭的保育事業の認可及び運営をする際の基準を変更するため、所要の整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

7ページをお願いいたします。

議第101号玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

内容といたしましては、連携施設の確保義務、食事の提供に要する費用の取扱いなどについて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を運営する際の基準を変更するため、所要の整備を行なうものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

16ページをお願いいたします。

議第102号第2次玉名市総合計画基本構想の変更についてでございますが、これは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を変更するため、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、17ページから37ページまでをお願いいたします。

議第103号から議第105号までの定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてでございます。これらは、定住自立圏形成協定を変更するためには、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、平成28年8月8日付で本市と玉東町、南関町または和水町との間でそれぞれ締結しました定住自立圏形成協定につきまして、協定の締結から5年を経過しましたことから、国の指針に従いまして、その内容を変更するものでございます。

変更する内容といたしましては、既存事業の見直しを行なったほか、地産地消の取組事業、持続可能な圏域づくり事業などを新たな事業として追加するものでございます。

38ページをお願いいたします。

議第106号工事請負契約の締結についてでございますが、これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、岱明町公民館建替えに伴い、鉄骨造平屋建て、延床面積1,405.84平方メートルの岱明防災コミュニティセンター及び鉄骨造平屋建て、延床面積80平方メートルの防災倉庫を建設する工事を行なうものでございます。

契約の方法は、建築一式工事の建設業許可業者で、かつ、特定建設業許可を有する12社にて指名競争入札を実施し、入札の結果、玉名市岱明町野口908番地1、株式会社久保組が3億2,300万円で落札をいたしました。

現在、同社と税込み3億5,530万円で仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきました後に、本契約の締結とするものでございます。

以上、詳細につきましては、所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告（2件）

○議長（内田靖信君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、ほか1件の報告があります。

総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） それでは、2件の報告案件について御説明申し上げます。

議案書の39ページをお願いいたします。

報告第8号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございますが、これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて、議会に報告するものでございます。

初めに、本市の健全化判断比率について御説明いたします。

実質赤字比率は、一般会計と九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計を統合してまとめた普通会計のみを対象とし、実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、実質赤字額がございませんので、実質赤字比率の数値はございませ

ん。

次に、連結実質赤字比率は、普通会計に特別会計、企業会計を加えた全会計が対象となり、全会計を合わせた連結実質赤字が標準財政規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、連結実質赤字額がございませんので、連結実質赤字比率の数値はございません。

次に、実質公債費比率は、普通会計、特別会計、企業会計に本市が加入する一部事務組合の有明広域行政事務組合、くまもと県北病院機構設立組合、熊本県市町村総合事務組合、熊本県後期高齢者医療広域連合を加えたものが対象となり、本市が負担する公債費が標準財政規模に占める割合を示すもので、本市の比率は8.5%でございます。

次に、将来負担比率は、さらに地方公社や第三セクターであります一般財団法人玉名市自治振興公社、有限会社横島町特産物振興協会、地方独立行政法人くまもと県北病院機構を加えたものが対象となり、将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合を示すもので、本市の比率は15.5%でございます。

最後に、資金不足比率は、浄化槽整備事業特別会計と公営企業会計のみを対象とし、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。本市の場合、両会計とも資金不足がないため数値はございません。

このように、5つの指標とも資料に参考表記しております国が示す早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っており、現在のところ適正な財政運営がなされている状況でございます。なお、赤字比率がなくとも数値がないと表現しました指標につきましても、参考までに黒字の数値をカッコ書きで記載いたしております。

41ページをお願いいたします。

報告第9号専決処分の報告についてでございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定により報告するものでございます。

内容といたしましては、令和3年6月23日午後2時20分頃、相手方宅において、職員が運転する公用車が、相手方宅の門扉に接触し、破損させたものでございます。

相手方への損害賠償額として、市は100%に当たる18万7,000円を支払うものでございます。なお、損害賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車共済より全額給付されます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 以上で、報告の説明は終わりました。

日程第7 請願の報告（請第2号及び請第3号）

○議長（内田靖信君） 日程第7、「請願の報告」を行ないます。

請第2号 立願寺ポニー公園存続のための支援等を求める請願

請第3号 有明海再生の根源的な解決を図るために国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書の提出に関する請願

以上、請願2件が今回提出されております。

内容については、お手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

これにて、請願の報告を終わります。

日程第8 議員提出議案上程

○議長（内田靖信君） 日程第8、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより、議員提出議案を上程いたします。

議員提出第3号 決算特別委員会の設置について

以上、議員提出議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出第3号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出第3号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

議員提出第3号については、日程に従い、引き続き、会議にて直接審議を行ないます。

日程第9 議員提出議案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

○議長（内田靖信君） 日程第9、「議員提出議案審議」を行ないます。

改めて、議員提出第3号 決算特別委員会の設置について

以上、議員提出議案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております議員提出第3号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

議員提出第3号について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員提出第3号について、議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

議員提出第3号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議員提出第3号決算特別委員会の設置について、採決いたします。

議員提出第3号決算特別委員会の設置については、原案のとおり8人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、議第86号令和2年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第94号令和2年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの、決算議案9件を付託の上、審査することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出第3号については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、日程の追加について、お諮りいたします。

ただいま、決算特別委員会が設置されました。

よって、この際、

日程第10 「決算特別委員会委員の選任」

日程第11 「決算特別委員会正副委員長互選結果報告」

以上、日程に追加いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加することに決定いたしました。

日程第10 決算特別委員会委員の選任

○議長（内田靖信君） 日程第10、「決算特別委員会委員の選任」を行ないます。

先ほど設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

よって、決算特別委員会委員に、吉田憲司君、古奥俊男君、多田隈啓二君、嶋村徹君、江田計司君、近松恵美子さん、森川和博君、中尾嘉男君、以上8名の諸君を指名いたし

ます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり決算特別委員会委員が選任されました。

決算特別委員会委員が選任されましたので、この際、決算特別委員会の正副委員長の互選のため休憩し、議長において委員会を第1委員会室に招集いたしますので、御了承願います。

決算特別委員会におかれましては、直ちに委員会を開会の上、正副委員長を互選し、その結果を議長まで報告願います。

それでは、決算特別委員会の正副委員長の互選のため、休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時35分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 決算特別委員会正副委員長互選結果報告

○議長（内田靖信君） 日程第11、「決算特別委員会正副委員長互選結果報告」を行います。

決算特別委員長 古奥俊男君。決算特別副委員長 森川和博君。

以上のとおり、それぞれ就任されましたので、報告いたします。

これにて、決算特別委員会正副委員長互選結果報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

議事の都合により、明31日から9月6日までの7日間休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。

よって、明31日から9月6日までの7日間休会することに決定いたしました。

9月7日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

一般質問を希望しておられる方は、発言通告書に質問の要旨を具体的に記載し、明31日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時36分 散会

第 2 号

9 月 7 日 (火)

令和3年第6回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

令和3年9月7日（火曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 16番 近松 恵美子 議員（新生クラブ）
- 2 9番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
- 3 10番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
- 4 3番 吉田 憲司 議員（創政未来）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 16番 近松 恵美子 議員（新生クラブ）
 - 1 新型コロナウイルス感染症の発症状況と対策について
 - （1）年代別感染者数
 - （2）重症度割合
 - （3）重症者の心身の特徴
 - （4）免疫力強化対策
 - 2 通学路の安全確保について
- 2 9番 松本 憲二 議員（自友クラブ）
 - 1 8月豪雨の災害状況と今後の対策、対応について
 - 2 玉名市文化センター改修と玉名中央病院跡地の利活用について
 - 3 農地集積事業の今後の展開について
 - 4 減価償却資産について
- 3 10番 徳村 登志郎 議員（無会派：公明党）
 - 1 災害時における聴覚障がい者への情報伝達について
 - （1）平時から自治体として、緊急時に派遣できる手話通訳者との契約について
 - 2 学校における飲酒運転防止に関する指導について
 - （1）学習指導要領に見られる指導内容について
 - 3 企業版ふるさと納税の活用について
 - （1）企業版ふるさと納税の活用検討と計画について

4 社会的問題「熱中症」「廃棄プラスチック」について

- (1) 熱中症対策と廃棄プラスチック（ペットボトル）削減のための給水スポットの必要性について

4 3番 吉田 憲司 議員（創政未来）

1 斜面崩壊のおそれに伴う温泉大通りの「全面通行止め」について

- (1) 1年前の状況と対策について
(2) 今回の状況について
(3) 「全面通行止め」解除の理由について
(4) 今後の対策、改善策について

2 玉名市地域防災計画（水防計画）について

- (1) 関係機関との連携について
(2) 災害拠点である、くまもと県北病院との連携について
ア 防災計画について
イ 発災時の応急医療体制について

散 会 宣 告

出席議員（20名）

1番	坂 本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局職員出席者

事務局 長 糸 永 安 利 君 事務局 次 長 松 野 和 博 君

次長補佐 酒井裕之君 書記 前田もと子さん
書記 入江光明君

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	酒井史浩君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君
教育部長	藤森竜也君	監査委員	元田充洋君
会計管理者	二階堂正一郎君		

午前10時00分 開議

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

一般質問期間中は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

日程第1 一般質問

○議長（内田靖信君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

なお、今期定例会での発言に関する規程第11条における発言時間は、議会運営委員会の結論に基づき、40分といたします。

16番 近松恵美子さん。

[16番 近松恵美子さん 登壇]

○16番（近松恵美子さん） 皆さん、おはようございます。トップバッターを務めます新生クラブの近松恵美子です。

今日は、話題の新型コロナウイルス感染症について主に質問したいと思います。

まず、はじめに、念願の岱明町公民館建設準備段階としての外構工事が始まり、地区住民の期待が膨らんできています。本当に多くの方々が喜んで「大変でしたね」「ありがとうございました」と、口々に感謝の言葉をいただきました。もう建たないと諦めていた人もいました。高齢の方も含んで、いかに多くの地区住民が話題に挙げ、経過を注目しておられたのかを感じました。特に、いろんな役職を持っている方々は「会議はいつも横島町公民館である。どうしてあの横島に立派な公民館があるのに、人口が倍以上もある岱明町に公民館が建たないのかおかしい」という声に、今までお待たせしたことをおわびするしかありませんでした。また、92歳で、公民館で気功法を習っているという方は「死ぬまでに一度でいいから新しい公民館で気功法を習いたい」と、言われましたので「来年完成予定ですから、元気でいてくださいね」と伝えたところです。公民館を利用することが少ない方であっても、そのそばの道を通るたびに、公民館に車があるのを見るだけで元気が出る。何事があるのかなと思うだけでうれしくなる。電気がついているのを見ると安心すると思いを語ってくれました。市長をはじめ、関係各位に感謝申し上げます。

さて、今日は日本列島を揺るがしている新型コロナウイルス感染症についてお伺いいたします。昨年の2月頃から話題にもなりましたが、年末には終息するだろうとたかをくくっておりましたところ、そのような気配もなく、2025年まで続くだろうとか、今後ずっとウイルスと共生していくことになるだろうとも言われています。期待した予防接種も、

もう既に再感染もあり3回目が必要だとか言われています。終息の可能性が見えないのであれば、体を丸めて嵐が過ぎ去るのを待つばかりではなく、打って出る。つまり元気人間づくりに矛先を向けていくことが必要かと思えます。飲食店に限らず、多くの方々の生活に多大な影響を与えているこの感染症対策に対して予防法がマスクと手洗いと三密を避けるの3つであることに私はずっと違和感を持っていました。感染をしても発病しない人がいる。重症にならない人もいる。結局、その人の免疫力、いわゆる病気に対する抵抗力がどれだけあるかが大切なことなのに、そこには誰も触れないのはどうしてだろうと思っていましたが、そのうち終息するだろうからまあ、いいやと思っていただけですが、今の状態では感染が広がるばかり、終息の見通しも立っていません。

そこでまず、年代別感染者数、重症度割合、重症者の心身の特徴について、また、免疫力強化対策についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） おはようございます。近松議員御質問の新型コロナウイルス感染症の発症状況と対策についてお答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の年代別感染者数につきましては、有明保健所からの情報提供はなく、熊本県がホームページで公表している感染者発生情報から玉名市民の感染者情報を収集し、本市において集計しているところでございます。令和2年7月以前の感染者の年代別の把握ができておりませんが、令和3年8月末までの感染者数は、10歳代76人、20歳代71人、30歳代61人、40歳代66人、50歳代53人、60歳代50人、70歳代43人、80歳代24人、90歳代11人、合計しまして473人で60歳未満の方の感染者数につきましては、約7割を占めている状況でございます。

次に、感染者の重症度割合ですけれども、玉名市民の情報は熊本県からいただくことができませんので、把握できておりませんが、熊本県が発表しています県全体の療養者の内訳は、8月30日現在で全療養者数2,207人のうち、入院者数360人、宿泊療養者数365人、自宅療養者数1,086人、入院調整中182人、宿泊療養調整中214人となっております。入院者数360人の内訳といたしましては、重傷者14人、中等症者180人、軽傷者153人、無症状者11人、確認中2人となっております。

次に、重症者の心身の特徴につきましては、そもそも熊本県から本市に感染者の個人情報提供されておきませんので、本市では把握することができない状況でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） おはようございます。近松議員御質問の免疫力強化対策のうち、小中学校での対策についてお答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている状況の中、玉名市の小中学校では、健康観察、三密の回避、手指消毒、給食の黙食など、感染防止対策の徹底を図りながら教育活動を行なっている状況です。確かに子どもたちの免疫力を高めることは大変重要であり、各学校においては早寝、早起き、朝御飯の取組を家庭と連携して進めていくなど、基本的な生活習慣の定着に向けて力を入れているところです。また、現在の感染状況を考えた場合、外遊びの推奨等を学校として積極的に行なうことはできませんが、小学校では体育の授業を中心に、中学校では体育の授業のほかにも部活動を通して運動量を確保することで子どもたちの体づくりを行なっております。さらに学校では、栄養バランスのよい給食をしっかり摂取させることにより、免疫力向上につながっていると思います。このように生活習慣づくりや運動などを通して免疫力強化を図っている一方、中学校ではスマホの影響などで睡眠時間を十分に確保できていない生徒がいることが懸念されています。今後学校と家庭との連携をさらに深め、基本的な生活習慣の定着に向けた取組の徹底を図っていきます。

なお、体温が低い低体温症の子どもたちに関しましては、健康観察に十分留意し、その子の状況に応じた対応を行なっているところです。今後の学校における感染防止対策を徹底するとともに、子どもたちの免疫力強化対策に家庭と連携しながら取り組んでいきます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） コロナ対策でお忙しい中、いろいろ工夫して資料を出していただきましてありがとうございます。

県内全体で重傷者が14人ということですね、意外と重たい方は少ないんだなと、このうち玉名に1人いらっしゃるのか、いらっしゃらないのかわからない状況なんですけれども、重い方は少ないなということでもちょっと安心した次第でございます。

どういう人が重症になるのか、どういう人がPCR陽性だけで発病しないで済むのか、その辺のその人の背景みたいなものを知ることによって、予防対策ができるわけなんですけれども、そういうことの情報が手に入らないということですので、どうかその辺を県ともまた話し合って、市としてやっぱり健康づくりの対策を立てていくために必要な情報は開示していただくように協議いただきたいなというふうに思います。私も県関係者と、このことについては話し合っていきたいなというふうに思っております。

それから、今、答弁ありましたところでは、コロナ感染が玉名市において60歳未満

が7割ということで、当初コロナというのは高齢者に、60代、70代、そのくらいに多いなというイメージがあったんですけども、今日伺ったところでは非常に若い世代だということで、このことについて再認識したわけでございます。ただ、全体的な医療費の動向を見ますと、10代、20代と一番丈夫で病気をしない年代なんです。国保の医療費なんかで調べますと10代、20代の医療費というのはものすごく少ないんです。病気が多くなるのは50代以降なんです。ですからこの60歳未満が7割、実は60歳未満というのは意外と丈夫なはずなんですけど、先ほど10代、20代が76人、71人、そして50代、60代がそれより少ない53人、50人だということがお話がありましたけども、この実際の数においても10代、20代より、玉名市においては50代、60代の人口のほうが多いですよ。これ比率として出してみられたらもっといいと思うんですけども、人口割合で10代どのくらいで、それに対する発生率がどのくらいであるか。50代における発生率がどのくらいであるか。実数じゃなくて、その人口割合で出されると若い人に非常に多いんだなということがもっと明確になっていくと思いますので、ぜひ、それをしていただきたいというふうに思いますし、もう一度国保関連の情報を調べて、10代、20代というのは本当に病気をしない、一番元気なところなんだと、そういうところを再認識していただくことで、この若い人に、一番元気な人にこのコロナが多いということはどういうことなんだろうと思うわけなんです。私の考えでは、50代、60代が53人だったら、人口も加味しますから10代、20代はこの半分でもいいわけですよ。それがどうしてこんなに多いんだろうと、どういうわけでしょうか。今日部長が言われたように、子どもの時間がありますから、スマホにのめり込んで睡眠時間が少なく、非常に不健康な生活しているのか。食事がジャンクなものが多いのか、そういうこといろいろ考えられると思いますけれども、こういった点から私は子どもの元気な子どもづくりというところに、今、コロナだからこそ取り組まないといけないんじゃないか、その生活習慣というものをもっと見直していかないとけないんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。

実は、森教育長の時代に低体温の調査をしていただいたことがあります。小中学校で36度以下の子どもがどのくらいいるかということ調べていただいたら、たしか2割ぐらいいたというふうな記憶があるんですけども、先ほど教育部長の答弁から低体温の子に対する対応をしているということでしたので、その辺のどういうデータがあるのかお伺いします。低体温の指導についても。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 近松議員の再質問にお答えいたします。

小中学校では、現在、コロナ禍ということもあって、毎朝の体温測定を義務づけ把握するようにしております。低体温症により体調が悪くなった子どもたちについては、状

況に応じた対応を保健室で個別に行なっているという状況です。

低体温対策、また、免疫力の強化対策として近松議員からも教えていただいたんですけれども、香川県の仁尾小学校で取り組まれた事例に、運動と睡眠時間の確保、朝食の充実が効果的だったとありますので、先ほども申しました早寝、早起き、朝御飯の取組を家庭と連携しながら継続し、これに登校後のランニングなどを組み合わせることで、体温の正常化、改善につながっていくのではないかと捉えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 早寝、早起き、朝御飯というのは呪文のようにずっと聞いているんですけれども、結果が出てないんですよ。私は、数として結果が出ない限りやっているうちに入らないという考えなんです。やっています。やっていますと言いながら、10代がこのくらいコロナ発症が多いということは、やってるうちに入らないという言い方は大変失礼なんですけれども、既に追いつかないぐらい子どもの生活環境が乱れているのかもしれないです。ですからこの際、体温測定しているんでしたら、もう一度、低体温がどのくらいいるのかということをはっきりと数字で出していただきたい。そしてそのことに対して、その指導したことで体温が改善したという、そのことまできちっと見ていただきたいというふうに思います。

ところで、適正体温というのは36度5分から37度1分の間であると言われております。戦前、戦後あたりはこのくらいあったそうです。ほとんどの子どもが36度5分以上であったそうですけれども、今は36度5分以上の子どもというのは非常に少ないです。体温が1度あると免疫力が5、6倍になり、1度下がると免疫力は30%下がると書いてありました。先日は小学校の子どもを持った母親からもイリコをみそ汁のだしにして、そのままイリコも食べるようにしてから体温が1度上がり、36度5分以上となり、病気をしなくなった。本当に昭和の子どもになったというふうにお母さんが喜んでおりました。体温が適正であるということは、体内の酵素の働きも正常化しますので、大事なことです。

私は教育の専門ではありませんので、教育について文部科学省のホームページを見ました。そこにこれからの社会と学校に期待される役割として、知識に加えて問題を解決していく力をつけるという文言がありました。そこでもう少し、一歩進んで子どもたちの低体温を克服して、免疫力を高めることに具体的に研究して、力を注いでいかないかどうかについて教育長にお伺いしたいと思います。また、ほかに効果的な方法があるようでしたら、考えを伺いたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 近松議員の御質問にお答えいたします。

御質問の件につきましては、以前から御提案を受けておりますので、私もどうかできないかと考え、一部の地域でありますけれども、校長先生方に相談をしまして、小学校の5年生から中学校の3年生までを対象に、家庭科の授業で、今議員がおっしゃった、特にその中でもみそ汁というものに焦点を当てた取組ができないか、各学校に検討をお願いしているところであります。地域には、食改善推進員など、日頃から食育とつながる活動をされている方々がおられ、地域学校協働活動推進員などの人材も可能であれば参画いただき、子どもたちの食についてお手伝いをいただきながら進められないかということですが、しかしながら、食事につきましては、家庭内での割合が断然に高く、学校だけでは限界があることも御理解いただけるものと思います。子どもたちが学校で学んだことを家庭に持ち帰り、少しでも家族に伝わるよう工夫が必要であります。また、先ほど申し上げました地域の方々に加え、ある学校ではPTAの皆さん方にも認識を深めていただくよう、食に関する講師を招聘して、研修の機会を積極的に企画しておられるとも聞いております。教育部長からの答弁にもありましたが、従前から提唱しております早寝、早起き、朝御飯を改めて推奨し、生活習慣を身につくように家庭と連携しながら、進展をするように努力してまいりたいと考えております。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） 大変前向きな答弁ありがとうございました。

教育長も覚えておられるかと思いますが、以前、島津市長の時代にこの1か月で体温が上がり、子どもは元気になり、そして集中力がついて、心が安定するという、この食育について素晴らしい結果が出ているのでぜひしてみたいなと思ひまして、私が2校でさせていただいたことがあります。1校は大変成功しました。本当に子どもたちが体温に、今、教育長が言われたように家庭の問題もありますから100%うまくいくとは限らないんですけれども、やはりかなりの子が体温が上がり、そしてよく眠れるようになり、いらつかないようになり、本当に書いてあったとおりの成果が出ました。後1校はうまくいきませんでした。そこが、何が違いがあったかという、やはり先生がお忙しいので、先生一人で抱え込むということでやはり十分なことができないという結果でしたので、どうか私は、玉名市内の1クラスでもいいと思っているんです。まず、モデルで無理なさらぬように、学校というのは、本当に朝は早くて、夜は遅くて、先生方もお忙しいですので、まず、こういうことをやってみたいと、そういう先生がおられましたら、1クラスでも2クラスでもいいですから、ぜひ、取り組んでいただきたいということと、それについては今、講習会も研修も企画しているということでしたので、やはりこれだけモデル的なことをするわけですから、十分な研修と、それからそれを取り組んでくださる先生に対するフォローというんですか、人的なものを準備していくと、この辺は誰かにしてほしいとか、この辺は人が欲しいということをやったりお話し十分な

されて、そしてバックアップされて、結果ができるように、ぜひ、モデル校でもいいですし、モデルクラスでもいいですし、やっていただけたら素晴らしいことになるなと思います。今、コロナの時代だからこそ、親も子も本気になれるいいチャンスじゃないかなと思います。

市長もうっすらと覚えておられるかもしれないんですけど、以前四国に行かれたですよ、あそこでは児童数298人中、251人、ほとんどの子がインフルエンザにかかっていたので、赴任してきた校長先生、なんて学校なんだ、みたいところで、体温調査したところ正常体温は全体の25%しかいなかったということで、大体全国的に、玉名もそうだと思いますけれど36度5分以上は、今は25%ぐらいしかいません。昔は75%だったんですけど、それでこの体温を上げる試みをしたところ、わずか1年で251人いたインフルエンザの子どもが172人に減り、さらに取組を強化したところ欠席が1人になったと。ほとんどインフルエンザがなくなったと。これだけやっぱ体温を上げる試みということは、体を活性化していきますし、そういうことで正常体温が36度5分以上、25%から82%まで改善したんだそうです。もう戦中、戦後の子どもと同じです。ほかにもいろんな試みがありますので、ぜひ、小学校だけじゃない、ほかの、1か月で子どもの体温を上げて、子どもの心と体に活気が出てきたというのがありますので、いろいろ研究されて取り組んでいただいたら、本当にありがたいなと思いますし、玉名の子どもたちからコロナが減って「玉名はいいよね」と、そういうふうになっていく日が必ず来るに違いないと思います。

せっかくの機会ですので、私がさせていただいた取組でのよその学校の結果です。この1か月の食の改善をしたら、体温が急激に上がった、風邪を引きにくくなった、体温が上がり本当にびっくり、朝から冷え性で辛かったけどすぐに手が温くなる、朝すっきり目が覚める、朝起きるときの気分がとてもよい、前より寝起きがよくなった、朝起きたときぼーっとしなくなった、朝起きると元気がなかったのにすっきりした感じになった、朝起きるのが以前きつかったけど今はすっきり起きられるようになった、夜ぐっすり眠れるようになった、ぜんそくが出なくなった、かぜを引いてもすぐに治ったことがすごいと思った、かぜを引いても治るのがいつもより早くなった、それから、集中力は、前まで友だちの失敗にいらいらしていたけれど今はいらいらしなくなった、長い間集中できるようになったのが自分でもよくわかった、1時間目の授業に集中できるようになった、授業で先生の話をかきちんと聞けるようになった、授業がいつもよりも短く感じるようになった、勉強していて授業が過ぎるのが早くなった、勉強しているときたまに集中が途切れていたのがなくなった、ほかいろいろあります。ここは中学校かもしれませんが。中学校です、中学校の子どもたちです。私もさせていただいて、小学校4年生か5年生にさせていただいたんですけども、本当に寝付きが悪いとか、夜中に目が覚

めるとか、朝起きるのがきついか、小学校4、5年でなんか高齢者みたいな状態だなと思ったことを覚えています。それほど今の子どもは体温が低く活力がないと、これがコロナ感染も50代より若者が多いということの一つの現況かもしれないなというふうに思っておりますので、どうか予算措置、そして人的なバックアップも十分考え、した上で、これを進めていただきたいと、先生方のコロナでまだ大変な中、やるのが楽しいと思っただけのようなやり方でしていただくことで広まっていくのではないかなと思いますし、地域も巻き込んでしていただくという答弁いただいたことで非常に玉名の未来は明るいなと思ひまして、うれしくなりました。ありがとうございました。

では、次の通学路の安全確保についてお伺いいたします。

[16番 近松恵美子さん 登壇]

○16番(近松恵美子さん) 子どもが減ったといろいろ言われますけれども、確かに減ってはいるんですけども、核家族化が進んだので、今までの地域には子どもがいなくなって、本当に高齢者ばかりの地域になっているんですけども、また、別のところに行くとならされてきていて、若い人たちばかり住んでいるというふうに、そういうふうに地域が分かれてきたなと最近感じます。ところが子どもたちは、通学路はお年寄りが多いところも通っていくものですから、これちょっとあまり危険性が見えないんですけどカーブですね。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番(近松恵美子さん) この土手は、その方がおっしゃるに、これは市道であって市の土地だそうです。市が管理すべき土地だそうです。この土手に草が、これ刈った後だから意外と少ないんですけど、草がもっと多くなって、そうすると右側通行で行くときに子どもたちが草をよけますので、中央を歩くようになります。真ん中を。そうすると対向車が来たときに非常に危ないということで、この隣接する土地の方が、80歳十分過ぎている方なんですけど、一生懸命土手の草刈りをしていたわけなんです。もちろん草刈り機なんか使えませんか、草刈りしてたんですけど、85歳十分過ぎている方でしょうか。もうこの年になったから自分はできませんと、誰かこれしてくれませんか、誰がするんですかというふうに言われたのが話の発端です。また、別の地域の方も言われました。市町合併前は、草を、こういうところを刈ってくれる人を雇っていたわけですからあちこちきれいだったんですけども、市町合併してしまったらやはり細かいところに手が届かなくなって「道路が荒れてきましたね」みたいなことを言われました。

もう1枚写真あると思いますけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○16番(近松恵美子さん) こんなふうにどんどん、どんどんはみ出ているわけです。

葛がはみ出てくるわけです。これまだきれいなほうなんですけど、これがどんどん、どんどん出てくると非常に子どもたちの通行に差し障るということです。これは市の管轄だから市ですというの、市全体を見るとちょっとこれも大変じゃないかという思いもいたしますし、PTAというの、PTAも忙しいでしょうし、区でお願いするには区役をそんなに毎月1回しているわけでもないし、今後どういうふうに考えていくかということをお尋ねしたいというわけでございます。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 近松議員の通学路の安全確保についての御質問にお答えいたします。

毎年学校では、地域の住民や児童などからの情報により、通学路の定期点検を行っており、要望箇所があれば関係機関が連携して対応している状況です。御質問の道路のり面などが市の所有である場合は基本的に市の道路管理課で対応を行いません。ただし、幹線道路などの交通量が多い路線から重点的に除草しているため、全ての路線の対応までは行き届いていないのが現状かと思えます。市教育委員会としましては、地域やPTA等の御協力を得ることも考慮しながらも、危険性が高いものについては個別に道路管理者と協議を行ない、早期解決につなげていきたいと思えます。

以上です。

○議長（内田靖信君） 16番 近松恵美子さん。

○16番（近松恵美子さん） では、これから地域でそういう相談があった場合は、まず、道路管理者、市のほうに電話してくださいというふうに私も伝えておきますので、広くて大変だと思いますけれども、よろしく願います。

こういう問題は、地域に若者がいなくなると今後どんどん増えていくかもしれない問題と思えますけれども、気がついた人がちょっと刈ってくれると、そんなふうになるのが一番いいなとは思っておりますけれども、危ないところは優先的にどうぞよろしく願います。

今日はこの2つですが、私は念願の10何年前から思っています体温を上げる食育の取組、教育長が一步進めるという力強い答弁いただきましたので、本当に期待をしております。私は先ほど申し上げましたように、学校で実際させていただきましたので、毎日毎日チェックいたしまして、そして1週間に1回体温を測っていただき、そして子どもたちに感想を書いていただきました。その4年生か5年生だったと思うんですけれども、子どもたちが朝起きが楽になったとか、夜眠れるようになったとか、体温だけではなく多くの問題を抱えているんだなど、そしてまた、授業中眠らなくなったと書いてありました。今の子は小学4年か5年で授業中眠ってしまうのかということに大変驚い

たことを覚えております。どうかあの子どもたちが本当に朝すっきり目覚めて、希望に燃えて学校に行き、そして活発に動き、集中して勉強し、そういうふうな子どもたちの笑顔を思いますと、多くの子どもたちが本当にそんなふうな元気な子どもになっていただきたいと思っています。その子どもの一人のことを覚えているんですけども、ああ、こんなことすると元気になるんだということがわかったと書いてあったんです。食べ物変えると元気になるんだということが分かったということは非常に大きなことじゃないかなと、子どもが大きくなったときも何か体調悪くなったとき、ああ、食べ物気をつけなくちゃとか、これに気をつけなくちゃと本当に思ってもらえるんじゃないかなというふうに思います。そのことによって必ず親が変わってきます。子どもが実践すると親が変わってきますので、100%と言わなくても、ぜひ、これに取り組んで熊本県一の元気な子どもづくりに力を入れていただきたいと。そんなふうな子どもたちでいっぱい玉名になるだろうということを思い浮かべて、これで私の質問を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

続いて、9番 松本憲二君。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番（松本憲二君） 皆さん、おはようございます。9番、自友クラブの松本憲二です。

7月23日から1年遅れて東京オリンピックが開催され、9月5日一昨日パラリンピックが開会をいたしました。コロナ禍の中で一番最初すったもんだがあって、開催をしないほうがいいんじゃないかなろうかという声が大半でしたけれども、終わってみたら「やっぱりしてよかったね」という声が6割以上ということで、あの感動、パラリンピックのほうは障がいを持った方々が一生懸命そのスポーツに取り組むというのを見て、やっぱり自分たちもコロナに負けないという勇気を皆さん、多分もらったのかなというふうに、私も見てそういうふうな気持ちにさせていただきました。本当に感動をありがとうというふうに選手の皆さん方に言いたいです。

それでは、通告に従いまして、私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、今年8月珍しくお盆前11日の日から19日にかけて非常に雨が降りました。例年でしたらお盆の日は暑いというふうなイメージなんですけれども、これが近年といいますか、豪雨災害、昨年も7月6日の日に人吉のほうで県南豪雨災害ということで非常に大きな災害が発生しております。このような中で、8月の豪雨災害、災害状況と今後の対策ということについて被害状況をお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） おはようございます。松本議員の8月豪雨の災害状況と今後

の対策、対応についての御質問の中で、まず、8月豪雨の災害状況について、私のほうからお答えいたしたいと思います。

先般、8月豪雨の際には、本市において8月11日から19日にかけて大雨警報が発表され、岱明にありますアメダスにおいて9日間で742ミリを観測しており、1時間雨量としては最大でも30ミリ程度と、短時間にまとまった雨は降りませんでした。総雨量としてみますと8月の平均雨量の約3倍を観測しております。幸いに大雨による死傷者についての報告はございませんが、玉名市内における主な被害といたしましては、8月末現在で床下浸水9件を含む一部損壊が10件発生しております。市道等についてはのり面崩壊、陥没等が53件、河川護岸等の一部崩落が6件発生しております。また、温泉大通りを含む11か所で冠水による通行止めを実施しておりましたが、現在は全て解除となっております。

次に、林道につきましては、のり面崩壊、路肩洗掘等により4路線を通行止めにしておりましたが、現在、通行止めを実施している箇所は1か所、1路線であり、復旧後は速やかに通行止めの解除を行なう予定にしております。

最後に、農業施設関係で43件の被害が発生しており、のり面崩壊や洗掘等により農道18件、用排水路21件、ため池4件であり、用水路の復旧については、稲刈り等の時期を考慮しながら対応を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、答弁をいただきました。

人的被害はなかったということで、床下浸水、床上浸水含めたところで9件ということだったんですけれども、今年の豪雨災害、7月の豪雨災害のときには、月瀬地区溝上ですか、そこでは床上70センチぐらいまで浸水があったと。しかしながら今回は、その潮の干満の差というのももちろん考慮するところがあるとは思いますが、そこでは床下浸水にも全然至らなかったというふうな話を聞いております。去年も災害があって、約1年後にまた災害があると、近年災害が頻発というか、ほとんどしてますよね、大体床上、床下浸水をする箇所というのはほとんど変わらないと思うんですよね、農地も一緒なんですけど、僕も13日の日に大体天水、横島、大浜、その辺をずっと見て回って、農地であったり、床下浸水しているところ、道路が冠水しているところ、ほとんど見て回ったんですけれども、ほとんど去年も浸かったところ、今年も浸かったところというのが同じ状況だと思うんですよね、溝上地区は国土交通省の排水車が設置をされて排水がずっとなされたということで床下浸水にも至らなかったというふうにお聞きをして、私もその状況を見に行きました。そこの近所の方、去年床上70センチ浸かったといわれるお宅に訪問をいたしまして聞いたら、どうなるかわからんからというこ

とで、全部家財道具は上にほうに上げとききましたと、そうしたら排水車が設置をされて災害には至らなかったということをお聞きしたんですけれども、去年も災害があって、今年も災害がある。そして境川、尾田川地区は床下とかなかったんですけれども、農地、ハウスは私の膝上ぐらいまで浸かっていました。イチゴの地づくりもちゃんとしてあるところがもう水浸し、そしてトマトの苗が来てるというような状況で定植準備が全然できないような状況。そしてまた受免でも同じような状況。ここは床下浸水もありました。そういう中で今後の対応、対策についてどのようなお考えをお持ちなのかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

まず、尾田川の改修事業につきましては、河川改修事業と別に、尾田川地区の排水対策事業も同時に行なっております。いずれも熊本県の事業ですが、河川改修事業が石塘樋門から上流3,100メートルの区間で、排水対策特別事業が尾田川地区の流域エリアになります。

まず、河川改修事業の進捗状況ですが、現在は主に県道熊本玉名線から上流の地盤改良と築堤工事及び未買収部分の用地測量と用地買収が行なわれておりますが、用地については全て同意に至っていないのが実情です。一方、尾田川地区の排水対策特別事業の具体的な内容は、4か所の排水機場新設と9,630メートルの排水路整備となります。進捗については、河川改修事業の進捗に併せて整備が進められており、1か所の排水機場は完成し、残り3か所については、そのうちの1か所の排水機場の実設計に令和元年度から着手され、そのほかには用地測量及び排水路実設計を進められております。

なお、工事の完成予定は、事業用地の確保にもよりますが、順調に進めば河川改修事業は令和9年度完成予定と伺っております。また、尾田川地区の排水対策特別事業は、河川改修完成後の3年程度で完成すると見込まれております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 議員御質問の受免地区の被害状況と今後の対策等についてお答えいたします。

受免地区の湛水防除施設につきましては、水田の汎用化と施設園芸などの営農促進を図るため、昭和54年度に排水機場を設置し、平成29年度には水中ポンプ化を含め、更新整備が完了してはいますが、今回の大雨により受免地区を流れる古川下流域において冠水被害が発生しております。今後古川の改修整備を計画しておりますので、受免地区の冠水対策を含め、関係機関と協議を重ねながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 尾田川は令和9年度には完成するだろうというような、今、お話しでした。今、令和3年、あと約6年、古川もいつできるかわかっているのは、今、部長からは出てなかったんですけども、受免の排水機場も多分6年ぐらい前に新しくストックマネジメント事業で多分されて、呑崎のほうも多分去年だったですかね、新しく工事ができて、しかしながら雨が降れば一面水浸しというような状況。やっぱり対策として国土交通省の排水車、溝上に設置されて、災害に至らなかった。古川の一番先にも樋門があるんですけども、なかなかあそこは潮の干満で泥がそこに堆積して樋門が開かない状況にすくなってしまうと。そうしたらやっぱり排水対策事業というのを何か考えないといかんとじゃないかなと思うんですよ。市でそういう排水車の設置、購入。車はどうかわかりませんよ。車検だったり、大型トラックの免許とかが必要ですので、その辺も含めたところで溝上でやっぱりそれなりの効果が出たというのは明らかであります。そういうことも視野に入れていていただきたい。それと明辰川、横島と大浜のちょうど境のあの辺も国道501号線、大浜のファミリーマートのすぐ裏手から有明中学校の、横島の一部の方々が通学をされる通学路があるんですけども、そこも冠水をしていました。そういう面から明辰川の改修については、今、どのようになっているのかというのが部長のほうでわかりますか。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 明辰川改修計画についてお答えいたします。

明辰川は大浜地区と横島地区の境を流れ、横島干拓を通り有明海に流れる農業用排水路でございます。整備につきましては、総延長5,600メートルの明辰川を六枚戸より下流の2,900メートルを県営ため池等整備事業により、平成29年度に完了し、上流部の2,700メートルにつきましては、県による基礎調査の実施を予定しており、地域住民の同意や文化財との調整などの問題点もありますが、それらを一つ一つ解決し、今後も関係機関と協議を重ねながら早期採択に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 私の住んでいる干拓地域約2,900メートルは本当にきれいに整備をされました。後残りの2,700メートル、しっかり対策をとっていただいて、県と連携を図りながら進めていただきたい。しかしながら、汐見の排水機場がちょうどあるんですけども、あそこが1基壊れていたと。ごみをあげる機械ですね、あれが壊れていたからなかなかポンプが思うように稼働ができなかったというふうに運転手さんからもお聞きをいたしております。市の担当の職員も現地に足を運んで、運転手さんと

話をしながらということで、僕も現地でちょうど職員さんとも会って、運転手の方とそういう話をしていたということもちょうどその場に私もいましたので、今後、そういう排水車まではどうかと思うんですけども、そういうポンプ、移動ができますいろんなところに。結局、昨年も水害、今年も水害、大体冠水しているところというのはほとんど一緒だと思うんですね、そういうのをどうやって冠水対策を図っていくのかというのは、連携を取って、そういうのを購入して生命財産が守られるのであれば、ぜひ、そういうのを検討していただいて、設置に対しては建設業協会さんとも災害では連携を多分取られていると思うので、そういう移動なんかはお願いをされて設置ができれば、災害が防げるということであれば、その辺はしっかり検討をしていただきたいというふうにお願いをいたして次の質問に移らせていただきます。

○議長（内田靖信君） 松本憲二議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

9番 松本憲二君。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番（松本憲二君） 2つ目の私の質問は、玉名市文化センター改修と玉名中央病院跡地の利活用についてであります。玉名中央病院跡地はくまもと県北病院のほうがプロポーザルをやるということで、多分、昨日で締切りじゃなかったかというふうに思っております。玉名市文化センターは約3億円弱をかけて大規模改修ということになっていたと思うんですけども、私は公共施設の特別委員会にも入っておりません。タブレットの中に一応、入っていたんで見はしましたけれども、その辺の状況がどうなっているかというのをお聞きしたいと思えます。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 松本議員御質問の旧庁舎跡地における玉名市文化センター改修についての方向性についてお答えいたします。

玉名市文化センターは建築から40年が経過しており、耐震性は確保されているものの広範囲において劣化が見られ、安全性や機能面の低下が見られております。そのため、公共施設個別施設計画において令和元年度から令和3年度にかけて主に機能回復を目的とした大規模改修を計画していたところです。しかし、大規模改修を実施しても長期の使用については、躯体の健全性が保たれるか懸念があることから、旧庁舎跡地の利活用

を検討するに当たっては、玉名市文化センターの建て替えについても併せて検討してきたところでございます。玉名市文化センターを改修する場合と建て替える場合の比較検討につきましては、ランニングコストなどを含めた今後20年間の総事業費で比較した場合には大きな差とはならないことや改修しても使い勝手の悪い構造や多数の出入り口による防犯上の課題が解消されないこと、さらには旧庁舎跡地活用のサウンディング型市場調査において建て替えを求める民間の意見が多かったことなどを踏まえ、改修するよりも建て替えるほうが総合的に見て有効であるとの結論に至りました。そこで玉名市文化センターにつきましては、東側市道沿いと西側2件の私有地を含めた旧庁舎跡地の開発エリアの中で官民連携の手法により建て替えの方向で整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、玉名市文化センターのことについては建て替えということで、聞き取りのときに聞いてびっくりしたのが私有地を2か所買うという話も多分あったと思うんですね、一番最初は財政が厳しいからそこは買わなくて、玉名第1保育所は今建てていたところに建て替えるというような話だったんですけども、二転三転とする中で、私有地も買って、大々的にすると。総工費が約35億円というような話もお伺いをいたしました。旧中央病院の跡地に関して、昨日がプロポーザルの締め切りだったというふうにホームページ上9月6日で締め切りということだったんですけど、応募があったのかなかったのかというのをお聞きしてらっしゃるのであれば教えていただきたいなと思うんですけども、わかりますか。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 質問にお答えします。

玉名中央病院跡地利活用事業者の公募については、参加表明書の提出を行なった事業者がなかったというふうに伺っておりますけれども、詳細については昨日まででしたので、本日の一般質問終了後に正式な報告を受ける予定になってます。

以上です。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 福祉、医療関係に限定されたということでプロポーザル応募がなかったということなんですけれども、玉名市文化センターそのまま多分、建て替える。聞き取りのときに子育て支援センターかなんかと一体型ということで図書館、そして公民館機能を持たせて、そこに子育て支援も入れるというような考えということがあったんですけども、旧中央病院跡地をよく見てみますと、すぐ隣に玉名高等学校、そして玉名高等学校附属中学校、そして旧国道208号線、TSUTAYAさんの周りをずっ

と見ますと塾がいっぱいあります。そして歩いてちょっと行けば玉名女子高等学校、北稜高等学校、玉名中学校、玉名町小学校、築山小学校、学校がいっぱいですよね、どっちかというなら文教という観点から考えますと、九州看護福祉大学の学生も在来線で、玉名駅で降りてあそこから歩いて学校まで行ってらっしゃる方々もいっぱいいらっしゃいます。そして、あそこは今の玉名市文化センターよりも全然高いところにあります。避難場所と考えても非常に使い勝手がいいのかなというふうに思いますし、公共交通の便からもあそこに公民館、そして市立図書館の建設を考えてみられてもいいのかなというふうに、私は思っております。

玉名中央病院の跡地に関しましては、これは今、病院がプロポーザルをされてるわけですが、設立組合議会の同意が必要というふうに私は認識をいたしております。その議案を提出できる権限は、組合長であります市長が持っておられるんですけれども、今後、中心市街地の中でも中心的なあの公立玉名中央病院の跡を、そのままくまもと県北病院のほうで再利用というか、そういうのを組合長という立場でどのようなお考えを持っておられるのかちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問にお答えします。

松本議員御提案のとおり、玉名中央病院跡地の周辺には、複数の高等学校、それから中学校、小学校が立地しておりまして、文教地区とも言えるような地域で、また、近くには商店街、それから医療機関もありまして、幹線道路や公共交通も整備され、利便性が高い大変魅力ある地域であるというふうに認識しております。その地域の中心部にある玉名中央病院跡地の利活用につきましては、くまもと県北病院においてプロポーザルを実施されておりましたが、正式にはまだ報告受けておりませんが、昨日の期限までに参加表明がなかったということで、今後の予定について今日報告を受けた中で、しっかりとどうということであるのか、今後どうしていくのかということ聞き取りをしながら注視していかなければならないというふうに考えております。

先ほど松本議員から御提案があった内容につきましては、くまもと県北病院における今後の取組が未定なため仮定の話になりますけれども、仮にくまもと県北病院から市のほうが購入できたとしても議員御提案の施設を建設するためには購入費用に加えまして、現在の建物のアスベスト対策を含めた解体費等で約10億円以上の莫大な費用が別途発生すると、必要になってくるということでもあります。また、官民連携で行なった場合においても旧庁舎跡地と比較しますと、敷地の面積が非常に狭い、それから周囲を住宅に囲まれて特異な形状、いびつな形状をしておりますので、恐らく民間の提案、投資が期待できるかどうかは不透明であるというふうに考えております。そのようなことから、公民館機能を含めた他世代間交流施設と図書館につきましては、サウンディング型市場

調査において民間の関心度が高かった旧庁舎跡地において、官民連携の下、整備をし、地域のにぎわいの創出につなげていきたいというふうに考えております。

それから先ほど議員の発言がありましたけれども、設立組合の同意というものが必要では、恐らく組織の兼ね合い上ないんだらうというふうに思います。報告義務があるんだらうと。むしろ同意をいただくとするならば、地域の方々、地域の商店街、そういったところの最終的な同意をいただいてからの決定になるのではなかろうかというふうに思っております。

それからもう一つ、先ほど松本議員の発言の中で、民有地2軒を購入する旧庁舎跡地という話がありましたけれども、誤解のないように説明をさせていただきたいのが、その敷地内の東側の市道沿い、それから西側の2軒の民有地、これを含めた開発エリアという位置づけでプロポーザルの提案を受けるというようなことでありますので、「2軒買いますもんね」というような話ではありません。これからそういったことがプロポーザルの提案の中で確定していくということになりますし、そうであるならば民間がそこを活用とするのであれば、民民での交渉であったり、そういったことになるかもしれません。ですので、短絡的に市が2軒を買いますということではないので、そこは誤解のないようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） それでは、私のほうでその民有地の購入ということで誤解があったのならば、そこはしっかり私も今、市長から話を伺いましたので、民間が結局、提案をして民民同士の売買になる可能性はあるということで承らせていただきたいというふうに思います。

もちろん玉名中央病院跡地も敷地という面では旧庁舎跡地よりも狭いかもかもしれません。しかしながら、市立図書館の活用に関しましては、多分、向こうにもっていったほうが非常に皆さんの使い勝手、そして文教区ということであるならば、そこもPFI方式ということで、民間主導型ということで、解体なんかも公共事業よりも安くできるだろうし、そこは民間の力を活用して、そういう提案もなされてみてはどうかというふうに私は感じております。せつかくあの一番玉名の中心市街地でも中心の場所です。くまもと県北病院に譲渡はしておるということではありますけれども、やっぱりそこは設立組合の長として、その中心市街地の中心地ということで、しっかりその場所に関してはどういふものがふさわしいのかということも考えていただきながら市民が納得できるようなそういう施設なりを建設していただければというふうをお願いをして次の質問に移らせていただきます。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番（松本憲二君） 次の質問は、6月でも質問をいたしました。農業、農地集積ということで質問をさせていただいて、前回、市長答弁の中で市長が今後は担い手への農地の集積だけで終わらず、農地集約による団地化や集団化を推進し、作業効率そして生産力一層高めることで農業者の農業所得の向上、並びに足腰の強い農業に微力ながら尽力してまいりたいと考えておりますと、この玉名が全国有数の産地としてこれからも全国に誇れる魅力ある農業の実現に向け、様々な角度から検討を積み、これを実践し、本市農業が持続的な産業基盤として発展し続けるよう、未来につなげていくことといたしますという答弁があったんですけれども、具体的に農地集積事業について、今後市としては、どのような展開を計画されているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長（上野伸一君） 松本議員御質問の農地集積事業の今後の展開についてにお答えいたします。

農業者の高齢化及び担い手の減少により、本市においても今後は担い手への農地集積だけではなく、農地集約による団地化や集団化を推進し、作業効率及び生産性の向上を図ることは、農業を持続可能なものとする上で必要不可欠なことだと認識しております。本市では、令和2年度に人と農地の問題を解決するための未来の設計図である人・農地プランの実質化を進めてきたところであります。この過程で農家へのアンケート調査を実施し、5年後、10年後の農地利用や後継者の有無など、将来的な営農意向を把握し、それらをプランに反映させております。コロナ禍により地域での話し合い活動は実現できておりませんが、今後は地域農業が抱える課題の解決や中心経営体への農地の集積、さらには集約化などの各地域における将来的な方針の策定に向け、コロナの感染状況を踏まえながら開催したいと考えております。また、このほかにも本市では農地バンクを介しての農地中間管理事業等による農地の集積及び集約化にも取り組んでいるところでございます。平成26年度からの農地バンク制度導入以来、令和2年度末日までに延べ751万4,602平方メートルの農地の貸し借りが行なわれてきております。今後につきましてもJAなどの関係機関と連携を図りながら、地域の話合いの中で、農地集約の気運が高まった地域から順次、農地中間管理事業を活用しつつ、担い手同士での農地の交換または集落営農組織の法人化などによって農地の集約化に取り組むこととし、そのことで作業効率、そして生産力を一層高め、農業所得の向上並びに足腰の強い農業づくりにつなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 部長のほうから答弁いただきました。

前向きな答弁で非常にありがたい。また、令和2年度にそういうアンケートをちゃんと実施されているということで、結局、コロナ禍の中ですから、なかなか集落、地域との話合い、会合の場がなかなか持てないということは、私も理解をいたしております。

やっぱり後継者の観点からいいますと、多分今の農業人口の3分の1ぐらいまで減ってくるのではなかろうかというふうに、横島地区では後継者多いほうなんですけれども、そのような感覚、肌感覚を私は持っています。だからこれだけの広い広大な農地を今後維持していくにはこういう集団化、またそして集約化というのが非常に緊急を要するんではなかろうかというふうに思いますので、ちゃんと計画を立てられて、しっかり前に進んでいっていただけるようお願いをいたしまして、最後の質問に移らせていただきます。

[9番 松本憲二君 登壇]

○9番（松本憲二君） 最後の質問は、今ちょっと農家の間で非常に話題というか、非常に話になっている償却資産について質問をいたしたいと思います。

なかなか固定資産の償却資産ということで、農家の皆さんにはほとんどなんだろうということで、今回、この令和3年になって急遽農家の中で非常に話題になっているので、まず、固定資産税の中の償却資産についての税制についてちょっと説明を求め、また、遡及課税ということがちょっと非常に問題になっております。そういうところも含めて説明をお願いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

[市民生活部長 蟹江勇二君 登壇]

○市民生活部長（蟹江勇二君） 松本議員御質問の償却資産についてお答えします。

まず、1点目の固定資産税償却資産の制度内容についてであります。現在の固定資産税制度は昭和25年の地方税法制定と同時に創設され、固定資産税のうち土地家屋は市において評価及び課税し、事業用資産である償却資産は地方税法第383条に毎年1月1日現在所有の事業用資産について報告する義務がその所有者に課されております。御申告いただく事業用資産は、経年により毎年減価していくもので、原価年数に応じた価格に1.4%の固定資産税が賦課されるものです。なお、減価された資産価格の総合計が150万円に満たない場合には免税点以下として課税されません。市としましては、毎年広報たまな4月号及びホームページに掲載するとともに、過去に申告がある方には償却資産申告書、前年度の資産一覧を送付し、申告の案内を行なっているところですが、今回、初めて申告される方からは、所得税申告時に償却資産も申告しているという意見が多く、税務署へ申告する所得税申告時に資産の残存価値を経費として落とす減価償却費との混同が見受けられました。また、所得税申告における経費としての原価償却費は補助金を除いた価格であり、固定資産税の価格としての償却資産は補助金を含んだ価格

となることも認知が低い状況でした。昭和25年以降、事業用資産を有する者は固定資産税の課税のために市に対し自己申告しなければならない定めですが、毎年広報周知等を行なっているものの認知度の低さを感じた次第です。

続きまして、2点目の遡及課税の経緯と根拠についてであります。平成30年度の県交付税検査において、遡及課税すべきであるとの指導を受けたこと、また、令和元年度の熊本県下14市会議において遡及課税していない自治体が14市中玉名市を含め2市のみであったことから、令和2年度課税より5年間の遡及課税に取り組んでおります。なお、令和2年度は45人の方に対して5年間の遡及課税を実施し、計663万円を追徴いたしました。令和3年度においては、令和2年12月8日に申告案内を通知し、申告をいただけなかった方に対し、令和3年7月7日に再度の通知、さらに8月18日に横島町公民館において個別の申告内容確認会を実施しております。5年間の遡及課税の根拠としましては、地方税法第17条の5の5の規定である不動産取得税、固定資産税、また、都市計画税に係る賦課決定は法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以降においてはすることができないとの定めるよるものでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今、部長から答弁をいただいたんですけども、なかなかちょっと理解するのに時間がかかるのかなというふうに思っております。

そうしたらこの遡及課税、先ほど平成30年に指摘を受けたということがあったんですけども、県の査定会で、また、令和元年度に14市中玉名市を含め、2市が遡及課税をしていないという指摘があったということなんですけれども、遡及課税をしよう、いつからということ。いつからするということふうに課内で決定をされていたのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 松本議員の再質問にお答えします。

5年間の遡及課税についてですが、先ほどの繰り返しになりますけれども、平成30年9月の交付税検査時に遡及課税の取組を県から指導を受けました。翌年令和元年11月に開催された県下14市会議の場で、遡及課税を実施していない自治体2市に玉名市が含まれていたため、同月税務課内において取扱い内規を定めました。取扱い内規では、その3か月後の令和2年1月申告分から5年間遡及を行なう旨の決定しております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 5年間というのが農家の間でも非常に話題になっております。どうして5年間遡らなにか。普通税務申告で違反とか、そういうことをしたら確定申告

時の場合5年間追徴課税がなされるとか、悪質な場合は7年とかいう話を聞くんですけども、5年間というのが非常に皆さんの中でももやもや感が、農家の中にもやもや感、胸の中にあるということなんですけれども、遡及課税に取り組んでなかったというのが2市ということなんですけれども、どうしてそういうことに至ったのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 松本議員の再質問にお答えします。

御指摘のとおり、事業用資産を取得された時点で申告、また、調査できていれば遡って課税することもなく、一括納付の負担も生じませんでした。個々の所有される資産内容を調査するには膨大な労力を要することから、償却資産については、地方税法で所有者に申告する義務が課されております。そのことから、本市では例年新規開業者を主とした捕捉を行ないながら周知案内に注力してきたところでございます。しかしながら、制度の周知が足りず、納税されている方へ不公平を与える一方、過去に申告がなされてなかった方へ大きな負担を強いる形となりましたことは、大変申し訳なく感じております。なお、今回の反省を踏まえ、未申告の原因の一つとなっている認知度の低さを解消すべく関係部署との連携強化を図り、まずもって農林水産政策課へ補助事業時における固定資産税の周知（償却資産）の周知を、農業協同組合へ青色申告会における償却資産申告の周知を依頼し、改善に努めたところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） このハウスを建てるときには補助事業、約半分の補助金をお国のほうからいただくわけですけども、事業説明、事業に取り組む組合、3戸以上の農家が組合みたいなのをつくって、強い農業づくり交付金であったり、そういうところに取り組むわけなんですけれども、事業説明会、事業に取り組むときにそういう償却資産について説明があったのか、なかったのかというのをちょっとお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

強い農業づくり支援事業は、当市では平成24年度から実施してきた事業であります。これまでに市主催の事業説明会は一度も実施しておらず、また、個別の相談の際にも償却資産の課税についてはお問い合わせがない限り説明はしてきておりません。また、事業実施者を取りまとめるJAなどでも同様に説明会及び個別相談の際に事業実施要件や取組内容といった事業そのものの説明のみが行なわれていると聞き及んでおります。今回の様々な状況を踏まえ、事業担当課としましては、あらゆる機会を捉え、事

業実施者はもとより農業者の方々に広く周知するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 私もハウスを建てた本人の一人ではあります。ハウスを建てるときの事業の内容進め方であったり、そういうのはJAのほうでほとんど担当されていたというのが現状なのかなというふうにも認識いたしております。

なかなかこの問題が出てきて非常に農家の方々はこのコロナ禍の中で一遍に5年間も遡るといふことなので、非常に苦勞されているわけですが、では、近隣自治体での取組というのはどうなのか、ちょっと教えていただきたいと。

○議長（内田靖信君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 松本議員の御質問にお答えします。

近隣自治体で最も早くは平成15年度には既に5年遡及を実施していたと聞き及んでおります。この自治体では平成26年に全域の大規模調査を実施し、太陽光発電システムとビニールハウスを中心に捕捉したとのことです。その際、ハウスなどの農業施設に対しては、翌平成27年に農業用乗用機械の軽自動車登録と並行しつつ資産を整備したため、平成26年の大規模調査時における遡及課税は行なわず、平成27年度以降の不足分から遡及課税を実施しているとのことでした。他の近隣自治体も全体的には平成27年度から遡及課税の取組を開始しているとの状況でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 近隣自治体でも、もうほとんどのところが平成27年以降から遡及課税に取り組んでいるということ。また、それと強い農業づくりは平成24年から実施をされたということで、平成24年から実施をされて平成27年から他自治体は取り組んでいたということであれば、5年間の遡及課税には至らなかったのかなというふうにもここで思うわけです。

それでは、先ほど部長からの答弁で、近隣自治体の取組の中で、近隣自治体では平成26年度の大規模調査時における遡及課税を行なわなかったというふうにあるんですけども、そういう自治体同様の取扱いというのは本市ではできないのかということをお聞かせ願いたい。

○議長（内田靖信君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 松本議員の御質問にお答えします。

本市としましては、昨年度も遡及課税を行ない、一括納付をいただいておりますし、他の納税者との公平性を保つためには遡及課税は行なうべきものと考えております。なお、以前から申告及び納税いただいていた方からは、自分たちが資産取得時から長期に

わたくし納税してきているのに、未申告の場合は5年でいいのか、取得時に遡って課税しないことは納税できないといった厳しい意見もいただいておりますけれども、先に述べましたとおり、地方税法上認められる遡及課税は5年間と定められており、このように説明をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） それはやっぱりもちろん一番最初からこの償却資産をしっかりと納付されている方からはそういうお叱りの言葉というのはあるというのは当然のことだというふうにも思います。

令和3年度からこの取組が全戸的に始まったというふうにお伺いをいたしておりますけれども、本年度の取組状況というのを説明をお願いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 松本議員の御質問にお答えします。

本年度の取組状況についてですが、ちょっと流れがあります。令和2年1月補助事業により農業用ハウスを取得され、償却資産の申告をされていた方から、補助事業者のうち未申告者がいるため、課税の公平性を保つよう強い要望がございました。そこで補助受給資格を持つ認定農業者全員の申告状況を調査したところ、認定農業者982名のうち599名の方が未申告であることがわかりました。よって、令和2年12月の申告案内に未申告である599名の方を加え送付いたしました。982人中432人の申告にとどまっていたため、令和3年7月に再度通知を行ない、それから8月個別確認会を経て、現在、800の方が申告されている状況です。遡及課税につきましては、農業のみならずあらゆる事業の資産が対象であり、現在も内容確認を進めている状況のため、正確な数値は出ておりませんが、農業関係で過年度分を含めた税額が100万円を超える方が50人以上おられることとなっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 今800人、900大体、認定農業者ですね。認定農業者しかその補助事業は受けられませんから、その982人中800人は申告をされていると。しかしながら後182人がまだ未申告の状態ということなんですけれども、これについての対応ということはどうなっていますか。

○議長（内田靖信君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 松本議員の質問にお答えします。

日々申告されてこられているかなと思いますけれども、最終的に申告されていない方に対しては地方税法第354条の2に定める所得税申告の閲覧、いわゆる税務調査や同

法353条に定める質問検査権による調査を実施し、推定課税を行なうこととなります。つまり所得税申告で経費として減価償却されている事業資産があった場合に職権で固定資産税を課税することとなります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） 先ほどから当初から申告をされていた方からは今まで遡及課税が5年間でいいのかとお叱りの言葉、そしてまた、ほかの組合じゃないんですけども、一緒に立てた3人ないし5人、8人であったり、組合の数というのは不特定多数ですから、その中で1人の方がそういう不公平感というものを感じておられるということもあります。そんな中で未申告の方に、しっかり公平性を保つような形で当たっていただきたいなど、対応を当たっていただきたいというふうに思います。

農家の方々からいろんな形でお話を聞いてみますと5年間の遡及課税ということで、大きい人は数百万円単位の納付ということのお話も聞いております。先ほど来話があります総事業費ですね、総事業費に対して1.4%ということですから、約1億円の事業であったら140万円、単年で。それを5年間遡ったら約700万円。そういう金額になっていくんです。だからそういう面からも納税期限がいつまで払いなさいよというのが多分あると思うんですけども、それと納税期限にどうしてもお金が用意できないというふうな方が多分、おられるかどうかわかりません。しかしながら、そういう場合に、延滞税とか何とかあるじゃないですか、その辺が税法上どういうふうな形になっているのかというのをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（内田靖信君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 松本議員の質問にお答えします。

令和3年度課税分の納期は12月末と2月末の2回分割。令和2年度以前の過年度遡及分の納期は12月末の一括納付を予定しております。納期までの支払いが困難な場合は、地方税法第15条に基づく徴収猶予の制度がございます。猶予期間は原則1年以内で分割納税をしていただくことになり、その間は1%の延滞金がつきます。また、猶予額が50万円を超える場合は原則担保が必要となります。なお、通常滞納されいている場合は、令和3年度の延滞金の率で、納期限から1か月間は2.5%、その後は8.8%の延滞金が生じることとなります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 9番 松本憲二君。

○9番（松本憲二君） この償却資産税、固定資産税の多分、大きい人ではやっぱり事業費でいけば億単位の方もいらっしゃるし、そういう面でやっぱり5年間の遡及課税ということで、このハウス、耐候性ハウスというんですけども、台風に強い、そ

う事業はもともとはJAのリース事業だったんです。所有者はJAさん。JAさんが個々の農家に貸し付けて、JAさんは、この償却資産税というのは払っていらっしやっただというふうにお伺いしております。市も多分、納付があっていたからそれはちゃんと払ってもらっているというような認識というか、払っていらっしやるんですから、多分そういう感じだったと思うんです。それが、結局、個々の農家に事業主体が変わって、それが納付がされない平成24年から。これは一つは、私的に思うのが、人員の不足なのかなというふうにも思っております。八代市を調べてみましたら、固定資産税係20名以上です。やっぱり近年家ものすごく建っていますし、こういうハウスなんかものすごく建って、調査必要なんです。八代市は県下有数の園芸地帯でもあり、補助金でハウスを建ててらっしゃる方々ものすごく多いんです。そういう面でやっぱり人員をそこに配置をされて、ちゃんとしっかりそういう対策に当たられていると。うちの係を見ますと約7名ですか。八代市に次いで大きな園芸地帯であります。八代市は20名というちゃんと担当の職員をそこに配置をされて調査に当たってそういう対応をされている。当年分を払えと言われるんだったら皆さんもちろん納得をされるというか、5年間急遽遡るといのは、やっぱり非常に。しかしながら農家の方々と話していくと「払わなんとはしかたがない」「他市も5年間遡っているんですよ」というお話をさせていただけば「そら払わなんたいね」、しかしながら、払う金額があまりにも大きすぎて「どうやって払おうか。借入ればせんといかんだらうか」と、「全部現金を全部払ってしまったら生活費すら残らん」というような状況のお話も伺っております。

今、部長からずっと答弁がありましたように、これは法律上絶対定められて、他市も5年間遡ってやっていると。令和元年に指摘を受けたのが玉名市を含む2市であったと、14市のうちの。今後、こういうことがないように、人員配置なり、全庁的に情報を共有し合いながら、やっぱり各事業、事業、いろんな補助事業、何に対しても補助事業があると思うんです。農業関係ばかりではなくて。保育園であったり、いろんな福祉施設であったり、そういうところにも多分、補助事業なんかあると思います。いろんな形でその税がかかるのか、税がかからないのかというところもありますし、いろんな形でこういうミスじゃないですけども、急遽こういうことが発生すると、ほとんどの農家さんが戸惑いというか、そういうところに至っておられるというのがありますので、その辺の事業を進めるときの周知徹底であったり、そういうことをしっかり全庁的に話し合っていて、今後取り組んでいただきたいなというふうに思いますし、この税の公平性というのを先ほど部長からずっと説明があったので、その辺はしっかり対応をさせていただいて、今後、農家の方でちょっと感情的になられる方もいらっしやると思いますけれども、冷静に対応して、納付をしていただけるように努めていっていただきたいというふうに思います。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、松本憲二君の質問は終わりました。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） お疲れさまでございます。

松本議員の先ほどの御質問に対する答弁に2点、誤りがございましたので、この場をお借りして訂正をさせていただきます。

まず、1点目、玉名中央病院跡地の売却手続において病院組合の同意は不要であると発言いたしましたけれども、病院跡地が病院組合の条例で重要財産と位置づけられておりますことから、その売却に際しましては、地方独立行政法人法の規定によりまして、組合議会の議決が必要となるということでございますので、訂正させていただきます。

2点目、旧庁舎跡地の開発計画における西側2件の民有地の購入についてですけれども、提案に応じて民間同士、民民も考えられると申し上げましたけれども、今現在の計画では、官民連携のプロポーザル実施前に市で購入することを検討している段階であるということでもありますので、仮に地権者の同意が得られなければ、その計画エリアを見直してそのエリアから外して実施していくことになるということでもあります。

おわびして訂正をさせていただきます。

○議長（内田靖信君） 引き続き、一般質問を行ないます。

10番 徳村登志郎君。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） 皆さん、こんにちは。10番、公明党の徳村登志郎でございます。本日は、2期8年間の締めくくりとなる一般質問をさせていただきます。

おかげさまで、初当選後の定例会から一度も欠かすことなく一般質問ができたことも市民の皆様の御支援、御鞭撻のおかげだと感謝しております。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

災害時における聴覚障がい者への情報伝達についてお尋ねします。地震発生時や近年急増しているゲリラ豪雨など、大雨による被害、また、台風情報などテレビやラジオからの気象、防災情報をはじめ、いざというときの避難情報は命に関わるとても重要なも

のですが、聴覚に障がいのある方々にとっては、画面に表示される文字や記号による情報に頼らざるを得ず、アナウンサーや気象庁の専門家などが音声で伝えている内容が伝わりにくい現状があります。

そこで、気象庁は震度5以上の地震が発生した際や気象に関する特別警報を発表した際、台風、大雨が発生または予想された場合に開催する緊急記者会見においては、昨年令和2年7月1日から手話通訳を配置する運用を開始しています。しかし、これは緊急の記者会見に限られていますので、その他の臨時記者会見や災害発生後に刻々と変化するその後の気象情報や肝心の避難情報などを懸命に伝えるアナウンサーの声は残念ながら聴覚に障がいのある方には伝わりません。手話通訳が必要なのです。

そこで、私の提案は、我が市のNHK支局や民放局のキー局などが、私どもの生活圏内に重要な気象や防災情報を伝える際には、必ず手話通訳者を配置するように放送局に強く要望するとともに、平時から自治体として緊急時に派遣できる手話通訳者と契約を結び、いざというときには放送局などに自治体から派遣するという仕組みを早急に構築することです。この体制を実現できれば、各放送局の財務事情や手話通訳者との契約の有無などに関係なく、聴覚障がい者がリアルタイムの防災情報に接する際のアクセシビリティの向上を図ることが可能です。さらに、今後行政のユーチューブチャンネルがあれば、生放送ライブでも、ストリーミング配信でも手話通訳を配置した適切な防災情報を動画で流すことができると思います。そして、万が一停電が発生してテレビが視聴できなくなったとしても、その地域の携帯電話のデータ通信、Wi-Fiなど、インターネットの通信網さえダウンしなければ、スマホやタブレットで最新の防災情報を入手できます。

2019年10月の台風19号で甚大な浸水被害などが発生した長野市では、被災後の避難所に真っ先に駆けつけた手話通訳チームは400キロメートル離れた鳥取県からでした。これは、手話を広める知事の会が聴覚障がい者団体と連携して実現したもので、被災地側の要請を待たずに手話通訳者を派遣することが決まったとのこと。このニュースから私が思ったのは、災害の規模にもよりますが、災害時には、その現地の手話通訳者も被災者となりますので、増大する通訳のニーズに対応できない可能性があるということです。他地域からの派遣が必要になります。そこで、平時から手話通訳者の派遣契約は同じ県内や市内からだけでなく、近県自治体などと契約をしておくことがより確実にリスクを回避できる方法だと思います。本市におかれましては、前向きな検討と決断をよろしくお願いいたします。答弁をお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 徳村議員御質問の災害時における聴覚障がい者への情報

伝達と平時から自治体として、緊急時に派遣できる手話通訳者との契約についてお答えいたします。

まず、災害時における聴覚障がい者への情報伝達についてですけれども、総合福祉課窓口にて玉名市安心メールへの登録をお願いしておりますので、安心メールでの文字情報の配信や玉名市聴力障害者福祉協会を通じた情報提供が主なものとなっております。議員御指摘の動画での情報提供につきましては、災害時のリアルタイムでの情報提供が必要となる中で、動画での情報提供を行なうことの可否を含めまして、関係部局と協議の上、今後検討してまいりたいと思います。また、手話通訳者についてでございますけれども、現在、一般財団法人熊本県ろう者福祉協会と委託契約を締結し、毎週月曜日お一人の手話通訳者を本庁総合案内に配置することで、聴覚障がいをお持ちの方に対応しているところでございますけれども、緊急時の手話通訳者の派遣契約は行なっていない状況でございます。緊急時の契約を行なっていない理由の一つといたしましては、手話通訳者等の不足がございます。現在、熊本県内に熊本県が認定する手話通訳者は34人、厚生労働省が認定する手話通訳士は29人、併せて63人と少なく、玉名市在住者に限りますと、手話通訳士の方がお一人しかいない状況でございます。緊急時の手話通訳者の派遣契約の必要性は、昨今の大雨や台風災害の状況を踏まえ認識しておりますので、手話通訳者不足の解消対策といたしまして、本市でも地域生活支援事業の中で、有明圏域1市3町での合同事業といたしまして、手話奉仕員養成事業を行ない、手話通訳者の養成に力を入れているところでございます。

今後、緊急時の派遣契約については、県ろう者福祉協会と協議を重ねてまいります。また、併せて議員御指摘の県内に限らない近県との広域的対応のための契約締結につきましては、令和元年長野県の台風被害時に対応を見ますと、県単位での協議が必要となりますので、今後熊本県や県ろう者福祉協会を通じて働きかけを行なうなどの検討を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 10番 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございました。

聴覚障がい者といってもその障がいは様々で、聞こえの程度やどのような環境で生活していたかによっても障がいは変わってきます。聴覚障がい者のコミュニケーション手段もまちまちで、手話や要約筆記、補聴器など聴覚機能を使うことによってコミュニケーションを図るなど多岐にわたります。災害など非常時には、聴覚障がい者の特性を十分に理解し支援できる人間の存在が必要です。聴覚障がいや聴覚障がい者について理解している手話通訳者やろうあ者相談員、要約筆記者が災害のときにどのように関わり支援していくのかで聴覚障がい者の命や暮らしを守ることにつながります。

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、聴覚障がい者は地震が起こったことはわかりましたが、津波が来ることが伝わらなかったために亡くなった人や近所の人に教えてもらって命からがら逃げたという人がいました。日常の中で聴覚障がい者への理解を広げることが重要になってきます。また、災害時に起きる罹災証明書の取得や義援金申請等、震災に係る手続きをはじめ、住居や医療、就労、教育など、生活のあらゆる領域にわたって聴覚障がい者が主体的に生活を再建していくための生活支援を行なう手話通訳者やろうあ者相談員、要約筆記者の役割は大きいものがあります。ぜひとも災害時に早急に対応できるように手話通訳者との契約を進めていただきたいと要望してこの質問を終わります。

それでは、次の質問に移ります。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番（徳村登志郎君） 学校における飲酒運転防止に関する指導についてお尋ねします。

まだ記憶に新しいと思いますが、今年6月28日に千葉県八街市で飲酒運転をしているトラックドライバーのトラックが下校中の児童の列に突っ込み5人が死傷するという痛ましい事故が発生しました。マスコミ報道等では、通学路の整備に焦点が当たっていますが、この事故の主な要因が飲酒運転であることは明らかです。99年に東名高速道路にて幼児2人が犠牲になる事故を契機に飲酒運転に対する厳罰化が進みましたが、アルコール依存症に由来するものなど、根の深い問題に依然として十分に対応しているとは言えません。

そこで、飲酒運転撲滅のためにも学校における教育活動が重要だと考えております。児童生徒は将来のドライバーでもあることから、飲酒運転撲滅のためには、早期教育が求められており、学校教育が果たす役割は大きいものがあります。そうした中で、各学校においては、生命尊厳の精神や思いやりの心、さらには規範意識の育成に努めるとともに、児童生徒の発達段階に応じて飲酒による身体への影響や飲酒運転の悪質性、危険性について理解できるようにすることが強く期待されています。将来運転する立場となっても飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さないという強い意志を持ち続ける児童生徒が育まれることを切に願っております。また、学習指導要領には、飲酒運転防止、交通安全等に係る指導内容が広く含まれております。本市の現状も踏まえ、学習指導要領を基準として、どのような取組が考えられるかお示してください。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 徳村議員の学校における飲酒運転防止に関する御質問にお答えいたします。

飲酒に関しましては、小学校では6年生、中学校では2年生のそれぞれ保健の分野で学習をいたします。小学校の学習指導要領では、指導内容として喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は健康を損なう原因となることとございまして、低年齢からの飲酒は体を与える影響が大きいことや未成年の飲酒は禁止されていること、周囲からの飲酒の勧めに対する断り方などについて学習します。中学校の学習指導要領では、先ほどの小学校での指導内容と同様に、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え健康を損なう原因となるということに加え、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があるとありまして、アルコールは心身に強い影響を及ぼすことや継続的な大量飲酒は体や心を次第にむしばんでいくことなど、事例を確認しながら小学校よりさらに詳細な内容について学習していきます。また、小中学校の両方で飲酒による注意力や判断力の低下が交通事故や水の事故など、様々な事故につながる危険性があることも学びます。特に交通事故については、飲酒運転による事故現場や飲酒運転撲滅のポスターなどが写真資料として教科書に示されておりまして、人の命に直接関わる重大な事案であることを具体的に学習していきます。今年の6月には、千葉県で飲酒に伴う痛ましい交通事故が起きました。飲酒の影響について小中学校の発達段階に合わせて正しく学習することは、児童生徒が将来運転者になったときの安全運転への意識の高まりや身近な運転者への安全運転の啓発にもつながることから、自分だけでなく、他人の命も尊重し、守るという視点からもとても大切な学習であると考えます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 10番 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございました。

それぞれ子どもたちに学習、現在もされているということですが、なかなかそれでも飲酒運転はなくなると。いつもその被害に遭っているのは、やはり交通弱者である子どもたちであつたりしていると、大人の身勝手な行動が子どもたちを傷つけているということで、そういう大人に子どもたちがならないように、しっかりまた、指導していただきたいと思えます。

ここで、飲酒運転撲滅運動、ドライバーズマナーアップ運動、また、障がい者アスリート支援事業をしているNPO法人はあとスペース理事長の山本美也子さんのメッセージがありますので、ちょっとこれを紹介したいと思います。

メッセージ。5年前粕屋町で当時16歳の高校生が2人、飲酒運転の車にはねられ死亡する事故がありました。そのうちの一人が我が家の長男です。もう一人は、仲がよかった彼の友人でした。笑顔のとてもすてきな2人でした。長男の葬儀のとき集まってきた彼らの友人たちが言った言葉が今も忘れられません。「大人は何でルールを守れない

んだ」その言葉は加害者にだけ向けられたものではなかったように思います。彼らの言葉はなんだか飲酒運転を見逃している社会全体への怒りのように、私は聞こえました。社会全体が飲酒運転に対する甘い認識の中、お酒を飲むことも、車を運転することもしない子どもたちにはどうして理解ができることではなかったと思います。私は、悲しみに暮れる彼らを目の当たりにして、こんな悲しみは二度と子どもたちに味わわせてはいけなと感じました。

当時16歳だった彼らも今は大人になりました。そしてそれぞれの道を進んでいます。そもそも飲酒運転はゼロが当たり前です。減らそうとか、撲滅しようという以前の問題です。日本の法律では、一滴でもお酒を飲んで車を運転してはいけなと決まっています。しかし、それが当たり前のように守られていない。毎日のようにニュースでは飲酒運転事故や検挙者の様子が流れます。もし我が家が被害者でなかったら、こんなにも飲酒運転の事故を気にしなかつたかもしれません。しかし、飲酒運転がなくなるだけで助かる命がたくさんあります。本人が本気で飲酒運転ゼロに取り組むだけで守られる命があるとしたら、やはり私たち大人が頑張らなといけません。飲酒運転はゼロが当たり前の中を目指して頑張ります。お空の上にいる彼らはそんな私たちを見てなんと声をかけてくれるのでしょうか。いつか私も年を重ね、お空の上で彼らに会うとき、お母さんはたくさんの皆さんと一緒に頑張ってきたよと笑顔で言いたいと思います。これからも皆さんのお力をお借りしながら精いっぱい頑張りたいと思います。

これが山本美也子さんのメッセージです。飲酒運転撲滅へ私自身も大人の責任をぜひ果たしていこうという決意であります。

それでは、次の質問に移ります。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番(徳村登志郎君) 企業版ふるさと納税の活用についてお尋ねします。

企業版ふるさと納税とはどのようなものか、簡単に紹介します。企業版ふるさと納税は正式名称を地方創生応援税制といい、企業が地域再生法の認定を受けた地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対して寄附を行なった場合に税制上の優遇措置を受けられる仕組みです。企業版ふるさと納税の創設前から企業による自治体への寄附は損金算入という形で約3割に相当する減額減税がされていましたが、企業版ふるさと納税の創設によりさらなる減税を受けることができました。企業版ふるさと納税では、企業が国の認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して寄附を行なった場合、損金算入による軽減効果、寄附金額の約3割と合わせて寄附金額の6割がさらに法人関係税から税額控除され、企業は最大で寄附額の約9割が軽減されます。まち・ひと・しごと創生寄附活用事業へ寄附を行なうことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止されています。また、寄附を行なった企業は返礼品を受け取ること

はできません。企業の本社が所在する地方公共団体への寄附については対象となりません。1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。税額控除の特例措置は令和6年度までの期間となっております。

以上が概要です。そこで、現在、地域活性化に貢献した企業の税負担を軽くする企業版ふるさと納税の制度を使い、企業から寄附を集めようという自治体が増えていきます。寄附集めには、国の認定が必要で、認定自治体の数は今年9日時点で1,194。実際に約1年間で2.8倍に急増しました。昨春から税の軽減割合を引き上げ、手続も大幅に簡素化した効果が出た格好です。自治体側は、厳しい財政運営の一助にと期待しています。

そこで、企業版ふるさと納税を活用した事業展開に向けての地域再生計画の策定と企業登録の推進状況について質問し、企業版ふるさと納税の有効活用の現状を確認すると同時に、様々な事業への活用を提案し、地域の活性化を促すことも有意義であると考えます。

ここで一つ、活用事例を御紹介いたします。山形県南陽市はコロナ禍で生活に影響を受けている同市出身の学生を支援しようと、企業版ふるさと納税を活用した食支援事業を始めました。食は、南陽産の米、つや姫5キログラム、ラーメン、そばなどが入った南陽グルメセット、ラスク、焼き菓子などが入った南陽スイーツセット、これらのいずれかを学生に送ります。南陽市の公式LINEで7月末までに申し込むようになっています。南陽市は故郷南陽の食を送ることで、若い世代との新たなつながりをつくり、将来Uターンなどで人口を拡大する狙いがあるとしています。山形県内の5企業から各社10万円の寄附を受け、南陽市出身で県外に居住しながら大学、専門学校などに在学している学生に食の支援を実施します。南陽市に住所がある保護者がいることが条件です。以上が活用事例になります。

それでは、本市の企業版ふるさと納税の活用検討と計画について答弁をお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 徳村議員御質問の企業版ふるさと納税の活用検討と計画についてお答えいたします。

先ほど質問の中で、議員から詳しくふるさと納税の概要について御説明をいただいておりますけれども、答弁の中でも簡単に触れておりますので、重複いたしますけれども申し訳ございません。

地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税は、各地の地方創生の取組の実効性を高めるため事業財源に民間資金を活用した新たな流れを加え、地方創生の取組を進化

させることを目的に平成28年度に創設された制度でございます。この制度を利用することで、本市のまち・ひと・しごと総合戦略の記載事業に寄附金を充てて実施できるほか、寄附企業と連携した地域課題の解決や企業との関連性の構築など、本市としての事業効果が期待できます。また、企業においても税額控除により最大で寄附額の9割が軽減されることや自治体との新たな関係性の構築、企業の地域貢献活動などメリットがあるとされております。

現在、本市では、この制度を活用するために本年度中に地域再生計画の認定申請を国に行なう準備を進めております。今後は本市の地方創生の取組や本市ならではの地域資源を広く企業にアピールし、多様な企業と連携の下、事業を推進させ、進化することで持続可能で笑顔があふれる玉名市の実現のため取組を行なうこととしております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 10番 徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

既に認定に向けて動いていらっしゃるということで、ありがとうございます。これから認定を受けられて、今度は具体的にどのような活用をしていくかというところになってくるかと思えますけれども、先ほどの南陽市みたいな事例ももちろん参考にさせていただきながら、当然、寄附がどれだけあるのかというところもあるかと思えますけれども、また、市に負担をかけなくてできる一つの事業として多く利用してもらいたいと思えます。

答弁の中でも触れられていましたけれども、私からも企業版ふるさと納税のメリットについて述べさせてもらいたいと思えます。一つは、やはり企業の社会的責任、CSRと言われますけれども、それとSDGsこれの貢献につながるということだと思います。持続可能な開発目標SDGsの実現に向けた取組としても、地域や自治体がまちづくりで抱える社会課題の解決を通じた取組が応援できるものではないでしょうか。また、企業のCSRの活動にもつながり企業としてはブランディングが向上する、そういうところに貢献すると思えます。二つ目は、自治体との新たな関係構築につながるということです。先ほど答弁をいただきましたけれども、通常、自治体との関係性は、入札を通じたサービスの提供にとどまることが多いと思えます。しかし、企業版ふるさと納税という寄附を通じての関係性は、入札などで得た受注者、発注者という関係ではなく、ともに自治体の事業を創り上げるという共創の関係となり、より強固な関係を築くことが可能ではないかなと考えております。三つ目は、これは会社にとって、自社ビジネスの市場開拓につながるということです。人口減少が進行する地方においては、社会課題や生活ニーズの探索を通じて、寄附企業の受ける社会課題解決型の新事業開発のインプットも期待できるかと思えます。このように自治体にとってもよい、そして企業にとって

もよい、そして市民にとってもよいという、本当ウィン・ウィンの活性化を生み出す事業だと思っております。ますますこれから認定を受けられるみたいで活用を期待したいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

[10番 徳村登志郎君 登壇]

○10番(徳村登志郎君) それでは、社会的問題である熱中症、廃棄プラスチックについてお尋ねいたします。

ことしの8月上旬は、まれに見る猛暑でした。このような中でヒートアイランド現象、地球温暖化などの影響で熱中症のリスクはさらに高くなります。熱中症は、子どもや高齢者の発症者が多く、屋外だけでなく屋内でも発生しています。また、毎年各省庁、自治体から多くの熱中症啓蒙への取組が行なわれています。熱中症は防ぐことのできる夏の社会的な健康課題です。また、近年行き場を失った廃棄プラスチックが海洋マイクロプラスチックや陸上活動における汚染になっており、各国が処理に苦慮しております。2021年6月、プラスチックごみの削減やリサイクル強化に向けたプラスチック資源循環促進法案を閣議決定。環境省は2022年4月施行に向けて動き出しております。ここで提案したいのがマイボトルの普及であります。外出するたびに飲み物を買っていると、最初は数百円の話ですが、積み重なっていくと大きな出費になります。出かけ先でその都度購入していた飲み物をマイボトルに替えることで、出費を節約することができます。ペットボトルだと外気の影響を受けやすいので、飲みきらなかった分がぬるくなってしまふ欠点があります。また、別の手段で温かいものを飲む際もコップに入れて電子レンジで温めるか、一度お湯を沸かす必要があるので手間がかかってしまいます。その一方で、保温・保冷機能があるステンレス製のマイボトル等は、飲み物の温度を保ってくれるので、いつでもおいしく飲むことができます。SDGsにおいてもゴール12、持続可能な消費と生産パターンの確保で廃棄物について言及されています。海外では、使い捨てプラスチック製品の対策として、一部有料化や販売禁止等の取組がなされています。また、日本でも2020年7月よりプラスチック製買い物袋レジ袋の有料化や使い捨て容器包装のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減等様々な取組が始められています。このように世界的に環境問題の意識が高まっています。簡単ではありますが、自動販売機やコンビニで毎回購入するよりも、家で水や飲み物をマイボトルに入れて持ち運ぶことは、環境問題改善の一步と言えるのではないのでしょうか。また、付け加えると、5℃から15℃の冷水は直腸温の上昇を抑制し、体温を下げることで熱中症予防にも効果があるそうです。

ここで給水スポットを導入している事例を幾つか御覧いただきたいと思っております。スクリーンを御覧ください。

[拡大投影にて画像を示す]

- 10番（徳村登志郎君） これは全国で給水箇所、ボトル対応のやつなんですけれども、こうやって設置されているところがございます。次いいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

- 10番（徳村登志郎君） これは東京都の事例ですけれども、東京都には水道局がこのようなボトルディスペンサー型の給水器を設置して市民が無料で水を飲めるというふうになっています。次を、飛ばしてもらって。それも飛ばしてもらっていいです、次です。

[拡大投影にて画像を示す]

- 10番（徳村登志郎君） これは福岡市の科学館、こちらにもマイボトルで。マイボトルを持つということで、給水所に、ペットボトル削減につながるという啓蒙をされている様子です。次をよろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

- 10番（徳村登志郎君） これは福岡市。福岡市自体この給水スポットというところに力を入れてありまして、各区役所にはそれぞれ給水スポットが用意してあって、そこで市民の方いつでもマイボトルに水をくむようなことができるようになっています。次いいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

- 10番（徳村登志郎君） これはJR鹿児島駅なんですけれども、こちらは恐らくこれは車椅子の方でも飲むことができる高さにしてある給水スポットであります。こういう形でこれは民間とも連携しながらいろいろな給水スポットができているという事例です。次よろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

- 10番（徳村登志郎君） それは飛ばしていただいて、その次です。これは今、通常ある冷水機ですけれども、こうやって高い位置のものが主流になっているんですけど、やはり車椅子に乗っていらっしゃる方とかすごく飲みづらいというところで、今、低くなっているものが主流になりつつあるということです。その次をよろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

- 10番（徳村登志郎君） これはさらに冷水機、ボトル対応がされていると。こういう形で車椅子に乗りながらでもボトルに給水ができると。次よろしいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

- 10番（徳村登志郎君） これはお隣の八女市総合体育館ですけれども、こちらもともとあった給水器をこちらのさっきの車椅子にも対応してボトルでくむことができるというやつですけれども、ここはさらにボトルカウンターというのがついていまして、これで皆さんがマイボトルに水を入れるたびにペットボトルが何本削減することができま

したというカウンターまでついて、皆さんにマイボトルの啓発をしている。また、環境意識を啓発しているというものでもあります。以上ですかね、次はなかったですかね。

[拡大投影にて画像を示す]

○10番（徳村登志郎君）　　こういうふうに見ていただきましたけれども、こういう形であらゆるところで最近給水スポットというものが増えております。民間でも無印良品とか、ああいうところでももう既に来たお客さんが自由に水をくんでいけるようなものもあります。まだまだ田舎のほうではあまり目にすることがないんですけども、ただ、本市におきましても、現在既に桃田総合体育館と横島体育館の2か所に水筒対応の冷水機が設置されております。これは今後こういう形のものが増えていけばなと思います。ぜひ、マイボトル普及につながる給水スポットの増設を要望したいと思っております。これについて答弁をお願いいたします。

○議長（内田靖信君）　　市民生活部長　蟹江勇二君。

[市民生活部長　蟹江勇二君　登壇]

○市民生活部長（蟹江勇二君）　　徳村議員の熱中症対策と廃棄プラスチック削減のための給水スポットの必要性についての御質問にお答えいたします。

SDGsの17目標のうちの「つくる責任つかう責任」の中で、そのターゲットの一つに2030年までに廃棄物の発生防止・削減・再生利用及び再利用により廃棄物の発生を大幅に削減すると掲げてあります。本市におきましては、プラスチック製容器をはじめとした資源物等の分別収集によるリサイクルの推進や生ごみ処理機の購入補助等ごみの排出抑制の取組を行なっております。それから冷水機につきましては、さっき紹介がありました、使いにくいと言われるのが、おっしゃった桃田運動公園とか、あと市役所庁舎にも各フロアにありますけれども、まだちょっと目立ってないのかなという状況でございます。議員御提案のマイボトル、また、給水スポットの普及につきましては、廃棄プラスチック排出抑制の点から、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君）　　10番　徳村登志郎君。

○10番（徳村登志郎君）　　答弁ありがとうございました。

本当はこのマイボトルの普及というのは、いろんな自治体で今、推進、取り組んでいらっしゃる場所もあります。本当このお気に入りのマイボトルを持つことは、環境に優しいだけではなく、気分が楽しくなったり、地域でのコミュニケーションも増えて、心を満たすことができたりする。さらに、経済的にお得になったり、ごみ捨てが楽になったりと、いいことだらけだと思います。

今回のレジ袋有料化を機に、一人一人がなぜ有料化に至ったのかという本質まで考えて、これまで以上にプラスチックの使用や環境問題に意識を向けるようになることが何

よりも大切だと思っております。

最後に給水スポットを学校に設置することのメリットを申し上げたいと思います。これは京都府亀岡市なんですけれども、そちらではペットボトル削減策でマイボトル推進のためのウォーターサーバーを市内の全小中義務教育学校に配置いたしました。私はこれがすばらしいと思うところは、特に低学年では学校に持っていく水筒が重いという問題があります。中身を減らして持たせたりして、そうすれば足りなくなって熱中症が心配になっております。このように空のマイボトルならランドセルに入れて持っていても重くならず、この問題が解決できるなというふうに感じました。そして何より生徒たちから家庭へのペットボトル削減のメッセージが発信できると思います。ぜひ、この点も御検討いただきたい点だと思いますので、御紹介しました。

最後になりますけれども、市民の皆様にもぜひ、このマイボトルを持って、地球にも自分にも優しい生活を始めてみられることをお勧めします。そしてこの質問を終わりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。御静聴ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、徳村登志郎君の質問は終わりました。

引き続き、一般質問を行ないます。

3番 吉田憲司君。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） お疲れさまです。3番、創政未来の吉田憲司です。1日目の最後となりました。よろしく願いいたします。

最後といえば、私にとっても最後の一般質問となります。4年間私の一般質問を傍聴席から、あるいは画面越しに傍聴していただいた皆様に改めて感謝を申し上げます。振り返りますとこの4年間いろいろなことがありました。消防職員の間では経験できなかったことが経験でき、今までになかった様々な感情が生まれ、そしてかけがえのない出会い、絆をいただきました。しかし、私が一番再認識したことは、自分はこの生まれ育ったふるさと玉名が本当に大好きなんだなということです。玉名市の歌「我らの故郷玉名」や母校玉名町小学校、玉名中学校の校歌にも出てきます小岱山、菊池川、有明海、これらの風景は子どもの頃から変わることなく、今でも私の心の癒やしになっています。市議会議員にならせていただいたこの4年間は、全て私自身の今後の人生の宝となりました。そしてこの4年間でさせていただいた一般質問は、大きい項目だけで50件になりました。再質問や小さな項目を入れるとこの何倍にもなるでしょう。改めて市民の皆様の声、そして自分の気持ちや信念を堂々と伝えることの大切さを学んだように思います。玉名の未来を担う子どもたちにも自分たちの気持ちを積極的に発信してほしいと思います。

では、通告に従い一般質問を始めたいと思います。4年前、生まれて初めてこの場所でさせていただいた一般質問は、医療と消防のことでした。そして最後も災害と医療関係で締めくくりたいと思います。まず、最初の質問は、先日の大雨に伴う温泉大通りの全面通行止めについて伺います。今年は空梅雨と思っていた途端、帳尻合わせのように大雨が降り、今年も全国各地で災害が発生してしまいました。静岡県熱海市では、盛土による土石流災害が発生し、22名の尊い命が奪われました。また、玉名市においても河川の越水、道路や農地、ビニールハウス等の冠水、また、道路の通行止め等も少なくはありませんでした。その中でも大きい影響が出たのが温泉大通りの全面通行止めです。朝のラッシュ時には、そちらの交差点から九州看護福祉大学の交差点まで渋滞が発生していました。それから夕方には、その足湯から左折してボーリング場の前からファミリー温泉のところまで毎日夕方は渋滞していました。このように幹線道路が通行止めになると渋滞はもちろん、バスの運行や緊急車両の走行、通常の交通体系にも大きな支障が出てきます。また、近隣の住民の方にも影響が及びます。この箇所の災害と通行止めは1年前の7月豪雨のときに発災をしました。改めておさらいの意味も含めまして、1年前の発災の状況とその際の対策はどのようなものであったのかお伺いをいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） 吉田議員御質問の斜面崩壊のおそれに伴う温泉大通りの全面通行止めについての1年前の状況と対策についてお答えいたします。

昨年7月8日の午前中、温泉大通りの山側の歩道が隆起しているとの連絡があり、現地立会いを行なった結果、のり面の亀裂も確認したため、隆起の原因は単純なものではなく、山自体に異変があるのではないかと予測いたしました。そこで至急災害警戒本部に報告し、近隣住民及び福祉施設に避難をお願いし、前夜から降り続けている大雨の影響で現場が危険と判断し、7月9日午前1時に全面通行止めを行ないました。その後、現地で起きている事象について、熊本県の協力をいただき調査を行なった結果、この現場で起きている事象が地滑りであることが分かり、地滑り対策の専門コンサルタントの指示に従い応急対策として、頭部の亀裂にブルーシートを覆うなど、雨水や表流水の浸入対策を行ない、歩道部は大型土のうを設置し土砂流出防止対策を行ないました。また、加えて土質のボーリング調査を3か所、地盤伸縮計を4か所、雨量計を1か所設置し観測を開始しましたが、その後解析に至るまでの多量の雨が降らなかったため本年8月の大雨まで異常が確認できない状況でありました。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

1年前は地滑りだったということが判明して、センサー等測るやつを設置されたという答弁でした。今回、今年、私は、8月13日の早朝、明るくなるのを待って境川などの危険箇所の巡回に出向きました。境川はいつものようにどこまでが川で、どこまでが道路か分からない状態でした。その後、温泉大通りのほうに向かいしました。到着するとセンサーが作動したのか、赤色灯が回っていました。写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これは私の住んでいる春出のちょっと高いところから小岱斎場のほうを見た画像です。雨がやんでいましたのでいくぶん水が引いている感じですけど、まだこれだけ水がありました。次をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これが南大門橋の私が行ったときの状況でした。先ほど言いましたように、雨はやんでいましたけれどもこんな状態でした。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これは左側が小岱斎場です。これ向こうに行くと平田もやし屋さんのほうに上っていく道路になるんです。はい、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これが温泉大通りです。今、お話をしている赤色灯が回っていました。回っていましたが、そこに車両通行止めと書いてあるんですけども、車は普通に往来をしていました。私が行って2、3分して多分職員の方と業者の方が来られたんじゃないかなというふうに思います。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これは雨が上がってからまた、撮りに行ったんですけど、いつもこういう状態です。奥の方にセンサーが通ってますけど、大型の土のうが積んであって、こういう状態にいつもなっています。お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これは高齢者施設のほうから見た状況です。確かにこっちに来ていると言われれば来ているような気もします。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番(吉田憲司君) これ近くで撮ったこのポリ塩化ビニールの中を多分、センサーが通っているんだろうなと思います。これが作動すると先ほど映った赤色灯が回って通行止めになりますよという体制というか、仕組みになっているというふうに思います。終わりですかね。

今回これが作動したんですけども、この前の大雨でどのような状況となって赤色灯が作動したのか、そして全面通行止めになったのか、その点をお伺いします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 吉田議員の今回の状況についてお答えいたします。

8月11日からの大雨により、8月13日午前5時に観測計器が警報レベルを超えたため、警報発令の回転灯が点灯し、これにより温泉大通りの全面通行止めの交通規制を行ないました。この回転灯の点灯は、地盤伸縮計を頭部に3か所、末端部に1か所設置し、観測していたうちの頭部と末端部の2か所が警報レベルの頭部は1時間あたりに4ミリ以上、末端部が2ミリ以上の変動が確認されたため警報発令となり、回転灯を点灯させ交通規制を行なった次第です。なお、13日午前5時の活動量は、頭部の1か所で6.4ミリ、末端部で2.3ミリの変動を確認いたしました。それ以降は警報レベルを超えることはありませんでしたが、若干の変動が確認されています。最終的に今回の大雨による活動量は8月11日から22日までの12日間で、頭部で83.4ミリ、末端部で24.3ミリの変動を確認しています。ただ、頭部の残り2か所の観測地点では、今回の大雨での変動は確認できませんでした。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 吉田憲司議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時07分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 部長から答弁をいただきました。

すみません、休憩が挟まりましたので、部長、もう1回一番大きいところの何ミリだったですかね、末端のところともう一度よろしいですか。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 吉田議員御質問の一番大きいところの動いた活動量というのは、今回の大雨での活動量でよかったですか。

頭部が1か所6.4ミリ、先ほどありました末端部で2.3ミリの変動を確認しました。これが13日の午前5時の活動量です。

以上です。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

やはりミリ単位ではありますが、やっぱり地滑りというか、動いているということだったと思います。

では次に、後日歩道はこのように通れないままなんですけれども、車両は全面通行止めが解除になりました。この車両の通行止めを逆に解除できた理由、その判断基準があれば教えていただきたいというふうに思います。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 次の御質問の全面通行止め解除の理由についてお答えいたします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、8月13日午前5時に観測地点の計器が警報レベルを超えたため、温泉大通りの全面通行止めの交通規制を行ないました。その後8月23日に全面通行止めの解除を行ないましたが、その判断基準につきましては、3点ございまして、1点目が現地に設置している雨量計に24時間雨量を確認しないこと。2点目が4か所の地盤伸縮計に警報発令基準値以上の変動が確認されないこと。3点目が地滑り対策の専門技術者が現地を確認し、新たな亀裂が発生しないかなど、異常がないことを確認することとなり、今回、特に異常がないと確認されたことで交通規制の解除を行ないました。ただ、今後の天候次第で観測計器が警報レベルを超えた場合は、今回同様全面通行止めの交通規制を行なうこととなります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁いただきました。

24時間雨量がなかったと、4か所変動がない。専門家の現地確認をしていただいて解除したというお話だったと思います。

もう1回写真を見ていただきたいんですけれども。

[拡大投影にて画像を示す]

○3番（吉田憲司君） この状態がずっと去年の発災から続いています。歩道は通れない状態なんですけれども、大型の土のうを積んで、縁石は傾いています。歩道はひび割れてセンサーや赤色灯を設置しなければなりませんので、このように歩道は通れません。バイパスから下りてくると玉名温泉の玄関口にしては、この景観についていかななものかなというふうに思います。今、コロナでお客さんが少ないですけれども、この温泉大通りのこの状況をいつまで続けるのか。今後の対策、改善策について伺います。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 次の御質問の今後の対策、改善策についてお答えいたします。

今回の大雨で現地に設置している観測計器で変動を確認できたことで現状のデータで解析を行ない、熊本県下の斜面災害において意見聴取の実績のある専門家へ依頼し、今回の解析結果で対策工事を進めてよいかの判断を求めることになりました。その結果、対策工事の実施が可能と判断できれば実施設計に移りますが、課題もあり地滑りの土地

は全て私有地となっておりますので、地権者の同意が必要となります。順調に地権者の同意が得られれば国に災害査定を申請し、今年度中には受検できると考えており、対策工事も来年度中に着手できるのではないかと考えております。ただ、対策工事の完了後は、効果判定を行なう必要があるため、現地の経過観測は継続することになります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

すぐには現状は変わっていかないのかなというふうに思いました。今の答弁ですね。1年以上、このような状況が続いています。九州看護福祉大学の学生は徒歩でも自転車でも歩道はこうやって通れませんので、一旦道路に出て登下校をしています。とても危険です。これは学生に限らず、地域の皆様、観光客の皆様にも同じようなことが言えます。また、先ほども言いましたけど、玉名温泉の玄関口として景観、イメージもあります。そしてあの危険箇所の道路の反対側には高齢者施設があり、入所者もたくさんおられます。そのようなことから専門家や地元の皆様の御意見等も伺って、民地ということもありますが、1日も早く危険を取り除いて問題を解決し、安心安全に復旧することを願ひまして、次の質問に移ります。

[3番 吉田憲司君 登壇]

○3番（吉田憲司君） 次は、玉名市地域防災計画の水防計画について伺います。このような災害に関する様々な計画は各自治体、各医療機関、各事業所、各学校等で作成されていると思いますが、この計画は日頃から日常的に用いるものではありません。しかし一たび災害が発生すればこの計画は非常に重要なものになります。ただ、私の29年間の消防人生から言わせていただくと、絶対というほどマニュアルどおりにはいきません。それは、災害は常に変化をしていますし、人対人、組織対組織のコミュニケーションは必ずずれが生じてきます。しかもそれは全ての組織や部署に通常のマンパワー、人員がいてもそのずれは必ず起こります。いつかもお話ししたとは思いますが、災害は不思議なことに平日の昼間に発生することは少ないと思います。昨年7月豪雨、今年8月の大雨、熊本地震、九州北部豪雨、全て夜間、深夜、早朝に発生しています。この玉名市の防災計画、例えば、災害が夜間に発生すれば何パーセントの職員が参集することができるでしょうか。当然、職員自身が被災することも想定できます。だから通常より少ない人数で、しかも管理職も少ない中で、人対人、組織対組織のコミュニケーションをとり、上司がいなければ自分のレベルで判断することが求められます。

では、伺います。この玉名市地域防災計画の中に、様々な組織、関係機関が記載されています。消防、警察、自衛隊、医療機関等々との関係機関との日頃のコミュニケーション、連携はどのようになっているのか、まず、お伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 吉田議員の御質問の玉名市地域防災計画、水防計画についての関係機関との連携についての御質問にお答えいたします。

現在、玉名市の地域防災計画において災害が発生するおそれがある場合など、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係機関として国土交通省などの地方行政機関、自衛隊、県の機関や警察、消防、そして玉名郡市医師会やくまもと県北病院等をはじめとした公共機関等と相互の緊密な連携調整を図るとともに、積極的な応急活動を実施することといたしております。そのような関係機関との連携の場として、毎年玉名市防災会議を開催し、代表者にお集まりいただき意見交換を行ない、災害時の連絡、連携体制の構築を図っております。また、災害時の医療体制の連携強化を図るため、有明保健所主催の有明地域災害医療対策会議において、荒玉管内の医師会、災害拠点病院、消防本部等と意見交換を行ない、災害医療分野に特化した連携強化も行なっております。そのほかにも各種会議や防災訓練等で、防災関係機関との災害時の連携について訓練、協議を重ねながら連携強化に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

やはり日頃のコミュニケーションがいざというとき非常に重要になってきます。そういうことも続けていただきたいというふうに思います。

今年、これまでの災害で一番印象にあるのは熱海市の土石流災害です。今日の新聞にも南関町の土砂災害の記事が載っていました。これを踏まえて、先ほど質問しました温泉大通りの斜面崩落の危険性があります。これがあつてはなりません、シミュレーション訓練、想定訓練と思ってあえてお話をしたいというふうに思います。

万が一、これが崩落をして、その高齢者施設に被害が及んだと想定します。しかも、菊池川、あるいは繁根木川が越水、決壊、氾濫し、玉名市の心臓部でもある玉名市役所周辺、また、災害拠点病院でもある、くまもと県北病院周辺もハザードマップどおりに浸水したと仮定をしたときに、どのような初動対応になるのでしょうか。玉名市の計画の中にも市職員の待機や招集の基準として、第一配備態勢、第二配備態勢、第三配備態勢というのがあります。そして情報収集や各医療機関との連絡調整、災害対策本部としての意思決定等々が定められていると思います。消防は配備ではなく、第一警備態勢、第二警備態勢、第三警備態勢と言いますが、先ほども言いましたが、有事の際どれくらいの市職員が参集できるのでしょうか。これは災害の種類、規模、範囲によっても違うでしょう。また、玉名市の防災計画の中には、くまもと県北病院と協力の下、広範な応急医

療体制の確立を図るとうたっています。

そこで災害拠点病院でもある、くまもと県北病院にも防災管理者が選任をされ、医療機関としての有事の際の防災管理計画が定められていなければなりません。それがきちっと定められているのか、まず、お伺いします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 吉田議員の災害拠点である、くまもと県北病院との連携について、防災計画についての御質問にお答えいたします。

くまもと県北病院につきましては、県北地域の災害拠点病院として位置づけされております。地域の皆様に安心と信頼を提供する県北の中核病院を目指すということを理念として、地域に愛され、信頼される病院を目指しておられます。御質問の本市でいいますところの防災計画については、病院側に確認いたしましたところ、事業継続計画というものを令和3年4月に策定されており、その計画に基づいて、有事の際には災害活動の対応を図られるとのことで、毎年の大雨の対応や防災訓練等も踏まえ、随時更新を行なわれるというふうに向っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

これは玉名市の危機管理態勢としても、さらには災害拠点病院の危機管理態勢としてもとても重要なことだと思います。くまもと県北病院は日常の医療のみならず、大規模災害や多数傷病者が発生するような有事の際にも、玉名市や近隣の市、町、消防、警察、自衛隊、熊本赤十字病院等々と協力して災害拠点病院としての責務を果たしていかなければなりません。

そこで先ほども述べましたが、玉名市の防災計画の中には、くまもと県北病院と協力の下、広範な応急医療体制の確立を図るとうたっています。この玉名市防災計画の応急医療体制について、くまもと県北病院側の体制について伺います。まず、指揮命令系統について伺います。玉名市の災害対策本部長は市長です。有事の際の病院側の意思決定のトップは誰になるのか。関係機関との連絡調整の窓口は決められているのか。また、その職責の者が不在の場合または参集できない場合の序列等は決まっているのか。これはドクターやナース、事務職員等の招集計画の態勢が周知徹底されているかにも影響されます。また、くまもと県北病院にはDMAT（ディーマット）これDMATというのは、災害派遣医療チームのことをいいます。これが2チームあるとくまもと県北病院のホームページで病院長が紹介されています。私が先ほど想定した災害の場合、このDMATを即災害現場へ派遣することは常時可能なのでしょうか。

今、述べてきました意思決定のトップは誰にあるのか。関係機関との窓口。責務の序

列。招集態勢。DMATを災害現場へ派遣できる体制は常に整っているのか。これらをまとめて伺います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 吉田憲司議員の発災時の応急医療体制についての御質問にお答えいたします。

くまもと県北病院の基本方針が6項目ございます。その中の一つに救急災害拠点病院としての機能を推進しますというふうにございます。発災時の医療体制の確保につきましては、事業継続計画（BCP）に基づき、災害レベルに応じ院内の態勢について調整を図られております。災害発生時には、計画に基づく災害対策本部を設置し、一つ目の御質問ですが、理事長を本部長として災害対応に当たられることになっております。2点目の関係機関との窓口の対応といたしましては、くまもと県北病院総務課が窓口となり、発災時の連絡調整が行なわれることとなっております。発災時の招集態勢、招集計画につきましては、地震、水害等の災害種別に応じた参集ルールをマニュアル化されており、3点目の診療時間外等において、そういった本部長が不在の場合、診療時間外における災害発生時、本部長が不在の場合においては、本部要員招集までの間、臨時災害対策本部を設置し、当直医師が本部長となり、指揮を執り災害対応に当たるというふうに伺っております。また、県北地域の災害拠点病院として、熊本DMAT指定病院の認定等を受けており、県からの要請に基づきDMATの派遣を含め、救急や災害医療に随時対応を図られているようでございます。玉名市内での災害に対するDMATの派遣につきましても、熊本県に派遣の要請を行なう必要はございますが、その間もくまもと県北病院との連絡調整は常に行ない、迅速な災害医療につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 3番 吉田憲司君。

○3番（吉田憲司君） 答弁をいただきました。

くまもと県北病院が災害拠点病院として計画があつたとしても、実際の態勢ができていなかったら、機能しないのであれば、すなわちそれをうたっている玉名市の防災計画も絵に描いた餅になります。

私も現役時代いろいろな関係機関と研修や訓練を重ねてきました。例えば、自衛隊第8師団との合同訓練、消防大学校での研修等々で、自衛隊のときには、第8師団の幹部の方、それから東京消防庁の幹部の方も同じようなことを最後に言われました。まず、現場レベルで情報共有したいので、まずは第一報を携帯電話にくださいというふうに言われました。例えば、自衛隊の派遣要請をする場合は、正式なルートは市長が県知事に要請をします。そして県知事が防衛大臣に要請をして派遣命令が下されます。しかし、

これには時間がかかるんだろうなと思います。だから、現在進行形の災害について、災害レベルでリアルタイムの情報を収集して準備を整える。命令が来てからでは遅れてしまうというふうに言われました。だから第8師団の幹部は、自分の携帯番号を教えてくださいました。また、日本各地から集まった消防職員を前に、消防大学の授業でも、東京消防庁の幹部が言われたのは、私たちは皆さんのところで大規模災害が発生したら必ず助けにいきます。だから東京が首都直下型地震等で危機的な状況になれば、どうか助けに来てくださいと言われて名刺と一緒に携帯の番号を教えてくださいましたのを覚えています。

先ほども触れましたが、今回の静岡県熱海市の土石流災害、ニュース映像をよく見ていたら確認できましたが、発災翌日から既に東京消防庁のハイパーレスキュー隊が現場に投入されています。これも熱海市長から静岡県知事、そして総務大臣、最後に小池東京都知事に要請があったのかなというふうに思います。今回災害がありました熱海の消防本部に、たまたま消防大学のときに、ともに汗と涙を流した消防大学の同期がいました。その同期から、消防大学同期者のグループLINEに届いたメッセージの一部を紹介したいと思います。これは本人に了解を得ています。では、読みます。

熱海消防の〇〇です。災害発生当日から職員総力を挙げて消防、自衛隊、警察、各関係機関の御協力をいただき活動していますが、受援側の不手際により、受援側というのは、発災地側です。地元、受入れ側ということです。受援側の不手際により御迷惑をおかけしています。日頃の備え、受援計画の大切さを痛感しています。これからも、1日も早く行方不明者を家族の元にお返しするため、職員一丸となって活動してまいります。とつぶられていました。

まもなく退任されます菅総理は、一貫して国民の命と暮らしを守ると述べられてきました。藏原市長も10年ビジョンの最優先として健康と福祉を挙げられています。しかしながら、国民の、あるいは市民の命、健康を守るというのは容易なことではありません。日頃の心構えやマニュアルどおりにならないときの臨機応変な判断と各関係機関とのコミュニケーション、そして、各関係機関のそれぞれの決断力の重要性それが今回熱海市から送られてきたLINEのメッセージの中に含まれていると、私は思います。命が大切ならば、健康が大切ならば、玉名市役所を、くまもと県北病院をハザードマップの中に建設するのは正しいでしょうか。私は、熱海消防の同期の職員、また、昨年の豪雨災害に濁流の中を、命をかけて救助に向かった人吉消防、八代消防、そして熊本県防災ヘリの航空隊の隊員にその答えを聞いてみたいと思います。命をかけて救助に向かわなければならない状況を限りなくゼロに近づけて、国民、県民、市民の安心で安全な環境をつくることも行政の大きな仕事の一つだと、私は思います。そのことをお伝えして、私の最後の一般質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、吉田憲司君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明8日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時32分 散会

第 3 号

9 月 8 日 (水)

令和3年第6回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

令和3年9月8日（水曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 1番 坂本 公司 議員（新生クラブ）
- 2 6番 古奥 俊男 議員（新生クラブ）
- 3 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
- 4 12番 西川 裕文 議員（新生クラブ）

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 1番 坂本 公司 議員（新生クラブ）
 - 1 支援を要する子どもたちへの教育について
 - (1) 現状について
 - (2) 教職員などの研修等の取組について
 - (3) 今後の課題について
- 2 6番 古奥 俊男 議員（新生クラブ）
 - 1 新玉名駅前整備及び周辺整備について
 - 2 防災減災、安全な玉名市づくりについて
 - 3 玉名市政治倫理条例等について
- 3 18番 前田 正治 議員（無会派：日本共産党）
 - 1 新型コロナウイルス感染症問題
 - (1) 新型コロナウイルス感染症対策について
 - 2 教職員の働き方改革
 - (1) 働き方改革推進のための市教育委員会の方針及び計画の実施状況について
 - 3 子どもや高齢者が住みやすいまちづくり
 - (1) 子育て環境の前進、また、高齢者の通院や買物などの移動手段を充実する取組について
- 4 12番 西川 裕文 議員（新生クラブ）
 - 1 8月豪雨災害の被害状況について

- 2 ふるさと納税の状況について
- 3 新型コロナウイルス感染者の状況把握について
- 4 たまな未来創造塾について
- 5 有害鳥獣捕獲の状況について

散 会 宣 告

+++++

出席議員（20名）

1番	坂本 公 司 君	2番	吉田 真樹子 さん
3番	吉田 憲 司 君	4番	一瀬 重 隆 君
5番	赤松 英 康 君	6番	古奥 俊 男 君
7番	北本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松本 憲 二 君	10番	徳村 登志郎 君
12番	西川 裕 文 君	13番	嶋村 徹 君
14番	内田 靖 信 君	15番	江田 計 司 君
16番	近松 恵美子 さん	18番	前田 正 治 君
19番	作本 幸 男 君	20番	森川 和 博 君
21番	中尾 嘉 男 君	22番	田畑 久 吉 君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

欠 員（2名）

+++++

事務局職員出席者

事務局 長	糸 永 安 利 君	事務局 次長	松 野 和 博 君
次長 補佐	酒 井 裕 之 君	書 記	前 田 もと子 さん
書 記	入 江 光 明 君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	永 田 義 晴 君	企画経営部長	今 田 幸 治 君
市民生活部長	蟹 江 勇 二 君	健康福祉部長	酒 井 史 浩 君
産業経済部長	上 野 伸 一 君	建設 部 長	片 山 敬 治 君
企 業 局 長	荒 木 勇 君	教 育 長	福 島 和 義 君
教 育 部 長	藤 森 竜 也 君	監 査 委 員	元 田 充 洋 君

会計管理者 二階堂 正一郎 君

午前10時00分 開議

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（内田靖信君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

1番 坂本公司君。

[1番 坂本公司君 登壇]

○1番（坂本公司君） 皆さん、おはようございます。1番、新生クラブ、坂本公司です。

早いもので、初当選させていただいてから丸4年が経ちました。この4年間少しずつではありますが、いろんなことを勉強させていただきました。本当に貴重な経験をさせていただき感謝しております。

そこで、この4年間を振り返ってみて、私が一番変わったこと、勉強したことは何かを考えました。それはやはり児童福祉の世界に飛び込んだことだと思いました。そこで、今まで何度も質問をさせていただきましたが、今回は支援を要する児童への取組についての質問をさせていただきます。まずは、近年増え続けている発達障がい児などの支援を要する児童の本市への推移をお願いします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） おはようございます。

坂本議員御質問の支援を要する子どもたちへの教育のうち、まず、小中学校における現状についてお答えいたします。

支援を要する子どもたちの数を特別支援学級に在籍する児童生徒数で5年前と比較しますと、小学校では平成28年度が74人だったのに対して、令和3年度では131人と57人、率で77%増加しています。中学校では平成28年度が32人だったのに対して、令和3年度では58人と26人、率では81%の増加となっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の保育園などの保育施設を利用されている園児の現状をお答えいたします。

発達障がいがある園児の数につきましては、障がいの程度に開きがあり、グレーゾーンと評される園児もいて、正確な把握ができませんので、代わりに療育手帳を所持して

いる各年度の人数を申し上げます。5年前の平成28年度は2,043名中8名、令和3年度は2,302名中20名でございました。

次に、障害福祉サービス利用の現状といたしまして、支援を要する児童が利用している障害児通所給付事業について申し上げます。就学前の児童が利用する児童発達支援の利用者数は、5年前の平成28年度が40名、令和3年度が41名でございました。また、就学後の児童が利用いたします放課後等デイサービスの利用者数は、平成28年度が93名、令和3年度が155名でございました。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 1番 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

答弁にありますように、確実に増加傾向であるということがわかります。この質問をするに当たっての打ち合わせの中で、職員の方から坂本議員の言う児童は発達障がい児だけですか。知的障がいもですか。例えば、診断を受けていない児童やなどなど等の質問がありました。正確に言えばいろんな分類の仕方があります。そこで今回は、支援を要する児童とタイトルには書いてありますが、文章の中には発達障がい児などとしてまとめているところがありますので御了承ください。

まず、なぜ発達障がいなどの児童が増加しているのか。それは食。食べ物が大きく関係しているということであるのですが、そちらは近松議員のほうにお任せするとしまして、では、なぜ今回このような質問に至ったか。それは皆さんにもっと認識していただきたいからです。昨年の議会の中でも放課後等デイサービス、児童発達支援事業の話をしました。放デイ（放課後等デイサービス）、児発（児童発達支援）、略し方はもうここにいる皆さんは覚えていらっしゃると思います。しかし、市民の方々はもちろんのこと、本市の教育に携わる方々の認識が薄いことを知りました。市民の方々はまだわかりません。玉名にも事業所が数件、児童に至っても2割弱しか利用していなければ、ほかの8割の保護者の方々が知らなくても当然だとは思いますが、とある学校の先生が放課後等デイサービスという名称を知らなかった。高校3年生まで利用できることも知らなかった。これはいわゆる普通の学童で言うと、学童とは何ですか。中学生、高校生も利用できるんですかと同じくらいの質問なのです。特に40代、50代の先生方は、大学の時に教わってきたことは様子が違うところもあるみたいです。私はこの3月に玉名市内の保育園、幼稚園などをちょっとあいさつに伺いました。ある園での話です。私がこういった事業をしていますとあいさつをするとベテランの保育士さんが、「〇〇〇君はそちらに来ていませんか」知らない名前だったので、「いいえ」と答えると「去年そういった子どもがいましたが、今は全然いませんよ」と言われました。皆様この会話の中で2つの間違いがあるの気づかれたでしょうか。まずはプライ

バシー保護違反です。この先生はその児童のフルネームを私におっしゃいました。もし本当に確認したいのであれば、せめて片方の名前だけでもと思いますが、しかし、それでも普通は考えられません。そしてもう一つ、今は全然いません。もちろん私もその園の全ての子どもたちをじっくり、しっかり見たわけではありませんし、保育士の資格は持っておりますが、診断を下せる医師の免許は持っておりません。が、先ほどお話ししたように、最低の1割の児童が何らかの障がいを持っています。数十人受け入れているはずなのに、その先生は今はいませんとおっしゃいました。私はもちろんその先生方を責めるわけではありません。この数年で飛躍的にそういった児童が増加して、対応が追いついていないだけだと思います。そこで本市の教職員の研修などについての答弁をお願いします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 坂本議員の教職員などの研修等の取組についての御質問にお答えいたします。

平成19年4月に学校教育法が一部改正され、特殊教育から特別支援教育へ転換しております。特別支援教育は、特別な教育的支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されることとなり、現在50代の教職員が当時大学で学んできた内容が学ぶ内容と異なる点が、現在、学ぶ内容が異なる点があるのも確かでございます。そこで、熊本県では、平成27年度から発達障がいをはじめとする教育上特別な支援を必要とする児童生徒への適切な支援の在り方についての研修を特別支援学級の担当教員を除いた全ての教員を対象に4年間かけて行なってきました。また、今年度からは、特別支援教育担当者の指導力向上研修を4年間にわたって実施していきます。また、先ほど子どもたちの現状人数についてお答えしましたが、小中学校におきましては、この特別な支援を要する児童生徒が年々増加しています。特別支援学級に在籍する児童生徒だけではなく、通常学級に在籍する児童生徒の中にも発達障がい等の診断を受けた児童生徒が存在しているような状況です。そこで、各学校においては、校内研修の年間計画に特別支援教育に関する研修を位置づけ、教職員相互の共通理解や指導力の向上に努めています。ただ現在は、あらゆる場面で新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底しながらの研修を行なわなければならない、三密を避けるなど、工夫しながら実施している状況です。また、各学校では、このほかにも特別支援教育の支援体制の充実に向けて、各関係機関と連携しながら取り組んでおります。

さらに、玉名市では、教育委員会主催で行なう特別支援教育コーディネーターや支援員の研修等をはじめ、教職員が主体的に行なう中学校区ごとの会議などを通して、教職員全体の特別支援教育に関する知識、資質及び専門性の向上を目指しております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 次に、公立保育所及び私立保育園等の研修等の取組についてお答えいたします。

公立保育所では、例年3月に県から送付されます保育研修ガイドを確認し、翌年度の研修計画を立てており、発達障がいの内容とする障がい児保育研修は毎年必ず各園1名以上が参加しております。そのほか保育研修ガイドにある発達障がい研修や発達障害者支援センター主催の研修会等についても積極的に参加しているところであります。また、公立保育所の園内研修として、子育て支援課の心理士を講師とした発達障がいに関する研修会を開催し、全ての保育士が参加できるよう、同じ内容を数回実施しております。さらにこの心理士により保育所巡回訪問時に気になる園児や関わりに困難を感じる園児のケース検討会を開催し、心理士から専門的な助言をもとに、その園児の発達に即したかわり方や保護者との対話に努めているところでございます。私立保育園等につきましても、各園の研修計画に沿って、発達障がいに関する研修も実施されておられますし、子育て支援課の心理士による保育所巡回訪問は、依頼があれば私立保育園等でも実施していますので、公立保育所と同じようにケース検討会議等を開催し、発達障がいに関する理解を深める取組をされているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 1番 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

研修などがいかに大事かということであることです。うちの事業所でも月に1度か2度Zoomで研修を行なっておりますが、本当なら、コロナがなければやはりみんなでそういう専門家を呼んで話を聞きたいところなんですけれども、やはりZoomで一人の職員が聞いて、また後で伝えるということもなかなか難しくはあります。

本日のこの質問は、前々から決めていたのですが、8月の半ばに友だちからとあるお母さんを紹介していただきました。ある園に通う年中児のお母さんです。半年ほど前からお子さんが登園するのをいやがり始めたそうです。理由を聞くと、大きな声で怒られるからと言ったそうです。その子は少し言語の遅れがあったり、多動であったり、そして大きな声や物音が苦手であることは園に伝えてあったそうです。登園拒否後にお母さんと先生方との話合いがなされたときに、園のほうからお子さんは特に困ることはないみたいなので、福祉施設の介入は必要ない。家庭と園が連携する必要はない。園にいかせないのは親の甘やかしなどだと言われたそうです。あきれたお母さんは退園し、今ではほかの園に移られたそうです。この園が保育園か幼稚園かは置いておきまして、厚生労働省の定める保育所・保育士指針にはこのように書き記されていますので、抜粋して読み上げます。

一つ、一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。

一つ、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

一つ、障がいのある子どもの保育については、家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら適切に対応する。

とあります。10年一昔という言葉ももはや使われなくなりましたが、今では5年、もしくは3年ほどで状況が変わります。例えば、健康とかスポーツに関して言うと、昔々に巨人の星というアニメがありました。皆さん御存じだと思いますが、その中でウサギ跳びというトレーニングがあったのを皆さん御存じでしょうか。肘を曲げて手を後ろに組んで、ウサギのように跳ねると。その数年後にはそのトレーニングが筋肉を痛めるからやってはいけないと言われました。野球でいうと、ピッチャーが投げた後のアイシング、氷で冷やすああいうのです。これも最近ではしない選手が増えているそうです。ダイエットなどであれば、あれがいい、これがいいといいながら様々なダイエット法が世間をにぎわして消えてなくなります。私も昨年、あるダイエット方法で痩せました。とにかく御飯や麺などの糖質を抜いて、動物性の油を取る。バターを紅茶に溶かして飲んだり、牛肉をたくさん食べたりというダイエットで、1か月に8キロほど痩せました。しかし、その後の健康診断で油の取り過ぎだと注意されました。話が飛んでしまいましたが、実は、医療の世界でも定説というものが年間に300ほど変わっているそうです。簡単に言えば、ピッチャーのアイシングのように冷やすから冷やさないのよう真逆になることがあります。教育や療育に関しても同じことが言えると私は思います。次々と新しい問題や対策方法が現れてくるのだと思います。ですので、これからもしっかりと定期的に研修などの対策をとっていただきたいと願っております。

そこで、今後の課題、対策等を答弁をお願いします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 坂本議員御質問の今後の課題についてお答えいたします。

小中学校におきます今後の課題としては二つあげられます。一つ目は、発達障がいをはじめとする特別支援教育の充実に向けた教職員の知識、資質及び専門性のさらなる向上です。県や市が主催する研修に参観することも確かに重要ですが、児童生徒の一人一人の状況を理解し、教職員自らが主体的に考え、研修を重ねていくという学ぶ姿勢が大切であると考えます。二つ目は、関係機関と連携していくうえでの学校の組織的な取組です。学校は関係機関との窓口を管理職や特別支援教育コーディネーターが担い連携を図っていますが、その取組を全職員が共通理解しながら児童生徒への支援を行なってい

く必要がございます。教育委員会としましては、現在、新型コロナウイルスの感染が厳しい状況ではありますが、教職員のニーズに基づく教職員研修を企画し、主体的な学びの場となるように支援してまいります。感染状況が治まりましたら施設見学等の校外研修も検討し、教職員の療育等に関する認識も深めてまいります。また、学校、家庭、関係機関との連携を軸とした特別支援教育の充実を図る体制を推進するために、あらゆる角度から連絡調整を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 1番 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

私は、なによりも皆さんに認識していただきたいという思いからこの質問をさせていただきました。私もまだ2年しか勉強していませんが、それでもわからないことが多すぎます。特に発達障がい、見た目は何ら健常児と変わりません。皆さんも何かしらの障がいをお持ちの方には少なからず援助をされてきたと思います。車椅子の方、白いつえを持ってらっしゃる方、そうでなくても小さなお子さんや御高齢の方が困っておられたら手を差し伸べてこられたことでしょう。しかし、見た目は健康優良児、普通に会話ができる。しかし、あるところだけ理解ができないところがある。そうなる则该子どもはただ単にわがまを言っている。わがまは許してはならない。そうなるはずですが。しかし、療育の中ではわがまをただ許すということはありません。なぜ、そういうことをしたのか、そしてそれにはどんなきっかけがあったのか。それを教えるにはどうするのか。そういうことを日々話し合いながら療育をしております。本当に難しい仕事だと思っております。

ここで最後に藏原市長に、この一連の件についての見解をお聞きしたいと思いますが、お願いします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 再質問にお答えします。

私も坂本議員と同様に、発達障がいなどによって支援が必要な子どもたちの中には、その障がいが見ただけでわからず、また、回りに周知されず安易に怠けとかわがまとかいった誤解を受けて傷ついている子どもたち、また、その家族の方が少なくはなくいらっしゃるといふふうに認識をしております。そのため、そのような子どもたちやその御家族の皆さんの心の負担をできるだけ軽減できるように、社会全体で温かく見守っていく、そういった態勢を整えるべきと、日ごろから議員がおっしゃっているその御意見には、大いに賛同いたします。例えば、学校に障がいを持つ子どもたちを受け入れる際には、適切な指導などができる人的、また、物的な環境をできる限る整えて対応する必要がありますし、教育委員会と市長部局の連携をさらに強化していくことも重要であ

るというふうに考えております。そこで、昨年は教育委員会が主催する玉名市特別支援連携協議会に加えまして、発達障がい児に関わりのある教育委員会と市長部局の関連4課が連携をして協議する発達障がい児に係る関係各課連絡会議、これを設置しまして、その充実を図ったところであります。今後も支援を要する子どもたちに対して、さらに適切な支援ができるように、幼、保、小、中連携を強化して、支援が必要な子どもに関わる人々の理解を深めて、温かく見守っていけるような社会の構築に向けて努力してまいりますと存じております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 1番 坂本公司君。

○1番（坂本公司君） 答弁いただきました。

心強い言葉ありがとうございます。応用行動分析学、ABAといいます。これが今の主流となっております。ソーシャルスキルトレーニング、人とのかかわり方や距離感のトレーニングなどにどこの施設でもなされていると思います。全ての方にこれら全てを勉強していただくことは不可能だと思います。しかし、せめて教育の立場にある方には認識していただき、そして、できれば市民の皆様にもそういった支援を要する児童がいること、増加していること、ただのわがままではないことを少しでも理解していただければと思い、このような質問をさせていただきました。

何より療育は子どもたちのためにあるものなのですが、やはり何よりその保護者の方も私たちは大事にしております。保護者の方が不安定な状況であれば、やはり子どもも不安定になり、そういう負のサイクルになると思いますので、我々は保護者の方の支援も同じようにやっていかなければいけないと思っております。ただ、私もこの療育の半分も理解しておりませんが、それでも持っている知識をいろいろな方々と交流しながら広めていければと思っております。それにはまず、このコロナが非常に邪魔をしております。私もあさって2回目のワクチン接種をする予定にしております。友人などが40度の熱が2日間続いたなど聞いてかなりびびってはいますが、これがコロナ感染拡大防止につながればと思います。

それと、このコロナ禍での飲食店への影響ですが、まん延防止措置もどうやら9月12日以降も続くのではないかと言われております。3月の一般質問の最後に、職員の皆さんに飲食店への御協力をお願いしたところでした。その後、数件のお店から職員さんが金栗ジャンパーを着て来られましたよと教えていただきました。御協力ありがとうございました。しかし、今回はいわゆるデルタ株、感染力などを見てみると以前よりもかなり深刻な状況になっております。今回、私の知り合いの飲食店の方々がかなりの感染をされました。味覚がないとか、何日も40度近い熱が続くなど、想像の10倍も苦しかったとおっしゃった方もおられました。一つ感染した友人から要望がありましたので、

この場を少しお借りします。くまもと県北病院の方々の献身的な治療に心から感謝しております。これからも体調や感染にお気をつけてお仕事頑張ってくださいとのことでした。ほかの医療従事者の方々も本当に毎日大変だと思いますが、これからも頑張っていたきたいと思います。若者のために4年前に私が掲げたスローガンです。私はこの言葉を言い続けていきたいと思っています。

最後になりましたが、本当に貴重な4年間を過ごさせていただきました。全ての方々に感謝をこの場を借りて申し上げます。ありがとうございました。

本日の傍聴、そしてインターネットの中継を御覧の皆様、御静聴ありがとうございました。これで終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、坂本公司君の質問は終わりました。

引き続き、一般質問を執り行います。

6番 古奥俊男君。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番（古奥俊男君） おはようございます。傍聴誠にありがとうございます。6番、新生クラブ、古奥俊男です。

まず、玉名市内でコロナ対応のため日夜御努力いただいている医師、看護師、保健所関係の皆様には敬意を表します。

では、通告に従って一般質問をさせていただきます。新玉名駅前整備及び周辺整備について。さて、新玉名駅周辺整備について執行部にお尋ねをいたします。島津市長当時、熊本県との県市協定を結び、積極的に県北の都としての新玉名駅周辺整備についてが計画をされました。高寄市長時代に新玉名駅周辺は、民間開発に委ねると、新玉名駅周辺整備は全く消極的となりました。たとえ民間開発に任せるとしても、農地法による土地利用開発許可申請がなされておらず、駅周辺の開発活性化が事実上不可能であり、10年近く周辺整備は棚上げにされてきました。先人たちが玉名地域発展のため、新幹線新玉名駅をつくり、その周辺の開発整備を図り、県北の都としての拠点、発展の夢を実現させるため努力をされてこられました。近年、藏原市長、副市長をはじめ、関係部署、担当者等の執行部の努力等により、新玉名駅周辺整備の進展が見られるようになりました。地域住民はそれに感謝をしております。付近には近年6つの小学校が合併した玉陵学園の発足、本年くまもと県北病院も開院、さらに、県道6号線、いわゆる立花線の未整備部分も現在、工事が進行中であります。このような中で、この地域の人々の動きも活発化してまいりました。このような中、まず、お尋ねしたいことは、新玉名駅前開発の状況と熊本県との県市協定で約束され、計画されている河崎狭間2号線の着工実施はいつになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） おはようございます。

古奥議員御質問の新玉名駅前整備及び周辺整備についてお答えいたします。

周辺整備については、新玉名駅を東西に結ぶ主要地方道玉名八女線を延伸する道路河崎狭間2号線を計画しており、既に予備設計及び測量業務を実施しております。引き続き熊本県及び公安委員会と起終点の県道に接続する交差点の位置や線形について協議を行ない、利便性や経済性などの観点から検討するなど、事業化に向けた最適なルートを選定しているところでございます。また、来年度以降は、社会資本整備総合交付金事業の申請協議及び地元の皆様と合意形成を目指し、早期に取り組めるよう準備を進め、新玉名駅周辺地域を含めた県北全体の活性化に向け、引き続き努力してまいります。

続きまして、新玉名駅前整備の状況についてお答えいたします。まず、令和2年8月に策定いたしました新玉名駅周辺整備方針の推進に当たり、地権者との合意形成に向け、現在地権者様との勉強会を開催しております。今年3月に土地区画整備事業、7月に開発行為をテーマとした勉強会を開催し、参加いただいた方からは、整備手法の内容がよく理解できたという声をいただいております。地権者の皆様の思いが聞ける貴重な機会と捉えております。新型コロナウイルスの状況を考慮しながらになりますが、今後も合意形成に向け実施していきたいと考えております。

最後に、開発に関する事業者協議の状況でございますが、平成30年6月の新玉名駅周辺整備基本計画策定後、約40社から問い合わせがあり、現在、数社と開発に関する協議を行なっている状況でございます。今後も協議を積極的に勧め、開発の早期実現を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

努力していただいていることは十分わかっておりますが、なお一層の努力を期待しております。よろしく願いをいたします。

ここで再質問をさせていただきます。先人たちが描いた県北の都として、この地が積極的、能力的に活性化するには、さらに魅力ある商業施設、スポーツ施設、広場等の整備が必要であります。そこで、市長のこれからの公約として、新玉名駅周辺ショッピングモールと住宅のセットで定住移住の促進を掲げられると思いますが、この政策の実施等について市長にお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 古奥議員の再質問にお答えいたします。

計画の実施についてでございますけれども、新玉名駅周辺に商業施設、また、住宅の

立地を進めてほしいとの市民の皆様の多くの声を受けて、良質な暮らしこれをテーマとしたまちづくりについて令和5年度の導入を目指して取り組みたいと考えております。なお、令和2年8月に策定しました新玉名駅周辺整備方針におきまして、優先的に整備する範囲としました6.67ヘクタールでは、地権者の方々へ事業者のほうからアプローチが行なわれているというふうに聞いておりまして、市としましても大きな期待を持って、この協議の状況を見守っているところでございます。今後も進出に興味を持っていただいている事業者との協議を積極的に進めて、良質な暮らし、これをテーマとしたまちづくりの早期実現を目指したいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） ありがとうございます。

魅力ある商業施設ができますと、戸建て住宅とかマンション等の進出も促進されると思います。なお一層の努力をお願いして次の質問に移ります。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番（古奥俊男君） 防災減災、安全な玉名市づくりについてであります。防災減災といっても、かなり範囲が広いので、今回は、防災拠点づくりについて質問をいたします。2020年国土交通白書では、温暖化による気候変動で豪雨の頻度、巨大台風の増加、高潮被害の発生などについて警告をしています。熊本県でも2016年震度6の熊本地震災害、昨年7月の人吉球磨地域の豪雨災害、多くの人命と財産が失われました。私たち県北地域にもいつ線状降水帯や地震があっても不思議ではありません。災害は突然に襲いかかります。玉名市の平野のど真ん中を一級河川菊池川が流れています。菊池川の流れが現在の流れになったのは、慶長16年53歳で亡くなった加藤清正であることは皆さんも御承知のとおりです。清正は短い人生の間に玉名地域の豊かさと安全の基礎整備づくりに力を注ぎました。清正以前の菊池川は、現在の桃田運動公園の下から唐人川に流れていたようです。清正が有明海に面する広大な低地を高地にするため、この低地の真ん中に菊池川の水を流すため、大規模な土木工事を実施しました。そして、土手を洪水等から守るために水の流れのカーブ部分には、頑丈な壁を構築し、そして広大な玉名平野を水害から守るために菊池川上流部和水町、下津原、長小田、玉名市の月田、溝上、青木地区の菊池川沿いの土地を大雨洪水の有水地域とし、防災減災対策を実施しました。これらの有水地では、洪水には大量の濁流を一時的にため、洪水時川下の流量を一時的に調整、緩和し、堤防の決壊を防いだのです。有水地域の住民に清正は手厚い保障をしたと伝えられています。昭和、平成になって、これらの地域には川沿いに全て土手が気づかれ、洪水時にこの地域は水没する被害はなくなりましたが、そのため菊池川の洪水の濁流は一気に短時間で河口に向かって流れ下ることとなりました。上流側で有

水地がなくなった今、菊池川土手の下流の土手の負荷が大きくなっていると私は考えます。いずれにしても、昨今の雨の降り方は異常なほど激しい雨で、近くの市民の方も雨が降るたびに心配だと話しておられます。また、市内には多くの小川や用水路等があります。そういった状況の中で、防災拠点づくりについての考えをお聞きします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

[建設部長 片山敬治君 登壇]

○建設部長（片山敬治君） 古奥議員御質問の防災減災、安全な玉名市づくりについての防災拠点についてお答えいたします。

近年は国内各地で水害が発生するたびに何十年一度の想定外雨量が発生し、多くの人命や財産が失われる被害が発生しています。今年も7月に入り全国各地で広い範囲にわたって大きな被害をもたらしました。このような水害リスクの増大に備えるために、国土交通省では各1級水系において流域全体で緊急的に実施すべき治水対策を流域治水プロジェクトとして策定し、この対策の一つとして、国で実施する防災拠点の整備が示されました。この防災拠点は、洪水災害を最小限にするため、必要な資材の備蓄、駐車場、ヘリポートなどの整備を行ない、併せて市が防災センターを設置することで、災害時の活動拠点となり、そのほかにも防災教育や防災情報発信の場として別の活用ができることとなります。また、それ以外の広場については、緊急時には避難場所として期待され、平常時にはサッカーグラウンドなどの運動施設として利活用ができます。市としましては、防災減災安全な玉名市づくりを推進していくために、今後、この防災拠点を必要とすることから、早期整備に向け国と協力して進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁ありがとうございます。

防災拠点は、玉名市にとっても大事な拠点づくりと私は考えます。再質問をさせていただきます。これらに対処するため、国や県と協力して、防災拠点づくりを急いでいただきたい。今後多くの地域から設置要望があると思いますが、私はこの玉名をつけないためには、菊池川の上流部が一番いいのかなと、私個人的には思っております。防災減災安全な玉名市づくりについて市長に考えをお伺いします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 古奥議員の再質問にお答えいたします。

先ほど建設部長からもお答えしましたが、近年は国内外で異常気象が頻発しておりまして、流域住民の洪水被害への不安、また、災害発生への危惧が年々高まってきております。そこでこの防災拠点、イメージとしては防災ステーション、あるいは防災グラウンドと呼んでいいかと思いますが、これは国で示す流域治水プロジェクトに基づ

きまして、国直轄の菊池川だけでなく、被災を受けたその他の河川についても円滑かつ効率、効果的な緊急対応ができるため、今後、本市にとってなくてはならない拠点になるというふうに確信しております。市長として市民の生命、財産を守ることを第一に考えております。安全で安心して暮らせるまちの実現のために、引き続き関係機関に対し積極的に働きかけを行なっていきながら、具体的な協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 答弁いただきました。

今、市長もおっしゃったように国土交通省は堤防を造るときに、市民の生命と安全を守るために造るから協力をしてくれということの説明がありました。それで今の堤防はできあがっております。私としては、堤防は絶対に切れてはならないと。しかし、この時期、どれだけ降るか予測がつかないようなことになっております。越水は仕方ないのかなと、私は考えております。そこで市長にお願いしておきます。もう本当に市民の生命、財産を守るために拠点づくり頑張っていたいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

[6番 古奥俊男君 登壇]

○6番（古奥俊男君） 次に、玉名市政治倫理条例等について質問をさせていただきます。ここで写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○6番（古奥俊男君） もう少しアップにできませんでしょうか。ありがとうございます。

これは全議員が定めましたものであります。この条例について一般質問で発言させていただく理由は、最近、一部議員が論理感に欠けるところがあり、市民に疑惑を持って見られる問題を耳にしておるからであります。私たち議員は、自らの行動を客観的立場から見て、常に襟を正す必要があると思ひ、この議会の場にて発言することといたしました。

御承知のとおり本市においては、平成27年9月30日玉名市政治倫理条例を定め、その第1条で市民全体の代表者として、議員並びに市長等の人格と論理の向上に努め云々とあります。第2条で、議員並びに市長等は市民の信頼に値する論理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならないと定められています。玉名市の政治倫理条例の条文や内容が十分とは思いませんし、私自身も偉そうなことを言えませんが、市民の厳粛な信託を受け、議員になったからには少なくとも日本国の法律や玉名市の条例を誠実に守る必要があると考えます。しかし、誰しも法律を守れな

ったり、様々な倫理違反をしたり、過ちを犯します。市民より規制関与の付託を受けている議員が万一、法や倫理に関する過ちを犯した場合は、市民の前に自らけじめをつける必要があると思います。私たち議員は、玉名市民の代表として、市政の議決機関として、市民の負託に応える重い責任をもっていることについては皆さんも御承知のとおりであります。市政は市民の厳粛な信託によるものであります。ここにいる私たちは、市民全体の代表として人格と論理向上に努め、市政に対する市民の信頼を失ってはなりません。よって一部の議員のモラルや議員間の問題は、議員全体の問題として取り上げて正していくべきであり、市議会議員の改選に当たり、市民の信頼に値する市議会議員の在り方、そして行政全体としてのモラルハザード、倫理観の欠如について同じ行政を担うものとして、副市長はどう感じておられるのか見解をお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） 古奥議員の御質問の玉名市政治倫理条例等についての中で、市議会議員の倫理性の在り方、モラルハザードつまり倫理観の欠如についてどう思うかということではありますが、結論から申しますと、本市には政治倫理に関して定められた条例が二つございます。いずれも議員提案として制定されており、この条例をしっかりと認識し、誠実に守ることこれに尽きるのではなかろうかというふうに思っております。

市議会議員のみならず、市長、副市長も市民全体の代表者であることを強く認識し、倫理観を高め市政発展のため努力を重ねていかねばならないというふうに思っております。

ここで政治倫理について、二つの条例について少し御紹介を申し上げたいと思います。市議会議員、市長及び副市長が市民全体の代表者として人格と倫理の向上に努め、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、民主的な市政の発展に寄与することを目的に平成21年に議員提案として制定されております。市の事業に関し請負契約、寄附行為、利益收受、不正疑惑等の行為を一切行なわないことが遵守事項でございます。

もう一つは、玉名市議会基本条例でございます。議会における最高規範として二元代表制の趣旨を尊重し、市民本位の自治の観点から民意主導の市政及びまちづくりの実現に取り組むことを基本理念に掲げ、平成29年にこれも議員提案として制定されております。民意手動の市政を条例の命題と捉え、市民との対話、住民の参画、市民との協働と市政が多様な民意を中心に行なわれるべきとうたっております。選挙を通じて市民に選ばれたものは、公務に当たって全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を遂行するという考え方を持つことが重要であります。議員及び市長、副市長は市民の信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならないことを念頭におき、公正で民主的な市政の発展を推進していきたいと考えております。

今後は議員間におかれましてもさらなる協議がなされることを節に期待いたします。私のほうからあえて申し上げるべき内容ではございませんでしたが、古奥議員からの一般質問ですので、私の見解として答弁をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 6番 古奥俊男君。

○6番（古奥俊男君） 見解ありがとうございます。

これからも私は議員として守るべきところは守っていきたいなと自分で覚悟をしております。今後ともよろしく願いたします。これで私の一般質問を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、古奥俊男君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。通告に沿って一般質問を行ないます。

1、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。従来のウイルスよりさらに感染力が強いデルタ株に置き換わったといわれる第5波の爆発的な感染が広がっています。緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の対象地域は合計で33都道府県に拡大されました。玉名での状況は、デルタ株の影響でしょうか、直近2週間の感染者は60名を超えて、そのうち10代、20代の感染者が全体の6割でありまして、憂慮される事態となっております。私は、6月議会で学校や保育所職員、給食センターなどでワクチンの計画的な優先接種を求めたところ、余剰ワクチンを使用する旨の答弁がありました。現時点において学校や保育所職員、給食センターなどにおけるワクチン優先接種の進捗状況をお聞きいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 前田議員御質問の新型コロナウイルス感染症対策について学校や給食センター職員のワクチン優先接種の進捗状況についてお答えいたします。

本市が教職員等を対象に実施した優先接種は、夏休みの7月末から8月にかけて行ない、優先接種を希望された方は、当日体調不良になられた方を除いて全員接種することができました。県の教育委員会の調査でございますが、調査対象が県費の職員のみでござ

ざいますが、90%以上が接種済みまたは接種の予約済みであり、これは小中学校関係職員の全体に対しても同様の傾向にあると思っています。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員御質問の保育所などでのワクチン優先接種の進捗状況につきましては、保育所や認定こども園など、市内34の保育施設で働く保育士をはじめとする職員が、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を優先的に接種できるよう、本年6月下旬から取組を開始いたしました。その方法といたしまして、事前に保育士などの優先接種希望者名簿を作成し、市内4か所で実施しておりました集団接種会場で、余剰のワクチンが発生した場合に、その名簿を使い順次接種案内を行なう方法と、株式会社ブリヂストン熊本工場で行なわれた職域接種会場、九州看護福祉大学集団接種センター及び天水公民館の計3か所の会場に保育士などへの優先接種用のワクチンを一定量確保し、接種する方法の2通りで実施してまいりました。優先接種を希望された保育士などは6月調査時には約450名いらっしゃいましたけれども、優先接種の順番を待たずとも個人接種により対応された方もおられその方々も含めれば、当初優先接種を希望された方々につきましては、9月6日をもってほぼ全員の方が2回目の接種を終えられておられます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 学校や保育所または給食センターなどでの優先接種は思った以上に早く進んだかなというふう感じたところです。新型コロナウイルスの厄介なところは、無症状の感染者からもウイルスが出ていることでもあります。そこから感染が広がることが懸念されますので、新規感染者を増やさないためには、PCR検査が欠かせません。6月議会で学校や保育所、給食センターなどで、職員、従業員などに対して定期的なPCR検査の実施を求めたところ、県と連携を取りながら検討したいということがありました。先ほどの答弁でワクチン接種がほぼほぼ行き渡ったのかなという、そういう気はしますが、私は、ワクチンの接種と検査の強化、充実こそが感染を終息させる最大の鍵だと思っています。ワクチンをしたから100%感染しないということではありませんので、定期的なPCR検査の実施、これは大変重要ではないかなと感じているところでもあります。定期的なPCR検査の実施についてどのような検討があったのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 学校や給食センター職員のPCR検査につきましては、保健

所からの指示による行政検査や体調不良により自ら医療機関で個別に検査された方以外に対する玉名市独自のPCR検査につきましては、定期、不定期にかかわらず行なっておりません。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 現状では、保育士などを対象とした市の主導による定期的なPCR検査は実施してない状況です。今後も感染拡大を抑制するための集団免疫の獲得に向け、接種を希望する市民が1日でも早くワクチン接種を終えることができるよう努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） デルタ株の出現によりまして、家庭内感染や若年層の感染がより広がることは、今や誰もが実感しているところであります。ところが、新型コロナウイルス感染症の特効薬はまだ完成しておりません。市民の不安解消、感染者早期発見のために自治体によっては抗原検査キットを配付するところがあるようです。感染伝播の鎖を断つためには、いつでも、誰でも、何度でも、この立場で従来の枠に捉われずに大胆かつ、大規模な社会的検査を行なうことが市民の安心、安全な生活を取り戻すということになります。ここに熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金事業についての資料があります。

[資料を示す]

○18番（前田正治君） これです。感染者が確認された小中学校などにおける行政検査の対象とならなかった児童生徒及び家族のPCR検査などに要する費用の2分の1を県が公布するものであります。新型コロナウイルス感染拡大による県民の不安解消、感染の拡大防止を図る市町村を支援するとしてあります。県が市町村と連携を取りながら行なう事業であります。私は、このような事業を活用してでもせめて教育施設、福祉施設などでは関係者の定期的なPCR検査の実施を早急に求めたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員御質問の陽性者や濃厚接触者以外で感染が心配な人へのPCR検査費用の補助という事柄につきましてお答えいたします。

御質問の交付金、補助金につきましては、教育委員会としても情報が来た段階で認識しており、ほかの他市町の意向を調査するなど、検討はいたしました。他市町も同様に検査が必要な人に対しては、PCR検査が実施されておりますので、行政検査の対象とならなかった人へ検査に要するこの経費の補助はしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 私は、このPCR検査というのは従来はいわゆる県の検査といえますか、濃厚接触者、類するような人を社会的に検査すると、当然費用も国からきます。しかし、今日のような緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域がさらに延長されるだろうというような状況を見ますと、検査も点からではなくて、面の検査というふうに移行していかないと、なかなか終息には追いつかない、そういうふうな感じるところです。何遍もいいますが、ワクチンの接種と同時にPCR検査の強化、充実というのがコロナウイルス終息に向かっても道筋になると、私は思っております。これからも国、県もいろんな補助事業を出す可能性もありますので、積極的に活用して、市民の安心と健康、命を守るような施策に大いにいかしてほしいというふうに思います。

次に、足かけ2年にわたって猛威を振るう新型コロナウイルス感染症が、本市の中小企業等に及ぼしている影響について把握状況をお聞きします。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 前田議員御質問の新型コロナウイルス感染症が本市の中小企業体に及ぼしている影響、その把握状況についてお答えいたします。

感染拡大初期から市内事業者へ与える影響につきましては、各方面より情報収集を行ない、その状況把握に努めてきており、これまでその状況に応じた対策事業を展開してきているところです。玉名商工会議所、玉名市商工会とは小まめな情報交換、情報共有を行ない、誘致企業へは電話による影響調査、また、昨年6月と本年5月に市独自で行ないました市内事業者への電話によるアンケート調査、制度融資の手続きで来庁される金融機関からの情報、そして事業者の方と直接のやりとりにより状況把握に努めてきております。令和2年6月と令和3年5月に行なった市内事業者へのアンケート調査の結果では、感染症発生以前と比較し、売上が減少したとの回答が全業種で令和2年が63%だったのに対して、令和3年では88%と増加、業種別には飲食業で83%から100%に増加しており、外出自粛や緊急事態宣言等の影響を直接受けやすいとされる飲食業や宿泊業は、ほぼ全ての事業所が感染症の影響で売上減少となっております。さらに卸売業、小売業は41%から96%、建設業で43%から81%と大幅に増加しており、感染症の影響は長期化することにより、ほぼ全ての業種に及んでおります。現在は第5波の最中にあり、まん延防止等重点措置が適用され、飲食店などへの営業時短要請も出されるなど、関連業種をはじめほとんどの業種が厳しい状況になっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 商売をしている方に話を聞きますと、苦しい中で頑張っている

が、家賃やリースなどの支払いが待ったなしなので大変きついと言われました。現状は新型コロナウイルスの影響によって直接的に、あるいは間接的に多くの事業者が窮地に立たされている、そういう状況であります。本市では、それこそ2年にわたって16弾の緊急経済対策、中小企業支援策を適宜打ち出してきました。しかし、依然として多くの事業者は厳しい経営を脱し切れていない状況であります。事業者の苦しい状況を直視するならば、事業継続支援金や家賃支援金など、市独自の支援金を再支給するなどのさらなる支援策が待望されていると思いますが、執行部の見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 再質問にお答えいたします。

これまでの感染症の影響の動向において、業種別だけではなく、販路や宅配などのサービス提供手段などの経営形態を要因とした影響度の違いも見受けられます。本年5月のアンケート調査においても、今後期待する支援策としては、減収に対する補助や先ほど前田議員がおっしゃいましたように家賃等の固定費の補助などの給付型の支援を望む割合が多い中、設備投資への支援、業態転換への支援など、コロナ禍に対応した経営への支援を望む回答もあり、多様な施策が求められるようになっております。御提案の事業継続支援金補助などにつきましても、有効な支援策の一つと考えておりますが、地域の状況と国、県の支援策を見極め、市独自の支援策を展開してまいりたいと考えます。また、来年度には地域消費喚起を図りながら、市民生活の一助ともなる商品券事業などの実施も検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） しっかりお願いします。

次に移りますけれども、新型コロナウイルスの影響で国民健康保険税や介護保険料の支払いが困難な方への軽減策があります。その実績についてお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 前田議員の国民健康保険税及び介護保険料の新型コロナウイルス感染症に係る減免実績についてお答えいたします。

まず、国民健康保険税でございますけれども、国の財政支援の対象となる減免基準に基づき、令和2年度は65件の対象世帯に対しまして、1,392万9,200円の減額を行っております。内訳といたしましては、給与収入の減少が21件、事業収入の減少が42件、不動産収入の減少が2件でございます。

続きまして、令和3年度の減免状況でございますけれども、8月31日現在で11件の対象世帯に対しまして204万6,600円の減額となっております。内訳といたしましては、給与収入の減少が5件、事業収入の減少が6件でございます。

次に、介護保険料の減免状況でございますけれども、令和2年度は5件の対象者に対しまして、9万7,920円の減額となっております。内訳といたしましては、給与収入の減少が2件、事業収入の減少が3件でございます。

続きまして、令和3年度の減免状況でございますけれども、8月31日現在で8件の対象者に対しまして、48万1000円の減免を行っております。内訳といたしましては、給与収入の減少が4件、事業収入の減少が4件でございます。その他に5件の相談を受けており、申請を待っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） この問題は、広報とかホームページなどでも紹介してありますけれども、まだまだ市民の中には申請すれば減免できるというようなことが知れ渡っていないというふうに私は実感しております。引き続き、市民の皆さんにこういう情報を周知してもらいたい、このように思います。

続きまして、新型コロナウイルスの影響で収入が減った事業者には、国の持続化給付金や市独自の給付金が支給されました。ところが税金を計算する際には支給された給付金は収入として計算しなくてはなりません。売上は減ったのに、国保税が高くなったと苦情を言われました。新型コロナウイルスの影響で国保税軽減について収入がどれだけ減ったかを判定する際、持続化給付金を除いた収入が3割以上減った場合には国保税の軽減があります。つまり、税金を計算する際は、給付金を算入するが、国保税軽減を判定する際には給付金は除外して算入はしません。また、収入が3割以上減ってはいるが、経費を引いた事業所得の場合、経費を引いたら所得がゼロ円になった場合、軽減の対象にはなりません。述べましたように、市民目線では大変不合理となる点を解消するために独自の国保税の減免、判定基準を設けた自治体があります。紹介しますと、国保税軽減判定に用いる収入比較には、持続化給付金を含んだ収入とする。3割以上の収入が減り、事業所得がゼロ円になった場合、世帯全体の所得もゼロ円で、均等割、平等割のみに係る世帯は均等割、平等割りを軽減するなどであります。窮地に追い込まれた人々には、歓迎される施策ではないかと思えます。玉名市でもこのような独自の判定基準を設けて、大変厳しい中にある状況を鑑みて、コロナ禍における生活支援を充実する必要があると考えます。見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

国民健康保険税の新型コロナウイルスに伴う市独自の減免対策をしてはどうかについてでございますけれども、軽減を拡充するためには軽減した額に見合う財源が必要となります。その財源確保のため国民健康保険の加入者に負担を求めることになり、新型コ

コロナ禍の現状では非常に厳しいと考えております。また、市の施策に伴うものであることから、一般会計からの繰入も考えられますが、一般会計も同様に厳しい状況にあり、現段階では市独自の軽減は考えていない状況でございます。

以上です。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 国保税軽減のための財源ということで、軽減したら国保世帯にまたその負担がいくと。私は後半でおっしゃった一般会計のほうから軽減のための財源をしっかりと手当をすべきだと、そういうふうに思っております。

ちょっと時間がないので次に移ります。

2、教職員の働き方改革であります。令和2年度から令和6年度までの第3期玉名市教育振興基本計画では、本市においても教育のさらなる充実に向け、中心的な担い手となる職員、教員が本来の力を発揮できる環境づくりが求められると指摘しています。そして、教職員の働き方改革を含めた教育事業をスムーズに推進するためには、教育委員会事務局の人員確保が課題と明記してあります。ブラックとやゆされる教職員職場における働き方改革を推進していくために、本市教育委員会の方針及び計画の実施状況についてお尋ねします。1、働き方改革を推進するための玉名市教育委員会の方針をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 前田議員の教職員の働き方改革についての御質問にお答えいたします。

まず、教育委員会の方針についてお答えします。玉名市教育委員会では、令和2年9月に玉名市立学校の教育職員の在校当時感の助言等に関する方針及び玉名市立小中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を定め、各学校に周知を図っております。現在は、それらをもとに各学校で業務分担の見直しや適正化、必要な執務環境の整備など、教職員の在校時間の縮減に向けて取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 働き方改革を推進するためには、教育委員会の教育委員会における人的、財政的な体制を具体的に充実することが求められます。教育委員会におきましては、人的、財政的な体制の充実を図られているのかお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 前田議員御質問の教育委員会における人的、財政的な体制に

ついてお答えいたします。

人的な体制整備としまして、まず、登下校時の対応については、地域の方々に依頼してボランティアを募り、児童生徒の見守りなどに協力いただいております。また、地域ボランティアとの連絡調整については、昨年度から玉名市立の全小中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、地域ボランティアと学校とをつなぐ役割を担っていただいております。さらには、昨年度からスクールサポートスタッフを配置し、新型コロナ感染防止のための校内消毒作業やプリントの印刷、教材作成など、これまで担任が担ってきた業務のサポートを行なっていただいております、教職員の負担軽減につながっているものと思います。

玉名市としましては、従来から配置している特別支援教育支援員や図書室補助員などの配置を引き続き行なうと同時に、昨年度から中学校に配置しております部活動指導員についても、配置による効果、教職員の負担軽減を検証した上で、増員等について検討していきたいと考えています。また、令和4年度からは学校給食費の公会計制度を導入することとしております。これにより教職員による給食費の徴収、管理等の事務作業が削減されます。教育委員会としましては、学校現場にお願いしております業務の見直しと削減、学校以外で業務を担う受け皿の整備に加え、本年度は公務支援システムの導入準備を進めるなど、ICTによる業務の効率化を図っており、例えば、アンケート集計や会議のペーパーレス化など、教職員の業務負担軽減につながっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 推進体制をさらに強化するために、先ほど申しました教育委員会事務局における体制の強化はどのように図られておりますか、お尋ねします。

もう1回言いましょうか。

○議長（内田靖信君） はい、どうぞ。

○18番（前田正治君） 働き方改革を推進するための教育委員会事務局の体制強化はどのようにされておりますか。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 失礼いたしました。通告でお尋ねされたものになかったものですから申し訳ございませんが、事務局におきましては、県費の職員である学校の先生を経験された指導主事が3名、それから首席審議員としてお一人、併せて4名の方に学校現場をよく知る方々に事務局の中に入れていただいて、学校との連携、調整等に多大なる尽力をいただいております。やはり我々職員だけでは担えない部分が相当ございますので、学校現場との連携は図られているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 令和2年度から6年度までの先ほど申しました玉名市教育振興基本計画の中に働き方改革を進めるに当たっての課題として、教育委員会事務局の人員確保が書いてあります。したがって、私が本当に働き方改革をするなら、事務局そのものの強化が必ず推進するための保障になるというふうに認識するところです。教育長どのように考えますか。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 今、前田議員がおっしゃった内容につきましては、先ほど部長が申しあげましたように、現場をよく知る指導主事、あるいは首席審議員等が随時対応はしておりますが、今おっしゃったように強化できるものであれば検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 本気で進めようと思うなら、強化しなければならないんです。方針にもそぎゃん書いてあるとだけん。それを私は指摘しているわけです。

次にちょっと進めます。持ち帰り業務の状況及び持ち帰りをなくすための対策をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 議員御質問の持ち帰り業務に関する御質問にお答えいたします。

今年3月、玉名市小中学校に勤務します県費の教職員373人に対しまして、自宅に持ち帰っている業務について調査を行ないました。小学校においては1人当たり平日で48分、休日で112分、1時間52分です。中学校においては1人当たり平日29分、休日77分、1時間17分でございます。主な業務内容は、小学校では教材の研究、学級通信等の作成、中学校では、テストの問題作成、採点などでした。持ち帰り業務をなくす取組としまして、通知表作成の時間を勤務時間内に確実に確保する。また、日課を工夫して放課後の時間をしっかり確保し、学級事務の時間に充てるといった学校などがあり、それぞれに工夫しながら取り組んでいるところです。また、業務の重なりなどにより負担が大きくなっている職員の業務について、ほかの職員でカバーしあうという協力態勢を整えている学校やスクールサポートスタッフ、あるいは地域学校協働活動推進員など地域の人材を効果的に活用しているという学校もあります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 今、部長がおっしゃったことは、数字は持ち帰りをしている。あるいはしていない人もいるわけですので、職員全体に対する持ち帰りの比率をおっしゃったわけです。私もアンケート調査の結果をいただきましたが、持ち帰りをしているという人は、小学校では77%の人、中学校は56%、全体では70%の先生方が仕事を自宅に持ち帰っているという結果が出ています。そして休日は1日当たり2時間を超える持ち帰り業務を自宅で行なっています。このような仕事ぶりを見ている子どもたちは、将来なりたい職業の中で、先生の希望、これは少数派になり、それが今日の教員のなり手不足に影響しているものかと、私は思います。持ち帰り業務の調査結果を受けて、教育長はどのようにお考えでしょうか。感想及び御意見を聞かせてください。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

今おっしゃったように調査結果にもありますように、先生方は授業の教材研究、あるいはテスト問題の作成、学級通信の作成、採点など、様々な業務を行なっておられ、子どもたちのために献身的に御尽力いただいておりますことに対しまして、私からも改めて感謝をまず、申し上げたいと思います。持ち帰りの業務につきましては、業務の改善や精選、あるいは削減に向けた取組を各学校で実施するように校長会議等で管理職を通して指導をいたしております。また、本年度よりコミュニティースクールを玉名市の全小中学校に導入いたしまして、地域の教育力を積極的に取組む体制づくり、これを効果的に機能させたいと考えております。さらには、地域学校協働活動推進員も全小中学校に22名配置しております。地域ボランティアなど、地域の教育力を積極的に活用することも促していきたいと考えております。また、業務の効率化という点でも現在配備しておりますタブレットを活用した業務改善も徐々に進めているところです。例えば、アンケートの集計、分析、職員朝会での活用など、職員の業務改善の一部を軽減する取組を行なっているところもあります。このように参考になる取組については、校長会議等で啓発していく予定でございます。御存じのように、教職員の業務は多岐にわたっておりますけれども、今後も持ち帰りの業務削減に向けて、教育委員会としても努力をしてみたいと存じます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 持ち帰り業務の削減はおもさん努力せなんですけど、教育長おっしゃった新たなコミュニティースクールの導入ということになると、なんかまた持ち帰りが増えるんじゃないかなと、私は大変心配します。教職員の負担につながらないようなあそういう手立てというか、見直しというか、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

働き方改革を推進する上で、勤務時間の虚偽報告があってはなりません。その実態がないかどうか3月議会での答弁は、学校に聞き取りを行なったらそのような事実はないということでありました。これは信じがたいことでもあります。職員退庁時の施錠時間の記載と残業時間の記録に違いがありませんか。聞き取りだけで信憑性に疑問があります。聞き取りではなく、職員対象の無記名アンケート調査の実施を要求いたします。勤務時間を正確に把握するためのアンケート調査は勤務時間の適正化に向けた第一歩であります。アンケート調査についての見解を求めます。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 前田議員御質問の勤務時間の虚偽報告に関するアンケート調査の実施に関することにお答えいたします。

勤務時間の虚偽報告につきましては、確かに、ほかの市町においては数件あったということも聞いておりますが、玉名市においてはそういった報告は上がってきておりません。本市においては勤務時間の管理が現在、正常に機能していると捉えておりまして、改めて実態の把握をする予定はないと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 虚偽報告の実態はないというふうに教育委員会はおっしゃいますけど、それを立証するためにもアンケート調査したらどうですか。私は正確につかまれてないというふうに認識していますので、アンケート調査の実施を強く求めておきます。

○議長（内田靖信君） 前田議員、時間です。

○18番（前田正治君） ああ、そうですか。

○議長（内田靖信君） 前田正治議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 過労死の予防、そして仕事と生活のバランスを取るために勤務時間インターバルという考え方があります。勤務の終わりから次の勤務開始までに一定時間の休息時間を取る制度です。文部科学省も働き改革通知で、インターバル制度の導入について教育委員会は休憩時間や休日の確保等、労働法制を遵守する。退庁から登庁までの一定時間を確保すると言及しています。教育長、実際に実施するには、課題もあ

ろうかと思いますが、子どもたちの学びを保障する上からも勤務時間インターバルの検討を進めてもらいたいと思いますが、教育長の見解をお伺いします。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 通告になかった質問であると思いますが、前田議員の質問にお答えいたします。

今、ありました勤務時間インターバルという新しい発想に基づく勤務態勢をつくっていくということについては、非常にメリットもあり、また、デメリットもあるのかなというふうに思います。長時間労働を防止する視点からすると、非常にメリットがあるというふうにも思えるところでもありますけれど、学校は児童生徒の教育を通常どおり日常の日課で行なっていくというのが大原則でございます。そういう中で、その児童生徒を指導する教職員、これについて勤務時間の差があると、違いが出てくるという中で対応するのは大変難しいものではないかなというふうに今、思っているところでございます。議員がおっしゃるような新しい方向ではあるというふうに思っているところもありますけれども、しっかり検討をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 子どもたちの学びをしっかりと保障する上からも大いに検討する余地があると思います。

続けて質問します。労働安全衛生法の規定に基づき、職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な環境の形成を促進するために玉名市立学校職員安全衛生管理規程が整備してあります。各学校における安全衛生委員会や仮称、これ私がいうから仮称とつけたんですけれども、仮称衛生推進委員会の開催頻度はどのようになっておりますか。開催状況をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

御質問の衛生委員会につきましては、管理職や教務主任、学年主任、養護教諭、事務職員等がメンバーとなりまして、各学校年平均で6回ほど実施されております。職員の働き方や職場環境についての意見交換や教職員の心身の健康の維持向上に係る内容の協議など、各学校の課題となっている点の対策について話し合うというのが主な内容となっております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 安全衛生に関するそういったいわゆる委員会会議が各学校年6回程度は行なわれているということによろしいんですね。はい、わかりました。

玉名市はほとんどの学校が職員50人未満であります。規程に基づく衛生管理者及び衛生委員会の設置は少数であります。その代わり衛生推進者を選任するというところに先ほどの規程ではなっております。衛生推進者が衛生管理者の職務に相当する職務を行なうとしてあります。ほとんどの学校が衛生推進者を選任していると思いますが、そういった人を含めて、先ほどの会議などが年6回ぐらいは行なわれていると、開催頻度はそのくらいあるというふうに受け止めたわけです。安全衛生委員会や衛生推進者を含めたそのような会議が今以上に機能するために教育委員会は何が必要と考えられますか。私は、そのための予算と時間をしっかり確保することが、まず前提にあるかと思いますが、見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

何が必要かということでございますけれども、教育委員会としては、やはりその安全衛生に関する概念といいますか、事柄を、管理職を含めた教職員全てに対して教えていくというのが必要かと思っています。ですので、各学校において職員会議や研修等の中に続けて年平均5回ほど実施されております。その内容としましては、働き方改革の必要性や定時の退勤、ワークライフバランスへの意識化をテーマとした研修などが主で、新聞記事等を使った啓発を行なうなどしている学校もございます。また、個人に対しましては、面談にて自己評価のシート等がございますけれども、自己評価のシートの中にマイ働き方改革という項目のスペースがございますして、自分の働き方改革を自分で書いてもらう、そういう努力目標を持たせたり、学校における業務改善のためのチェックシートを活用したりするなどの取組をされている学校があり、よい取組については校長会議等で紹介し、市内に広めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 十分に機能するための一環として年5回ぐらいは教育を行なっていると。管理職、あるいは職員まで含めた、そういったことであろうかと思えます。

私は、この働き方改革を本気になって進めていくためには、衛生委員会、衛生委員会を置いてないところは衛生推進員さんを選任するわけですけど、これらが働き方改革を進める上での一つの機関といいますか、だと思えます。したがって、衛生委員会や衛生推進者などが教職員の安全衛生を担う機関として十二分に機能するようなそういう後押しといいますか、手立てといいますか、そういったことを教育委員会事務局としても、先ほど申しましたような予算と時間を確保するということも含めて後押しをしてほしいというふうに思います。

じゃあ、次の⑧です。各学校における衛生管理者及び衛生推進者における職場巡視の

実施状況はどうでしょうか。先生からトイレの洋式化やトイレの絶対数が少ないという御意見もいただきました。職場巡視の実施状況について状況をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

それぞれの学校におきましては、管理職や養護教諭、衛生推進者を中心に授業中や昼休みなど、日常的に教職員や児童生徒の様子、施設の状況を見て回っております。悩みや不安を抱えていると思われる教職員がいた場合は、情報共有をしながら、特に気にかけて様子を見に行ったり、声をかけたり、相談に乗ったりなど、各々のケースにより対応しております。職員室等においても管理職を中心に職員相互で職員の表情や顔色等にも目を配り、心身の健康のバランスが保たれているか配慮するとともに、積極的にコミュニケーションを図りながら、職員の心身の健康状態などの把握に努めております。

続けて、教職員トイレについても御答弁してよろしいでしょうか。

○18番（前田正治君） はい。

○教育部長（藤森竜也君） 御質問にありました教職員のトイレでございますが、令和2年度末の教職員トイレの数は21の学校合計しますと81基で、洋式化率は35%でございます。ただし、一部の学校では、教職員トイレに洋式が一つもないところがあり、児童生徒用のトイレやその他のトイレなどを併せて利用しているところもございます。小中学校におけるトイレの洋式化については、児童生徒用を優先的に整備を進めているところですが、教職員の中で身体的理由により必要が生じた場合などは年度当初お話を聞いて早期に対応をしております。今後は施設の改修時に職員トイレの洋式化や増設などについては進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 職場環境を改善するという観点からいえば、職場巡視や衛生委員会を開催することは、大変これはそのためにもあると言っても過言ではありません。職場巡視や衛生委員会などを開催した結果や改善点は、教育委員会にはその都度報告がなされるかと思えます。一方で、学校職員に向けた結果や改善点の報告周知についてはどのようにされているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

学校から上がってきました内容につきましては、教育委員会から、また、その学校に校長先生のほうを通じまして返しております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 職場巡視や衛生委員会などを開催した結果や改善点は、学校と教育委員会事務局が共有することが職場環境の改善や働き方改革につながってきます。したがって、管理職のみならず、先生方にも結果や改善点の周知を徹底することを求めています。

じゃあ、次の質問をします。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） 3、子どもや高齢者が住みやすいまちづくりについて。子育て環境の前進、また、高齢者の通院や買物などの移動手段を充実する取組についてであります。少子化が進行する中で、子ども医療費助成については、どの市町村も大変重視しております。令和3年4月1日現在、熊本県内45市町村の実施状況は、中学3年生までが17市町村、高校3年生までが28市町村、62%であります。玉名市と定住健康構想を協定した玉東町、和水町、南関町は既に高校3年まで医療費無料を実施しております。今日の新聞報道によりますと、厚生労働省は子どもの医療費を高校生まで独自に助成している市区町村は、全市区町村の42%だと発表したという記事が出ております。玉名におきましても度々質問しておりますけれども、後3,500万円を追加すれば高校3年まで無料にすることが可能であるかと思えます。高校3年生まで医療費助成を拡充することへの見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 前田議員御質問の子育て環境の前進についてお答えいたします。

医療費助成を高校3年生まで拡充することへの見解とのことでございますけれども、昨年12月議会でお答えしました内容と同様に、子育て環境の前進には、医療費助成対象年齢を拡充することよりも疾病予防の観点から、乳幼児検診の充実や子どもの食育、発達支援に効果的な事業の継続的な取組がより重要であると考えていることから、現時点においては拡充することは予定しておりませんけれども、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 先ほど全国競って子ども医療費助成の施策をやっているというふうなことを紹介したわけですがけれども、実際、市民の声としては「あら、お隣は高校3年まで、和水町もそぎゃんばいた」と、「玉名は遅れとるな」というのが率直な声であります。大急ぎで検討していただきたいと思えます。

2番目の国保税の子ども均等割の軽減についてであります。子どもにまで均等割をか

けるのは少子化対策に逆行するという大きな世論に押されて、国は2020年度から未就学児までは均等割を半分にする制度を発足させます。半額は国が見るわけでありますから、残り半額を市が負担して、未就学児については国保税均等割を全額助成して子育て環境を充実する。先ほどの医療費の問題とはまた別の子育て環境充実するコロナ禍における生活支援にもなるものだと思いますが、見解をお尋ねします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 議員の国保税の子どもの均等割の軽減についてお答えいたします。

本市の国民健康保険税は、被保険者の所得に応じた所得割、世帯の被保険者数に応じた均等割、1世帯当たりで計算される平等割りの3項目で賦課しております。令和4年4月からは、未就学児にかかる均等割保険税につきましては、公費により5割を軽減する制度改正が行なわれる予定でございます。

議員御質問の子どもの均等割について、半額だけではなく全額軽減してはどうかということですが、本市では、地方税法に基づく所得の少ない世帯への軽減措置を行なっていること、さらには、国保の事業運営は平成30年度から財政運営が熊本県と市町村とで一体となり、共通認識のもとで実施することで、保険料水準の統一を目指していること、また、各自治体も子どもの均等割軽減の必要性は認識しているところ、対象年齢や軽減割合を拡大するよう全国市長会九州各市の権者で構成する九州都市国民保険研究協会において厚生労働省へ必要な財源措置を図るよう要望していること、市独自の一律の軽減を行なうことは、加入者に一定の費用負担を求めることや一般会計の繰入となることなどから、現段階で市独自の軽減は考えておりません。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 国の動向などもありますので、前回質問したときより進んだかなと思ったんですけど、そのままだったです。

将来的には、収入がない子どもに税金を賦課するという事は、これはやっぱりいかがかないようなことが態勢となるというふうに、私は思っております。国が、ですから子どもの均等割については全額補助するというのが一番よかったですけど、とりあえずは2分の1からということでスタートしましたので、私たちも党を含めて全額助成する方向になるよう国にもしっかり働きかけていきたいというふうに思っております。

3番目のお年寄りの方から、路線バスの縮小や廃止、運転免許の返上などで通院や買い物など、移動手段に困っていることをよく聞きます。「年金生活だからたんにタクシーには乗られん」と、このようにおっしゃるわけです。お年寄りがどこに住んでいようが、生活できる環境を充実することは、これは行政の責任であります。乗り合いタク

シー運行路線の拡大やタクシー補助券導入についての見解をお伺いします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の乗り合いタクシー運行路線の拡大とタクシー補助券の導入についてお答えいたします。

まず、いだてんタクシーの運行エリアの拡大についてですが、現在、既存のバス路線の見直しについてバス事業者と協議するとともに、いだてんタクシーの運行エリアを玉陵校区全域に拡大する方向で準備を進めているところでございます。運行エリアを拡大し、利用者がふえることで乗り合いタクシーの性格上、乗車時間が長くなるのではないのかのことにつきましては、現在のいだてんタクシーの乗車状況を分析いたしますと、複数人情者の割合は、令和2年度で約3割、今年度は約1割であり、お一人での乗車利用が多い状況になります。このようなことから、自宅から目的地までの乗車時間は20分から30分ほどとなっておりますので、運行エリアを拡大し、利用者が増えたとしても乗車時間には大きな影響はないと見込んでいるところでございます。乗車時間につきましては、このようなことで考えているところでございます。

以上です。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） タクシー補助券の導入についてはいかがお考えでしょうか。

○企画経営部長（今田幸治君） 失礼いたしました。

先ほど答弁の中で漏れている部分がありますので、付け加えて、その後タクシー券の助成券のほうに答弁させていただきます。

乗車時間には大きな影響はないと見込んでいるところでございます。また、乗車時間の短縮についても御心配されているかと思えますけれども、現在、車両は2台体制としております。先ほど乗車時間を20分から30分ほどと申し上げたとおりの利用実績でございますので、エリアを拡大した際にも速達性の確保はできると思われることから、運行体制につきましても現行どおりでいきたいと考えております。

次に、一般乗用タクシーの利用者の補助についてですが、公共交通の施策として公共交通を維持するために路線バスや乗り合いタクシーの運行事業者に公費を導入し、市民が日常生活の移動手段を確保しているところでございます。公費を投入している移動手段については、継続的に市民のニーズや御意見などを伺いながら充実させておりますし、路線バスや乗り合いタクシーの利用促進を受け、保育園児や小学生などを対象にバスの乗り方教室を、乗り合いタクシーの利用方法や利用登録の受け付けなど、地域の要望に応じて出向いて行なうことなどに取り組んでいるところでございます。このように市民の皆様の移動手段として、路線バスと乗り合いタクシーの充実に取り組んでおりますので、一般乗用タクシー利用者の補助等には難しいと考えているところでございますが、

今年度は特例的に新型コロナウイルスワクチン接種に際し、65歳以上のいわゆる移動困難者の方に1枚500円のタクシー利用券を御利用いただいているように、平常の生活とは異なる事情が生じた場合には、その事情に応じて提供してまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 乗り合いタクシーについてですけど、いだけんタクシーの利用については1人での利用が多かったということであります。乗り合いタクシーについて市民から出されている意見です。利用者からといてもいいと思いますけど、こういった意見があります。「30分前の予約で乗れるようにしてほしい」「行き先をもっと増やしてほしい」「運行はせめて1時間に1便は欲しい、必要」「運行する時間を季節に合う、いわゆる季節の夏、冬というような生活リズムに合った時間にできないか」などなどあります。利用者の声をくみ上げて利便性を高めることが利用促進につながることであります。市民の意見を反映するための取組については、どのようなことに努力しておられるかお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

議員もおっしゃられますとおり、利用者の皆様の御意見をいただく必要がございますので、特にエリアの拡大を予定しておりますいだけんタクシーの利用者に対しましては、利用者アンケートを行なう予定しております。その上で、利用目的や利用状況を把握し、分析し、利用しやすい運行形態になるよう、また、利用促進につながるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 18番 前田正治君。

○18番（前田正治君） 実は、私まだ登録はしていますが、乗り合いタクシーを利用したことがありません。質問した以上は、近々タクシーを利用して使い勝手を考えてみようかなというふうに思います。あるいは、今期一般質問はこれで終わりますけど、次の機会があれば、議会で乗り合いタクシー乗ろうぜみたいな、そういった日を設定するとか、そういう工夫もぜひ、この場で提案をしてみたいなというふうに思っております。これで私の一般質問を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

引き続き一般質問を執り行ないます。

12番 西川裕文君。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番（西川裕文君） どうもありがとうございます。本日最後の質問者になります。

12番、新生クラブ、西川裕文でございます。傍聴席の方々、また、ネット、ケーブルテレビで御覧の皆様、本当にありがとうございます。

新型コロナで1年延期になりました東京オリンピック2020、また、パラリンピックも無事終了いたしました。玉名で事前キャンプを行なっていただいたアンゴラ女子ハンドボールチーム、日本と対戦して25対28でアンゴラチームが勝利をされた。私自身ちょっと複雑な、うれしい、なかなか複雑な気持ちでありました。事前キャンプはホテル白鷺に宿泊されて、職員の方々も本当にコロナ関係で大変だったと思いますけれども、市長を含め、多くの方々と一緒に東京へ見送ったことが印象深く残っております。市長あいさつの中にもありましたけれども、開会式のためにタマにゃんのマスクをしていただいたというところで、本当にうれしかったです。事前キャンプ決定時のアンゴラ大使であった小田出身の同級生の澤田大使は、現在、マケドニアの大使になっておられますけれども、大変喜んでおられると思っております。今後、今回はコロナがあつてなかなか事前キャンプのときには、子どもたちは会えませんでしたけれども、子どもたちの国際意識をもつことを考えますと、今後、ぜひ、交流も続けて、いろんな形でアンゴラとの交流を続けていただきたいと思っております。また、パラリンピックを見まして、障がいを持った選手の方々障がいの程度にあわせた競技をされている姿を見まして、本当に感動しました。自分自身がいかに恵まれているかということに気づかされましたし、皆さんすごいなと感じたところです。コロナの中でオリンピック・パラリンピックが無事開催された、これはやっぱり日本で行なわれたからだ、改めて思いました。無事終わったということで、本当に日本で行なわれたことによって無事に終わったと思えました。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。まず、8月の豪雨災害の被害状況について伺います。昨日、松本議員さんの一般質問とほぼ一緒のところでありましてけれども、被害の状況はどうであったか、また、農作物被害も含めてどのような状況であったか伺います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 西川議員の8月豪雨災害の被害状況についてということにいうことにお答えいたします。昨日と同じような内容になりますが、繰り返してお答えいたします。

8月の豪雨の際には、本市において8月11日から19日にかけて大雨警報が発表され、その間の雨量ですが、9日間で742ミリを観測いたしております。1時間雨量としては最大でも30ミリ程度と、短時間にまとまった雨は降りませんでした。総雨量で見ますと8月の平均雨量の約3倍を観測いたしております。

玉名市内における主な被害といたしましては、8月末現在で床下浸水9件、一部損壊が1件発生をしております。市道等についてはのり面崩壊、陥没等が53件、河川、護岸等の一部崩落が6件発生しております。そのような中で、大雨による人的被害がなかったことは幸いであったというふうに思っております。

市道につきましては、温泉大通りを含む11か所で冠水等による通行止めを実施いたしました。現在は全て解除となっております。また、林道につきましては、のり面崩壊、路肩洗掘等に4路線を通行止めしておりましたが、現在、通行止めを実施している箇所は1路線でございます。復旧終わって通行止めの解除を行なう予定となっております。

次に、農業施設関係では、のり面崩壊や洗掘等により農道18件、用排水路21件、ため池4件の43件の被害が発生しており、用水路の復旧については、稲刈り等の時期を考慮しながら対応を図ってまいります。農作物における被害につきましては、大浜、横島地区で早期米の冠水や倒伏があり、カントリーエレベーターに荷受けされたものの、長雨の影響で穂発芽や発根が発生し、8割程度が規格外となっていると伺っております。園芸作物は、天水、横島地区で、ナス、オクラ、アスパラ、トマトが冠水いたしましたが、その後の被害においては現在調査中であるということでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

まず、被害にあわれた皆様方には、お見舞いを申し上げますけれども、昨年の7月の豪雨災害に比べると、おかげでそこまで被害も、被害にあわれた方には申し訳ありませんけれども、全体としてはそこまで被害がなくてよかったと思えました。

豪雨の後、眺めてまいりまして、昨年土砂崩れがあったところを見に行ったところが復旧はされてなかったですけども、その場は無事に何もなくて、そのままのブルーシートをかぶせた状況の中だったので安心した次第であります。また、私の親戚が早期米をつくっております、ちょうど13日に会う機会がありまして、本当に雨で倒伏してとれんとじゃなかろうかという話をしておりました。先ほど部長のほうからも答弁ありましたけれども、米のほうの早期米、被害があったということで話がございましたけれども、先日、連絡をしたところがそこが半等級あったよというふうな話もしていただいて、全くとれなかったんじゃないかと、ある程度とれてよかったなというふうなところを聞いて安心したところです。それ以外にそれぞれつかって、ナスとか私のところもアスパラありますけれども、その後雨が多くて、枯れてしまうとか、そういうふうなところがありましたけれども、そこまで本当にひどくあられたところには気の毒でありますけれども、そこまではなかったというふうなところがありました。

ここで一つだけ要望を述べたいというふうに思います。避難所について感じたところでございますので、豪雨のときにまず、一次避難所が開設されました。その後数か所の避難所が開設されております。桃田の玉名市総合体育館も含め、一次避難所は条件によりまして空調設備が備わっておりますけれども、その他の体育館等々には空調の設備がありません。ちょうど見に行ったときに玉名の武道館のほうに避難所になっておりましたので、見に行きましたところが大型の扇風機は準備されておりました。以前は玉名の福祉センターが避難所になっておりましたけれども、土砂災害警戒区域であることから現在洪水時は避難所に使われていないというところもありまして、今後特に降雨時、夏場が主体でありまして、今回はそこまで温度が高くなってよかったと思いますけれども、やはり高温が考えられますので、玉名市の武道館等々について、やっぱり早急に空調設備が必要であると思います。その他の体育館についても、今後検討をお願いしたいというふうに思います。これは昨年の中ごろですけれども、7月の豪雨によってちょうど人吉のほうに8月の下旬から議会が終わって9月の下旬災害ボランティアにいておりましたけれども、そのあとはコロナで行かれなくなりましたけれども、これがやっぱり今年であったら本当そういうふうな災害ボランティア等々は全くいけなかったなというふうなところを感じております。そういうことで、繰り返しになりますけれども、避難所の条件といいますか、特にやっぱり空調等々については今後検討をしていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問にまいります。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番(西川裕文君) それでは続きまして、ふるさと納税の状況について伺います。昨年は金栗効果もありまして、本当にふるさと納税急増をいたしておりました。昨年からコロナ禍のこういうふうな状況の中で、現在のふるさと納税の状況はどうであるか伺います。また、市内の事業者の方々への説明、また、対応はどういうふうになされているか伺います。

○議長(内田靖信君) 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長(今田幸治君) 議員御質問のふるさと納税の状況についてお答えいたします。

まず、昨年度の状況についてですが、新型コロナウイルスの影響により日本経済が冷え込む中ではございましたが、令和元年度が約4億4,050万円に対し、令和2年度が約8億7,739万円と増加で推移したところでございます。今年度新型コロナウイルスの影響がふるさと納税にどのような影響を及ぼすのか懸念しているところでございますが、昨年度と本年度の4月から8月までの寄附額の推移を見ても、対前年度

比約1.5倍の増加で推移している状況でございます。その要因といたしまして、まず、返礼品を出品いただいております事業者の御努力があげられます。紹介させていただきますと、果物の食べ頃を記したメッセージを入れたりとか、保存方法を記したものを同封したりとか、納税者に喜んでいただけるような配慮をされていることが考えられます。こうした努力によって、ふるさと納税の返礼品という枠にとどまらず、事業者へ直接注文が入るケースもあり、販路拡大につながっているとのことでございます。

次に、市と委託業者の連携が考えられます。委託業者任せではなく、連携することによって返礼品の新規開拓や組み合わせ品、定期便など、返礼品の魅力化に努めることができるとともに、毎年事業者向け勉強会を行ない、寄附者の満足度を高めることに努めていることが考えられます。今後も引き続き、寄附者からさらに信頼を得られる事業になるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

本当に心配をしておりましたが、今、伺って4月から8月まで前年比の1.5倍というふうなところで推移をしているというところで、本当に安心いたしました。今、部長のほうからの答弁でありましたように、やっぱり業者の方々の努力といたしますか、食べ頃のメッセージや時期等々も紹介した中で、かつ、返礼品だけでなく、業者に直接の依頼もできるような対応を行政がとっていただいているというところで参加している業者の方々もやっぱり喜んでいただいていると。やっぱり業者の方々自体が一番お客さんに対しての対応というのできるような対応をしながらのふるさと納税の返礼品をいただいているというふうなところで、今後ぜひ、ますます本当に金栗さんだけではなくて、やっぱり玉名を全国的に知っていただいて、また、紹介をして増加してくることを願うばかりです。今後、地方創生推進交付金を活用した商品開発の品とか、6次産品の開発の品とか、当然、地元産品の活用の充実、そして昨日、徳村議員さんの一般質問でありましたけれども、企業版ふるさと納税、そういうことの活用によって今後ますます増加していくことを期待しますし、地元の業者の方々への対応、そして勉強会も含めたところで、後は各いろんな大体を通じて全国的に玉名市を紹介しながら、ふるさと納税の産品が増加していくように、よろしくお願ひしたいと思います。頑張ってください。

次の質問に移ります。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番（西川裕文君） それでは続きまして、新型コロナウイルス感染者の状況把握について伺います。まずは新型コロナウイルスでお亡くなりになった方々に対しましては、

心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、ウイルス陽性の方々に対しましても御見舞いを申し上げます。

昨日の近松議員さんの一般質問と重なるところもありますけれど、まずはコロナ感染の状況について、有明保健所からの情報につきましては、詳細な内容で報告があっているのか伺います。具体的には、自宅待機やホテル、入院状況、重症者の方々の把握、病床使用率等々、玉名市がどれだけだというふうなところの具体的な報告があっているのか、それについて伺います。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

[健康福祉部長 酒井史浩君 登壇]

○健康福祉部長（酒井史浩君） 西川議員御質問の新型コロナウイルス感染者の状況把握についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染者の発生状況につきましては、日々テレビや新聞等で報道されておりますけれども、PCR検査から疫学調査、感染者の入院調整を含む医療機関との連絡調整など、一連の対応につきましては、熊本県の各保健所で行なわれております。そのため新型コロナウイルス感染者に関する個人情報につきましては、熊本県からいただくことができませんので、本市から個人々人に関連した情報をお伝えすることはできかねるところでございます。しかしながら、本市においても新型コロナウイルス感染拡大防止に努める必要があり、熊本県がホームページで公表しております感染者発生者情報や熊本県新型コロナウイルス感染症対策会議の情報などを収集いたしまして、市民の方々に周知を行なうなど、新型コロナウイルスの感染症対策を講じているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございました。

ただいまありましたように、個人情報等々があつて、熊本市の場合には政令市でありますので、把握は当然できると思っておりますけれども、どうしても県からの情報というのは個人的なところはないというふうなところで、わかりました。ちなみに私の近くの保育所の園児さんが陽性になられて、同じクラスの園児さんと保育士の方々の当然PCR検査がありました。他の方々は全て陰性でありまして、まず保育園の園長先生から市が保育園の保育士に優先してコロナワクチンの接種をしていただくようになって、本当にありがとうございましたというところでの報告を受けておきますので、この場で紹介させていただきたいと思っております。

コロナ禍でまた気になったのがありまして、PCR検査の費用負担というのはないということでした。ところが園内の消毒については個人負担ということでありまして、今

後発生する費用につきましてどうしても県から援助がないというふうなところもあるし、業者に頼む必要があるというところもありまして、費用負担の援助についても考えていただきたいと思います。今回の補正予算でコロナ対策予算も組んでありまして、マスクとか消毒液のために1園マックス50万円ですか、補正予算組んでありますけれども、ぜひ、活用の幅も今申しあげましたように、園によって違いますけれども、コロナが発生した場合には消毒等々をせんといかんというふうなところで、個別に園の負担になってくると、自分たちでするようになかなかできないと、業者さんに頼むとやっぱり結構費用がかかるというふうなところもありまして、そういうところでの活用の幅も検討していただきたいというふうに思います。また、これも近くの学童保育で児童さんが陽性になられてこれにつきまして保育園と同じような対応を考えていただきたいというふうに思います。新型コロナの感染状況につきましては、ただいまも繰り返しになりますけれども、有明保健所からは個人情報保護の観点から詳細については報告はないというところで、今後も今現在、質問のときに伺いましたけれども、各課のほうには、例えば、学校とか保育園からこういう状況だということでの情報が流れてくるというところで、また、時期によって各課一体となって対策会議を開いておるという話を伺っておりますので、今後もより具体的な、詳細な情報をまとめていただいて、県からの保健所からの情報は来ませんけれども、市のほうに各保育園とか学校から情報が流れてきますので、その情報を詳しく把握して、庁内では正確な情報の把握をしていただきたいというふうに思います。できれば今後、有明保健所等々にもやっぱり検討していただいて、具体的な情報を流していただくようなこともぜひ、言っていただければ明確に把握ができませんかなというふうに個人的には思う次第です。

以上です。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 先ほど議員がおっしゃいました各部署での情報につきまして、若干補足説明させていただきます。

本市の所管しております各部署から集まってくる感染等に関する情報に関しましては、庁内で行ないます新型コロナウイルス感染症対策会議の中で各部署間での情報共有を図っているところでございます。今後も新型コロナウイルス感染症の発生、拡大防止のため、全庁あげて対応し、また、市民の皆様に対しましては、広報たまなやホームページ、安心メールなどにより適宜情報提供などを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） はい、ありがとうございます。

今、部長からありましたように、それぞれ対策会議の中で情報を全部出しあって、当

然、出せるところ、出せないところ情報ありますけども、庁内では完全な把握をさせていただいて、させていただいているみたいですので、今後もそういうところで進めていっていただきたいと思います。

それでは。

○議長（内田靖信君） どうぞ。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番（西川裕文君） それでは続きまして、たまな未来創造塾について伺います。昨年からはじめられております高校生、大学生の意見を求めるたまな未来づくり研究所が今年も始まったと、今月の広報たまなに掲載してありましたけれども、先日、熊本日日新聞にたまな未来創造塾が11名で開催されることになったと載っております。この未来創造塾の目的、並びに具体的な内容はどのようなものであるか伺います。また、去年からはじめられたたまな未来づくり研究所の今後についても伺います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

[企画経営部長 今田幸治君 登壇]

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問のたまな未来づくり研究所の今後とたまな未来創造塾の目的、内容についてお答えいたします。

まず、たまな未来づくり研究所とたまな未来創造塾の関連について若干御説明させていただきます。昨年度から地域振興課において高校生以上、39歳以下を対象としたたまな未来づくり研究所を開催しております。研究所のテーマは、玉名に住みたい、住み続けたい、私たちが帰ってきたくなる玉名をつくるでございます。参加者からは、玉名に戻ってきたくなるような多様な事業案が提案されております。一方で、参加者から自分が玉名に戻ってくるイメージが湧かない。自分が玉名で成功するイメージが持てないという声を聞くこともできました。そこで、子どもたちが玉名に戻ってきたくなるようになっ coinciding 大人を発掘していこうと玉名で事業をしている人を対象としたたまな未来創造事業を今年度開校いたしました。塾の内容は、人口減少や新型コロナウイルスなどで見通しが立ちにくい時代に、地域課題の解決や地域資源の活用をビジネスの手法で考える人材の育成とビジネスモデルの創出を目指したものでございます。カリキュラムなどは熊本大学が新たに創設したくまもと創生推進機構の全面支援を得ており、さらに既に実施をしておられる和歌山県田辺市、八代市からの応援をいただいております。既に6年目を迎える田辺市では、若者の流入がはじまっており、中心市街地にも新しい店などが増え、町と人の雰囲気が変わったと実感できるようになったとお聞きしております。

今回の塾生は11名で、20代から40代の方々、いずれもやる気のある次世代のホープでございます。来年3月まで15回に及ぶ講義と演習によって、魅力的な事業プランを練り上げてまいります。これらのプランに対し、日本政策金融公庫熊本支店、熊本

県信用保証協会の御支援をいただき、スムーズな事業実現につなげていきたいと考えております。さらに修了式では、たまな未来づくり研究所の高校生たちが未来創造塾の塾生の発表を直に聞き、意見交換を行ない、玉名の未来を真剣に考える大人の姿、かっこいい大人の姿を見ることで、世代間のつながりをつくり、その結果として、少しでも人口減少に歯止めをかけ、玉名版地方創生につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁本当にありがとうございます。

ただいまの一昨年から始まったたまな未来づくり研究所、私の言い方が悪くて、高校生から39歳以下の方々に意見を求めるということで、それと、今、今年から始まるたまな未来創造塾、これについては、熊本大学の先生方が主体となって、また、6年目となる田辺市とか八代市のほうから来ていただいているいろいろな対応をしていただいて、田辺市がかなりそれによっていろいろ変化を遂げてよくなっていったところと、ぜひ、そういうところで一丸となって、たまな未来創造塾、また、たまな未来づくり研究所と一緒に今後玉名を、未来、具体的なビジョンづくりをしていただきたいと思っております。

そこでちょっと再質問になりますけれども、先日、3年に1度行なわれております中学生の玉名子ども議会につきまして、今年度はコロナの影響でどうしても議会自体はこの場で計画になっておりましたけれども、中止となりました。子ども議会のまとめですけども、冊子ができておりますけれども、それぞれの中学生から市の全体にわたって質問が出され、それに対する返答がなされております。小冊子にまとめられておりますけれども、質問内容については、玉名市の将来像や教育、農林水産、商工、商業、観光、防災安全、福祉、環境、上下水道等、本当に全般にわたってのすばらしい質問の内容がありました。当然、先生方の御助言もあったとは思いますが、本当に読ませていただいて、自分自身が勉強になる内容の項目でありました。ぜひ、この冊子を生徒さん方には当然学校も含めたところでお渡しになるということでありましたけれども、この内容についてホームページ等々で紹介ができないか、そして玉名市の方々にも全部見ていただくようなこと、そういうふうなところの紹介ができないかどうか、再質問でよろしいでしょうか。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 西川議員の再質問にお答えいたします。

はじめに子ども議会の内容と今回中止したいきさつにつきましてお答えさせていただきます。子ども議会については、合併前でも行なわれているといったところもございしますが、合併後は平成21年度に市立の中学校6校、24年度からは県立玉名高校附属中

学校を加えて7校の協力を得まして、3年に1度の開催周期で実施しております。それぞれの学校から3名ないし4名、併せて24名の生徒が議員役となり、議員おっしゃるとおり玉名市の将来と教育産業、福祉環境をテーマに一般質問の形式で質問や提案を行ない、市長をはじめ関係職員からの答弁を聞くことにより、市政への興味関心を高め住民自治について学ぶことができる貴重な機会となっております。本年度は8月6日に開催を予定しておりましたが、御存じのとおり新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、7月末にはくまもとまん延防止宣言が発出されたことなどから、参加する生徒たちの安全と感染防止を重要視すべきと判断し、市議会本会議場での開催を断念し、書面による開催としたところですので。このため担当課と教育長で各中学校を訪問いただきまして、開催に向けて子どもたちに頑張ってもらったことについて感謝の意をお伝えし、今後可能な限り子どもたちに活躍の機会を設けていただくよう、それぞれの校長先生を通じてお願いしたところでもございます。

子ども議会は、玉名市の未来を担う中学生の皆さんが、市に対してどのようなことを希望し、どのようなまちにしたいと思っているかなどについて、貴重な意見を聴取できる場と捉えております。市に対する質問は、玉名市の将来像をはじめ、市が直面する問題など、改めて考えさせられるものも多く、子ども議員の皆さんが市政について、本当に真剣に考えていることに感心させられたところでございます。参加する中学生にとっても、日常では体験できないことであり、市政を身近に感じられる機会となりますので、今後も引き続き開催していく考えです。

御質問の広く市民に公表してはどうかという御意見ですけれども、今年度は残念ながら書面開催となりましたので、当日の質問書と答弁書をお手元の冊子にまとめまして、それぞれの中学校と子ども議員の生徒全員、また、関係者に対して既にもう配付しております。この内容の市民への公開につきましては、現在、市のホームページに掲載する準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございました。

今、部長のほうからありましたけれども、ホームページのほうに掲載していただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

たまな未来創造塾、たまな未来づくり研究所、そして子ども議会と小学生、高校生、大学生から一般の方々まで、今後の玉名をどのようにつくりあげていくか、それぞれの方の知恵を出しあうすばらしい場づくりができています。ぜひ、これをそれぞれ、また、それぞれをまとめてくださる大学の先生方等々にも深くこの中に入っただいて、幅広い考えもあるというふうに思います。これによって、未来の玉名づくり、

明確で具体的なビジョンができると思いますので、これについても三つが一つに、結果として、やっぱり庁内で一つに話し合っていたいただいて、また、全体として玉名をどういうふうにしていくか、話合い検討して、逆にしていっていただきたいというふうに思います。

それでは、最後の質問にいきます。

[12番 西川裕文君 登壇]

○12番(西川裕文君) それでは、最後の質問に入ります。

有害鳥獣捕獲の状況について伺います。今回、私の質問はイノシシについて捕獲の頭数等々も含めたところここ5年間程度のイノシシの捕獲の頭数について、また、捕獲されたイノシシに対する支払い、どれだけ1頭について支払いがなされているか、周辺の自治体との比較も含めまして、説明をしていただきたいと思います。また、毎年今までもお世話になっております地元のJAの協賛金について、どういふふうになっておるか。また、最後になりますけれども、数年前は捕獲の確認につきましては、イノシシのしっぽで確認をされておりましたけれども、2年間からGPS機能をつけたカメラで撮影することによって以前ちょっと問題になっておりましたけれども、他地区から持ち込みがなされて、イノシシの持ち込みがなされていたというふうな話もあっておりましたけれども、これについては他地区からの持ち込みはなくなってしまったのか、これについて伺います。

○議長(内田靖信君) 産業経済部長 上野伸一君。

[産業経済部長 上野伸一君 登壇]

○産業経済部長(上野伸一君) 西川議員御質問の有害鳥獣捕獲の状況についてお答えいたします。

まず、有害獣として捕獲されたイノシシの個体数の状況についてでございますが、平成28年度が753頭、平成29年度が1,146頭、平成30年度が1,174頭、令和元年度が794頭、昨年度が918頭となっております。なお、本年度は7月末時点で138頭捕獲されており、昨年同時期の189頭と比べ少ない状況にあります。

次に、荒玉地域の各市町におけるイノシシの捕獲報奨金の状況でございますが、本市は成獣1頭につき7,000円、幼獣4,000円としております。荒尾市と南関町につきましては、捕獲した状況に応じ加算されるため、成獣1頭につき5,000円または1万2,000円、幼獣6,000円または7,000円であります。和水町につきましては、猟部で金額が異なり、銃での場合が成獣、幼獣問わず1万7,000円、わなでの場合が捕獲者でも金額が異なり、1万2,000円または1万4,000円となっております。玉東町、長洲町につきましては、いずれも報奨金制度はございません。

次に、イノシシ捕獲に対する関係団体からの負担金などにつきましては、JA玉名か

ら捕獲実績向上対策助成金として、捕獲頭数1頭につき1,000円となり、昨年度は91万8,000円を、さらに捕獲体制強化助成金として、昨年度は定額にて100万円を負担していただいております。また、農林水産物に対する被害防止対策を推進する目的で設置しています玉名市鳥獣被害防止対策協議会に対して、熊本県農業共済組合から獣害対策事業奨励措置交付金として令和2年度に15万2,815円を負担していただいております。これらは全て市または協議会が取り組む有害鳥獣被害防止対策関連経費に充当させていただいているところであります。

最後に、イノシシの捕獲確認につきましては、議員もおっしゃったとおり確認方法を変更しておりますが、平成30年度までは捕獲者またはその代理人が農林水産政策課窓口、捕獲されたイノシシの切断したしっぽを持参し、その数を捕獲頭数として市職員が確認しておりました。これを令和元年度より有害鳥獣捕獲隊員のうち9名を玉名市特別職である鳥獣被害対策実施隊員に任命し、捕獲現場でイノシシを確認するよう見直し、公費支出の適正化を図ったところであります。確認者には、議員おっしゃられたとおり市からGPS付のカメラを貸与しており、1か月ごとに捕獲した現地で撮影した写真データ及び報告書を市に提出していただいております。この確認方法により玉名市外からのしっぽの流入などの不正行為が一切排除されました。また、同時に国からイノシシ1頭当たり成獣7,000円、幼獣1,000円の補助を受けることが可能になりました。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 12番 西川裕文君。

○12番（西川裕文君） 答弁ありがとうございます。

私自身も農作物を作っておりますけれども、小岱山系にも多くのイノシシが出ております。ちなみに今年の正月ですけれども、2頭の親のイノシシと13頭から14頭、写真に撮ったんですけれども、うり坊、これだけのこのイノシシを、一緒に歩くのを始めてみましたけれども、写真に撮っておりますけれども、光景は初めて見ました。入らないように金網とかコンテナでしておりますけれども、柵を壊したりしていろいろ栗とかミカンとか、毎年食べられている状況もありますけれども、その中で地元の捕獲隊の方々には本当にお世話になっております。毎年、毎日わなの状況を見に来ていただいて、確認をしていただいております。鹿も初めてだったんですけれども、出た経緯もありまして、数年前までは市の職員さんたちが、確認は職員さんたちが直接いかれて、山から本当に大変だったと思いますけれども、そういう対応をしていただいておりますけれども、その後、先ほど部長のほうからありましたようにしっぽでの確認になって、その後捕獲しっぽに確認によるとほかから来る可能性もあるというふうなところもあって、その後2年後から写真になっております。そういうところでほとんど、ほかからそういうふうなところで不正に来るようなことはなくなって安心をいたしておりますけれども、

今後とも捕獲隊の方々にはお世話になると思いますし、各地元のそしてもう一つが国からの助成も受けられるようになったというところで、ほか地元のJAさんからも、また、熊本県農業共済組合のほうからも助成をさせていただいていることもありまして、今後も事務局、大変だと思いますけれども対応していただくように、よろしく願いいたしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明9日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2時21分 散会

第 4 号

9 月 9 日 (木)

令和3年第6回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

令和3年9月9日（木曜日）午前10時00分開議

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 8番 多田隈 啓二 議員（創政未来）
- 2 7番 北本 将幸 議員（創政未来）
- 3 2番 吉田 真樹子 議員（創政未来）

日程第2 議案及び請願の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

開議宣告

日程第1 一般質問

- 1 8番 多田隈 啓二 議員（創政未来）
 - 1 命を守る施策について
 - (1) 本市の災害、防災対策について
- 2 7番 北本 将幸 議員（創政未来）
 - 1 教職員の働き方改革について
 - (1) 教職員の働き方の実態について（時間外勤務、持ち帰り業務の実態など）
 - (2) 給特法改正に対する見解と教職員への周知について
 - (3) 業務量改善に向けた具体的な取組について
 - (4) 教職員の欠員の現状について
 - (5) 教職員や他のスタッフ確保に対する取組について
 - (6) 労働安全衛生管理体制の整備について
 - 2 安全な通学路について
 - (1) 危険箇所の調査・現状把握について
 - (2) 危険箇所の改善について
 - (3) 通学路の安全対策向上への取組について
 - 3 玉名市総合計画の見直しにおける空き家の利活用について
 - (1) 空き家の現状について
 - (2) 空き家の利活用の現状について
 - (3) 玉名市空家等対策計画（平成29年度から平成33年度まで）の

進捗について

(4) 空き家利活用に対する今後の取組について

3 2番 吉田 真樹子 議員 (創政未来)

1 災害対策について

(1) 令和2年7月豪雨後、人吉市災害対策本部と連絡は取り合ったのか

(2) 災害廃棄物の仮置場は決まっているか

(3) 在宅避難の対応について

(4) 過去の災害の反省は生かされてきたか

(5) 執行部 (職員) と議会との連携及び総合防災訓練について

2 子どもの暮らしについて

(1) 夏休みの生活について

(2) 子どもの命を守るための道路拡張について

(3) 子どもを育てる「親」育てについて

日程第2 市長提出追加議案上程

(議第107号)

議第107号 財産の取得について

日程第3 提案理由の説明

日程第4 議案及び請願の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員 (20名)

1番	坂本 公 司 君	2番	吉 田 真樹子 さん
3番	吉 田 憲 司 君	4番	一 瀬 重 隆 君
5番	赤 松 英 康 君	6番	古 奥 俊 男 君
7番	北 本 将 幸 君	8番	多田隈 啓 二 君
9番	松 本 憲 二 君	10番	徳 村 登志郎 君
12番	西 川 裕 文 君	13番	嶋 村 徹 君
14番	内 田 靖 信 君	15番	江 田 計 司 君
16番	近 松 恵美子 さん	18番	前 田 正 治 君
19番	作 本 幸 男 君	20番	森 川 和 博 君
21番	中 尾 嘉 男 君	22番	田 畑 久 吉 君

欠席議員 (なし)

+++++

欠 員（2名）

+++++

事務局職員出席者

事務局 長	糸 永 安 利 君	事務局 次長	松 野 和 博 君
次 長 補 佐	酒 井 裕 之 君	書 記	前 田 もと子 さん
書 記	入 江 光 明 君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	藏 原 隆 浩 君	副 市 長	村 上 隆 之 君
総 務 部 長	永 田 義 晴 君	企 画 経 営 部 長	今 田 幸 治 君
市 民 生 活 部 長	蟹 江 勇 二 君	健 康 福 祉 部 長	酒 井 史 浩 君
産 業 経 済 部 長	上 野 伸 一 君	建 設 部 長	片 山 敬 治 君
企 業 局 長	荒 木 勇 君	教 育 長	福 島 和 義 君
教 育 部 長	藤 森 竜 也 君	監 査 委 員	元 田 充 洋 君
会 計 管 理 者	二 階 堂 正 一 郎 君		

午前10時00分 開議

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（内田靖信君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

8番 多田隈啓二君。

[8番 多田隈啓二君 登壇]

○8番（多田隈啓二君） 皆さん、おはようございます。8番、創政未来、多田隈啓二です。傍聴の皆様、いつもありがとうございます。

今日は、私がトップバッター、また、北本議員も2番バッター、3番バッター、吉田真樹子議員ということで、今日は創政未来3人一般質問をしますけど、どうぞよろしくお願ひいたします。

振り返ってみますと、4年前創政未来を立ち上げ、早4年が経とうとしております。4人の会派なんですけど、私たち4人の故郷への思いは大きく、議会運営、また政策実現するために精一杯取り組んでまいりました。また、市民の皆さんの声を力に力強く前へ進んでまいりました。改選前の最後の一般質問になりますけど、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、通告により一般質問を始めます。

1、命を守る施策について。昨年7月4日の猛烈な雨が降り、多くの激甚な被害がでた熊本県内豪雨災害がまだ記憶に新しい中、先月8月11日から前線の影響により、本市でも記録的な豪雨となり、梅雨末期を思わせるように激しく降り続き、12日に洪水、土砂災害警戒のための警戒レベル4、避難指示が発令され、菊池川並びに繁根木川の危険性が高まり、河川沿線にお住まいの市民の方へ、命を守るための避難指示が呼びかけられました。

そこで質問いたします。（1）本市の災害、防災対策について5点質問をいたします。

①今年度の総合防災訓練について、まずはお伺ひいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） おはようございます。

多田隈議員の命を守る施策について。本市の災害、防災対策についての今年度の防災訓練についての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、年1回、10月または11月頃に玉名市総合防災訓練を行なっ

ております。例年ですと住民参加型の訓練で、各地域において想定災害に基づく避難訓練等を行なっておりますが、昨年度は新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、庁内の連絡調整の訓練を実施いたしております。今年度につきましても新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、住民参加型の大規模な訓練の開催は厳しい状況にあるため、職員の防災意識の向上、スキルアップを目的とした庁内及び関係機関のみでの訓練を11月頃に調整をいたしております。

訓練内容といたしましては、感染症対策を踏まえた大規模災害時における避難所運営訓練として、玉名郡市医師会、くまもと県北病院、消防署等に協力を依頼し、感染症流行期における適切な避難所運営が行なえるよう、助言をいただきながら課題の見直し等を図りたいと考えております。また、実際に避難所での感染者の発生も踏まえ、医療機関との連携や体調不良者等の搬送訓練についても、併せて実施する予定で検討いたしております。

この総合防災訓練につきましては、発災時における市民、行政、関係機関が適切に対応するための非常に重要なものと認識いたしております。本市の防災体制の強化に向けて、今後も趣向を凝らしながら実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。答弁いただいたとおり、この2年間は本当に新型コロナウイルス感染症のため、住民との参加型の大規模な訓練の開催はなかなか厳しい状態でした。今年度も今の答弁によりますと、なかなか大規模ではできないけど、いろんな各団体との連携を持ちながら、避難所運営の課題、検証等を行なうという趣旨の答弁だったと思います。

行政と関係機関による防災訓練となりましたが、まず先進的な事例といたしまして、江戸川区での取組なんですけど、江戸川区では、小中学校の全児童生徒に配布の学習用端末を活用して、東京消防庁の公式アプリを活用したりリモートによる災害教育が行なわれ、端末の通信機能により消防署員と学校の体育館をつなぎ、動画を通して、避難する行動や注意点などについて説明があり、その後、学校でのリモート授業の後に災害時を想定した避難訓練が行なわれております。

今、まさしくウィズコロナの中で、どうやってこの防災訓練をしていくのか、本当に、確かに縮小するだけの防災訓練より、こういう新たな防災訓練で、端末を利用した取組もしていくべきだと思っております。ぜひ、その辺の検討もお願いしたいと思います。

ほかには、今までの防災訓練をユーチューブで配信されながら、防災訓練の準備物の説明だったり、二、三年前の炊き出しの状況だったりというのを流しながら、市民の方に防災訓練的な取組をされている自治体もありました。

また、ウィズコロナの中でもう一つ変わった取組だったと思うのが、コロナ禍の中で飲食がいろいろ問題があるということが話をされております中で、キッチンカーを防災訓練の会場に呼びながら、そしてソーシャルディスタンスを取りながら、並んで買って、温かいものを食べながら防災訓練をされたという自治体も例があります。やっぱり今から先は台風災害のときに、なかなかコロナ禍の中で集団的な炊き出しができない状況が続くかもしれません。ぜひ、その辺も考えて、玉名にもいろいろキッチンカーで商売されている方おられますので、ぜひ、その辺の声かけをしていただきながら、そして、本当に台風災害、水害、もちろん大規模災害もありますけど、災害のときに長期避難生活される方にとってみれば、本当に温かい、そして、もう一つ意見を言わせていただければ、キャッシュレス、QRコードとか、電話は結構持って避難所に来られますので、そういうキャッシュレス決済の普及にもつながることじゃなかろうかなあと考えております。ぜひ、そういういろんなコロナ禍の中の防災訓練ということで、他自治体はいろいろ試行錯誤されておりますので、ぜひ、その辺も検討していただければと思います。

また、船橋市では、自治防災組織の強化として、船橋市防災士及び災害救援ボランティア育成事業補助金をつけられておりました。これどんなことをされるかという、簡単に言えば、自主防災組織の中で1人だけ、本当に防災士を入れてからのきちっとした防災組織にしようというのが始まりだそうです。補助対象者として言いますと、本市在住の自主防災組織の構成員で、自主防災組織の代表者から推薦された方。補助条件としては、防災士と、さっき言いました災害救援ボランティアリーダーということになります。募集人員として、防災士を10名、ボランティアを10名ということで、先着順ということで、一つの自主防災につき1名までと、それぞれ1回までということで決まりを作られております。

また、補助金の上限額といたしまして、防災士で6万1,900円の補助をされております。その中の必要な経費といたしまして、研修講座受講料が5万3,900円、資格の取得試験が3,000円、承認登録料が5,000円ということで6万1,900円になっております。災害救援ボランティアリーダーは1万5,000円となっております。必要経費として、研修講座受講料が1万5,000円と学生は1万円ということになっております。

また、この補助を受けて取られた方の責務としてつくられておまして、それは、1番目に責務として、地域において積極的に防災に関する知識を啓発し、自主防災組織の結成活動の促進に積極的に取り組むことということも決められております。また2番目に、市が行なう総合防災訓練や地域防災リーダー等の防災に関するイベント等に協力すること、この2点を責務としてうたっております。

今、玉名市にはそういう補助制度はないですけど、今これ調べてみましたら、自主防

災組織の中で全部どっちは取られておまして、ネットで掲示してあったということでした。今後はそういうことも考えながら、趣向を凝らしながらの訓練をぜひお願いし、次に質問に移ります。

長崎では、今年8月に記録的な大雨で、一人暮らしの高齢者から頼まれて家に向かった民生委員の女性が、水害に巻き込まれる事故がありました。

そこで質問いたします。②民生委員による災害時の要支援者支援活動の問題と課題についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 多田隈議員の民生委員による災害時の要支援者支援活動の問題と課題についてお答えいたします。

民生委員は、日頃の見守り活動等を通じまして、災害時に支援が必要な人を把握しておりますけれども、その地域で生活する住民の一人であることから、災害に備えた取組は、民生委員だけではなく地域ぐるみで取り組むべきものと考えております。民生委員活動の手引きには、災害に備える民生委員活動の考え方といたしまして、平常時は早めの避難の呼びかけなど互いに支援し合えるような体制づくりが重要であり、また、災害時は何より自分自身と家族の安全確保を最優先し、率先避難を心がけることなどが記されており、これらを基本に行動していただくようお願いしているところでございます。

しかしながら、先ほど議員がおっしゃいました8月11日からの記録的な大雨により、県外で民生委員が活動中に亡くなられるという事故がありまして、8月16日付の全国民生委員児童委員連合会及び厚生労働省から全国の民生委員に対しまして緊急通知が出され、避難情報が発令されている地域においては、民生委員御自身の安全確保を優先すること。それと避難情報が発令中に地元住民の方々に対する見守り等の活動を行なう必要がある場合には、民生委員自らが対応するのではなく、その情報を自治体に伝達することなどが求められております。

今後は、民生委員各位にこうした考えをより徹底していただくとともに、災害時に民生委員が過度の負担を負わなくてすむよう、行政や警察、消防などの関係機関とあらかじめ役割を決めておくことが課題と考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。私たちの地域にもやっぱり大雨、今回の大雨のときに避難困難者おられて、やっぱり区長さん、民生委員さん、また地域の協力員さんたちが、連れに行つてからの責任問題とかありまして、本当にどこまで手を差し伸べればいいのか、どこまで自分たちが避難所に連れて行ってどうできるのかということをお悩まれておられました。やはり、今回の事故を機に、もちろん確かに民生委員さん

だけではないんですけど、地域のいろんな方々との連携、また、取決めがやっぱり大事だと思いますので、ぜひその辺は、今後しっかり今からの課題として取り組んでいただきたいと思います。

また、この問題では、東日本大震災では、要支援者の避難誘導に当たった民生委員さんが56人お亡くなりになりました。このような痛ましい事故が相次いだため、ある委員の方から、災害時における要支援者の取組について不安を抱えられておられると声がありました。今回のような事故が二度と起こらないように、区長さんや民生委員さん、地域協力員の方々と早急な、さっき部長が言われたとおり、取決め、もちろん消防、警察を入れたところで、ただ、行政ではできるのが限られてくるということもありますので、その辺の役割分担をしっかりと今後の取組をお願いして、次の質問に移ります。

③災害時における衛生的・利便性のあるマンホールトイレの導入についての見解をお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 議員御質問の災害時における衛生的・利便性のあるマンホールトイレの導入についての見解でございますが、玉名市におきますマンホールトイレの導入状況につきましては、現時点ではございませんが、玉名地域振興局南側にございます立願寺中継ポンプ場の改修と併せまして、令和4年3月にマンホールトイレ5基が導入の予定となっております。

現在、各避難所におきましては、下水道設備や既存の施設状況等の兼ね合いもあり、現時点での導入予定はございませんが、災害時に既存トイレが使用できなくなった場合は、簡易トイレ等を代用して対応を予定しております。

今後、本市におきましてもマンホールトイレの重要性を踏まえ、設置するための環境、立地条件等の課題もありますので、費用面につきましても多額になりますので、各施設の設備更新等の際に導入を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。そうですね、今度も船橋市のマンホールトイレの取組の紹介なんですけど、まずは、マンホールトイレとはと、災害用マンホールトイレ整備の目的ということで、船橋市さんでは、「災害が発生したことにより電気や水道が止まってしまい、家庭や避難所で水洗トイレが使用できなくなる可能性がある。水洗トイレが使用できなくなることにより、生活や健康に深刻な影響をおよぼすことや、衛生環境の悪化が懸念されます。そのため本市では、災害時もトイレに困らないようにマンホールトイレの整備が行なっています」という目的を出されておまして、災害用マンホールトイレとはということで、「組立式の簡易トイレや携帯トイレを避難所に備

蓄しておりますが、マンホールトイレは下水道管に接続する排水設備上に便器や仕切りを設置するものができるもので、設置が容易でし尿を下水に流すことができるため、衛生面の特徴があります」と書いてあります。

また、マンホールトイレの整備として、さっき部長からもあったんですけど、災害中の備えとして、「避難施設の建て替えや改修工事の際に、災害を守るトイレの整備を可能な限り行なう」と書いてあります。また、避難所防災機能の向上を図っておられるということで、この目的とか定義とかを書いてありまして、やっぱりこの災害用のトイレは、車椅子の方あたりにはすごく、組立式の簡易トイレあたりは段差がやっぱりありますので、なかなか車椅子等が入らないということもありますので、ぜひ、今後は1日目だったですかね、松本議員だったですかね、文化センターの建て替えとかあるのであれば、ぜひ、その辺にはこういう、今は避難所には玉名市はないですけど、災害を守るための整備の検討をしていただきたいと思います。

あとは写真をよろしいですかね。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番(多田隈啓二君) ちょっと小さいんですけど、船橋市の災害用マンホールトイレの整備施設の一覧ということで、平成13年からずっと公園を整備されまして、公園に13公園も入っております。また、小中学校も避難所になっておりまして、その小中学校にも随時、何か所だったですかね、小学校に7か所、中学校に4か所、このマンホールトイレは整備してあります。ぜひ、こうやって自治体がやっぱり率先して、避難所だったり公園だったり学校だったりというのは、マンホールトイレを整備しながら、そして、防災訓練等で点検しながら防災教育にも、子どもたちの小中学校の防災教育にも御尽力されているという自治体の事例なんです。

また、さっき部長から、やっぱり財政的にどうでしょうかという話もありましたけど、これ船橋市、これまた財政も今、国が結構しておりまして、社会資本整備総合整備計画の防災・安全ということで、これちょっと船橋市さんにお聞きしたら、2分の1の国の補助があるということで、今、船橋市さんはこれを使いながらのずっと整備を今なされているということで、ぜひ、この辺の補助事業、交付金事業、これも活用して、今後参考にさせていただきたいと思います。

また、熊本日日新聞さんには、熊本県下では6市で取り組まれているという記事もありましたので、ぜひ、今後はこういう災害拠点にやっぱり災害用マンホールトイレの整備が必要じゃないのかなあと考えております。

災害対策に必要なのは、環境整備だと私は考えます。多発する自然災害を受けて、国の関係省庁も災害用マンホールトイレの整備を積極的に後押しされております。本市でも災害時における衛生的・利便性のあるマンホールトイレの設置について、検討をお願い

いし、次の質問に移ります。

④8月豪雨による水害、浸水被害、土砂災害の状況についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 多田隈議員御質問の8月豪雨により水害、浸水被害、土砂災害の状況についてお答えいたします。

まず、建設部所管の道路の被害状況についてですが、8月末時点で53件発生しております。被害の内容を申し上げますと、のり面崩壊、道路陥没、落石、倒木等によるものです。また、道路の冠水被害は10件発生しており、この10件については、一時期全面通行止めを行なっておりましたが、おおむね1日から2日間で全面通行止めの解除を行なっております。

それとは別に立願寺温泉区の地滑り箇所については、8月13日の午前5時に地滑りの観測計器が警報レベルを超えたため、通称温泉大通りの全面通行止めを行ないましたが、その後、特に異常がないと確認された8月23日に全面通行止めの解除を行なっております。

次に、河川の被害につきましては6件発生しております。被害の内容としましては、主に河川護岸の崩壊でございます。また、公園の被害については4件発生しており、内容については、菊池川河川緑地の土砂堆積、浸食によるものです。

現在、建設部所管の全被害額としましては、一部で復旧費用の見積りを徴収中の現場や、関係機関との協議の上、復旧工法を決定する現場もございますので、全てを確定するには至っておりません。

今回、熊本県を襲った8月豪雨で、玉名市では1日の降水量が4日間連続で100ミリを超え、そのうち200ミリを超える日もございました。この影響により、建設部が管理している道路、河川等においても、8月末時点で63件の被害が発生しておりますので、今後は速やかに被災箇所の復旧に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 私からは、産業経済部所管の各施設の被害及び復旧状況についてお答えいたします。

まず、農業用施設関係が43件の被害が発生しており、内訳を申し上げますと、農道18件、用排水路21件、ため池4件となり、被災内容につきましては、農道や水路ののり面崩壊や洗掘、陥没、土砂流出でございます。復旧状況につきましては、農道の土砂撤去など、早急に復旧が必要な被災箇所につきましてはほぼ完了しておりますが、用排水路等の復旧につきましては、稲刈り等を考慮しながら、適時復旧を進めたいと考えております。

次に、林道及び漁港につきまして、被害状況及び復旧状況を申し上げます。

はじめに、林道では4路線で計8か所の被害が発生しており、まず、東部小岱山線が、のり面崩落1か所と土砂流入による冠水1か所の計2か所で、いずれも8月20日に復旧を完了しております。

次に、小岱山線が、のり面崩落3か所と路肩洗掘1か所の計4か所あり、いずれも8月25日に復旧を完了しております。次に、石尾線が道路への土砂流入1か所で、8月23日に復旧を完了しております。最後に、開田線が路肩崩落1か所で、現在も交通規制中です。現在、国の災害復旧事業の申請手続中であります。

続きまして、漁港では、滑石漁港にて少量の漂着物が当初は確認されておりましたが、今はそのほとんどが港外に流出しており、特に被害は確認されませんでした。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。この質問は多くの議員さんがされておりますのであれなんですけど、建設部所管の道路被害は53件、冠水被害は10件、河川被害が6件、公園以外は5件とのことでした。被害額についてはまだ確定されていないとのことだったので、ぜひ、早急に復旧工事を行なうために、よければ補正予算を組まれて、早急に対応をお願いしたいと思います。

また、産業経済部所管での早急な復旧はほぼ完了しているとの答弁でした。ただ、やっぱり今、米が植わっておりますので、用水路の復旧には、地権者や耕作者と稲刈りの時期のしっかりした打ち合わせを行なってもらい、一刻も早く復旧に向けて進めていただくことをお願いし、次の質問に移ります。

そこで再質問に移ります。溝上地区の冠水対策の状況についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 多田隈議員の再質問にお答えいたします。

8月11日から降り続いた雨は、西日本を中心に広範囲で降り続くおそれがあると予報されたため、翌日の12日に菊池川河川事務所保有の排水ポンプ車の支援要請をいたしました。要請後は早急に対応していただき、2時間後には現地で排水作業が行なわれました。その後は、内水位の変動に応じ排水作業を繰り返しており、最終的に排水ポンプ車は天候が回復した後も現地にとどまってもらい、撤収されたのは11日後の8月23日でした。

今回は、菊池川河川事務所に早めの支援要請を行ない、それに応えていただき、早急な排水作業を行なった結果、幸いにも浸水被害を防ぐことができました。雨の降り方次第ではまた違う結果になったかもしれませんが、一つの効果につながったと考えております。市としましては、今後も早めの対応に努め、浸水被害の軽減を図ってまいりたい

と考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。冠水対策を行なったという答弁でした。ここでちょっと写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） 国土交通省のポンプ車になります。今まで区長さんの要望も多々あったんですけど、なかなか、今回、初めて溝上地区でこの要請をされて、今回これだけの雨が降った中であつたんですけど、水害がなかったということなんですよ。やっぱり、和水町さんはこれの要請を今までしていたんですね。でも、玉名市は要請しなかった。これを要請してもらったことに関して、本当にありがたかったなあと思っております。

もう一枚の次の写真、いいですか。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） このポンプ車、ここが三蔵川という溝上を流れている川なんですけど、ここからポンプであげて、もう一枚ありましたね、菊池川にこれに流すという作業、こういう作業をさっき部長の答弁では11日間ですか、余裕を持って、ちょっと国土交通省でお願いしながら冠水対策をしたということなので、本当にこういう国土交通省にも大変ありがたかったなあと感謝申し上げます。

また、こういうポンプのいろいろ問題は、昨年、私も9月の一般質問で、溝上地区の浸水被害軽減のための、国土交通省の菊池川河川事務所へのポンプ車の要請をお願いしたところ、問題に対し、部長をはじめ担当課の課長、また、職員の皆さんが、浸水被害軽減のために早急な支援要請を行なったことに、私自身、感謝申し上げます。

また、溝上地区の方々も今回の豪雨時も、過去の災害と同じ状況になるのではないかと不安視されておりましたが、市の対応のおかげで浸水被害はそれほどなく、安堵されておられました。また、溝上地区の方からお礼の連絡を受けたことを、この場をお借りしてお伝えいたします。本当に冠水対策ありがとうございました。

そこで、再質問に移ります。ただ、溝上地区の冠水はよかつたんですけど、問題は、私、住居は大浜なんですけど、大浜地区の水害が去年よりひどくて、皆さん心配されていたという状況でした。そこで、再質問として、大浜地区の水害状況についてお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長（上野伸一君） 再質問の大浜地区の水害状況についてお答えいたします。

8月11日から降り始めた雨は、8月の平均雨量の約3倍を観測し、市が管理する2

6カ所の排水機場を全て稼働しておりましたが、12日夜には予期せぬ不具合などの連絡により、職員による巡回対応を行ないました。

大浜地区を流れる明辰川流域の排水につきましては、排水樋門により自然排水を行なっておりますが、豪雨時の満潮と重なるなどして自然排水ができなくなると、大浜排水機場及び横島排水機場によって、菊池川と有明海に強制排水を行なっております。しかし、13日早朝に冠水被害状況の確認を行ないましたところ、明辰川上流の大浜Aマー ト付近や明辰川沿いの栗ノ尾地区、また烏帽子地区で一部ハウス施設や農道を含め冠水していることを確認しました。その後も断続的に雨足が強くなることもありましたが、排水機場の運転管理者の方々による強制排水と排水樋門での自然排水により、徐々に浸水被害の解消がされました。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。今の状況報告どおりの大浜になっておりました。そこで写真よろしいでしょうか。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） これ両方家の前にきている道路なんですけど、今まで、去年の雨でもここまでならなかったんですけど、今回はここまで浸水したということで、本当に住民の方も心配されて、もう行く道路が見えない状態でした。次、よろしいでしょうか。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） これも今の前の道がずっと、ちょっと光って分からないんですけど、ずっと奥まで水没している冠水した道路になっております。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） これもその近くの庭なんです、これ玄関から水が入りました。この右側に沿って大体道があるんですけど、道すらどこにあるか分からない中で、こういう状況の中、車は幸い左、この写真で見れば左上のほうに坂道になっていたもので、そこに毎回浸水のたびに、車を毎回浸からないように止められておったんですけど、今回は特にちょっとひどかったという状況になっております。次、お願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） これも家の浸水なんですけど、違う家なんですけど、ここの家は、今度はトイレがどうも合併浄化槽で水があふれて、トイレをすることができないという状況で、大変困られていた住宅の一つです。次をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） ここは、これさつき部長答弁にもありましたけど、大浜Aマー

トのすぐ近くなんです。これも真っ直ぐ行く道路なんですけど、左から右に川が大体流れるんですけども、これ全部冠水している状態で、ここの道を行かなければこの家には行けない状態なんです。ただ、こういう状態でした。次の写真。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番(多田隈啓二君) これも有明中学校沿いのこれは通学路なんですけど、ここもやっぱり冠水して、この通学路はちょっとの雨でいつも冠水しながら、そしてここに中学校の先生たちが立ちながら周りの道を誘導したり、毎回ちょっと冠水する地域でもあります。次の写真どうぞ。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番(多田隈啓二君) これは、さっきの一番初めの家のちょっと南側になるんですけど、もうこのハウスの手前が川なんです。左側は道路、これも全部ここも冠水して、このハウスの中までちょっと冠水している状態になっております。次の写真をお願いします。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番(多田隈啓二君) これが、ちょっと見にくいんです。これ自分が撮ったんですけど、中の水がちょっと見にくいんですけど、この中は冠水しております。この中にナスの定植が終わっているんですよ。ナスの定植が苗まで全部浸かっている状態なんです。ちょっと見にくい写真になりますけど、そういう状態です。

今、見るだけで前回にはなかったような被害が大浜には起こりました。今回、もちろん湛水防除の問題いろいろあるかと思いますが、やっぱりこういう被害がどうして起こるのかなあと。どうして、いつも冠水するところはいつも冠水するんですよ。やっぱりこういう対策を少しずつ計画的にやっていかなければ、なかなかこういう被害はなくなっていかないのかなあと考えております。そこで、大浜では今年の豪雨災害よりも冠水し、水害が起こるのではないかと大浜横島地区の方が大変心配されておりました。

そこで質問いたします。再質問です。明辰川、大浜排水機場の今後の改修計画についてお伺いいたします。

○議長(内田靖信君) 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長(上野伸一君) 再質問の明辰川、大浜排水機場の今後の改修工事計画についてお答えいたします。

明辰川の整備につきましては、総延長5,600メートルの明辰川を六枚戸より下流の2,900メートルを県営ため池等整備事業により平成29年度に完了し、上流部の2,700メートルにつきましては、昨年に続き冠水被害を受けており、大浜排水機場の更新を含めての改修計画が必要と考えております。今後、県による基礎調査の実施を予定しており、基礎調査後には事業実施に向けて実施計画書の作成などを進めていく予

定ですが、地域住民の同意や文化財等の調整などの問題点もあり、それらを一つ一つ解決し、今後も関係機関と協議を重ねながら明辰川改修と大浜排水機場の更新につきましては、事業実施に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。ここで写真を見てください。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） これが明辰川の、ここからこの赤い右側の樋門があるんですけど、あの樋門から下流は、上が下流になるんですけど、あれから下流はまず冠水することが今まであったことはありません。ただ、これから上流が、あの赤い樋門の横がこの可動式の堰になっておりまして、ここの堰のもともとの生コンの高さが高いというのがまず一点問題があります。それをやっぱり下げん限り、先ほどの冠水地域、あれがこの上流になるんですけど、ここが一番のネックでありまして、ここを今後どうしていくのかというところが、ちょっと一番大事なのかなあと思っております。もちろんこの川の改修は、改修として部長の答弁のとおり計画的に進めていってもらいたいんですけど、まずはこの堰の改善、そこをまず改修もあれなんですけどしていただきたい。もちろんここから明丑地区には用水路のポンプがつたわっておりまして、左側にですね。ポンプでポンプアップするもので、そこに堰が使えなければ田植え時期が水をあげられないという状態にもなっております。やっぱり、ここの地区は、横島地区が明丑区の左側なんですけど、明丑、富新というところが、神崎というところが、この圃場整備が計画されてありますので、圃場整備のときにどこから水を取るのか。そして、そこが計画ができれば、もしかしたらここからポンプアップせんでいい計画になるのか、ちょっとその辺は分かりませんが、その辺をしっかりと地元の方を含めたところで協議をしていただきたいと思います。まずは、この堰の改修をどうかお願いしたいと思います。もう一枚ありますか。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） あとは、これがちょっと問題になった大浜排水機場になります。ここが排水機場で、今回水をあげたんですけど、1基がちょっとごみをとる機械が壊れておりまして、2基ポンプ据わっておりますけど、2基一緒にあげることができなかったという状況に今回なりました。これも結構古くて、昭和56年の排水機場になっております。老朽化で、もう一枚あったですかね。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番（多田隈啓二君） この中の機械が、ちょっと下になりますね。これが機械なんですけど、もうこのポンプが古くて、今どうなっているかという、電気に今、変わって

おります。ぜひ、今回こういうことは点検はしてもらいたんですけど、ただどうしても機械なもので、やっぱりうまくいかないときもあろうかと思いますが、やっぱり電気に改修していただけないかなあというお願いです。

また、今までの計画は、昭和56年に建っている排水機場なので、今は昭和56年のときの計画と雨の降り方がかなり違いまして、今は線状降水帯による本当に集中的な豪雨のときには、そもそも昭和56年の計画の水量では、今の水量とはちょっとかけ離れた水量になるかと思しますので、ぜひ、この辺のポンプの配水管の径も含めたところ、大きくするのかどうするのか含めて検討していただきたいと思います。

また、ここの排水機場の代わりに干拓の排水機場もありますので、そこも老朽化がきております。ただ、そこは潮が引けば自然排水も行なう排水機場なんですけど、やっぱりそこであげるのであればその径の太さの検討とか、いろいろしていただいて、そして、やっぱり水量が、降る雨の量がそもそも前とは変わっているということで、計画をしていただきたいと思います。

先ほど、ここは市長もちょっと立会いに来てもらって、さっき一番初めの写真、堰のところはありますか。

[拡大投影にて画像を示す]

○8番(多田隈啓二君) ここですね。ここを見て、あのときはここは水はなかったんですけど、ここは見てもらったと思います。やっぱりこういう堰の改修計画を考えた明辰川の改修と、大浜排水機場の更新事業の実施に向けて取り組んでいただけることをお願いして、次の質問に移ります。

再質問で、排水機場運転管理者の問題、課題についてお伺いいたします。

○議長(内田靖信君) 産業経済部長 上野伸一君。

○産業経済部長(上野伸一君) 再質問の排水機場運転管理者の問題、課題についてお答えいたします。

現在、市が管理しております26か所の排水機場で、運転管理者は1機場に2人から3名で管理をお願いしており、合計67名の運転管理者で、ほとんどが60歳を超えられ、その中には10年以上従事されている方も多くおられます。運転管理者の作業内容につきましては、平常時に月2回の動作確認及び点検、大雨時のポンプによる排水作業となっております。運転管理者の技能向上を図るため、毎年梅雨前に講師を依頼して、運転操作や維持管理の研修会を開催していましたが、昨年引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を見合わせております。しかしながら、運転管理者より依頼を受けた場合は、機場におきましてメンテナンス業者より個別の指導などを行っております。

また、運転管理者につきましては、現在地元の方が従事されておりますが、高齢で長

期間されている方もいらっしゃる、交代される場合、地元区長や役員の方に探していただいておりますが、大変苦慮されております。今後、運転管理者の負担軽減を図るためにも老朽化した排水機場を計画的に更新できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。私たち地域も今、部長答弁のとおり、やっぱり大まか60歳以上の方が運転管理者として、本当に今回の8月の雨は長くて、毎日昼夜問わず交代しながらではありましたが、ポンプを回し続けていうという御苦労が、私も改めてちょっと見に行ったときに感じました。本当にそういう御苦労をされている方に対してのもちろん報酬等も若干ではあるんですけど、出されているということもありますけど、ぜひ、報酬等も今後考えていただければと思っております。

また、部長の答弁の中で、大浜町も区長会をこの間、ちょうど皆さん寄ってもらったときに、区長会長をはじめ区長さんたちから、この運転管理者も広域で考えてくれないかということで、今まではどっちかといいますと地域の施設園芸をされているところが主で、浸かったらだめだけんすぐ上げるぞみたいな感じでされていた地域でもあったんですけど、その中でも私たちも若手もおる地域なんですけど、やっぱりこの運転管理者の問題、これがなかなか今から成り手をどうやって見つけていくのか、そして、大雨が降ったときには、どこにも旅行も遊びにも行かんで、天気予報とにらめっこしながらおらなんという中で、本当に今回長期にわたっての排水ポンプの運転ということで、御苦労なされたのかなあと思っています。

ぜひ、そういう運転管理者の負担軽減のためにも、これは市長、やっぱり前倒しでもこの自動ポンプ、排水機場の更新はしていかなければならない私は課題だと思っております。これは、本当に命に関わってくるし、そして、玉名市はどっちかといいますと施設園芸が盛ん、そして、今回のときは米も早期米が心配されたというところもありますので、ぜひ、施設園芸を守るため、農業を守るため、命を守るために、しっかりと計画、前倒しでもするんだという強い思いでこの問題、課題解決に向かって取り組んでいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、最後の質問に移ります。⑤安心・安全なまちづくりの推進に向けた大規模災害、水害対策、治水対策について、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（内田靖信君） 市長 藏原隆浩君。

○市長（藏原隆浩君） 多田隈議員の御質問にお答えいたします。

現在、本市における大規模災害等に関する防災対策として、まず一つ目は、市民の防災意識の向上を目的としたソフト対策として、ハザードマップ等の更新、周知等を行なって、人的被害に遭わないように危険箇所の周知、避難のあり方等について普及、推進

を行なっております。

次に、住家等の被害抑制に関するハード対策につきまして、菊池川流域における治水対策として、国土交通省、熊本県、流域市町村と河川の整備等について協議を重ねております。しかしながら、ハード対策については、現在想定されている百年、千年に一度と言われるような災害に対応できるまでの整備については、長期間にわたる対策を講じる必要があるため、今後も優先箇所等を検討、協議して、河川管理者に対して強く要望を継続していきたいというふうに思っております。

また、現在本市で策定中の立地適正化計画等の中で、安心・安全なまちづくりに必要な対策を、計画的かつ着実に講じる検討をしております。こちらについてもやはり中長期的に計画、推進する必要がありますが、災害に強い安心・安全に暮らせるまちづくりを目指して、今後も防災対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 8番 多田隈啓二君。

○8番（多田隈啓二君） 答弁いただきました。市長からも国・県・市、流域市町村とも話し合い、協議をしながら、そしてハード事業として河川改修等を進めていくという話もありました。ぜひ、これはすぐどうのこうのなる話じゃないとは思いますが、やはり、初めは流域との連携がやっぱり一番大事だと思います。成果はすぐ出ませんが、でも命に関わることでありますので、ぜひ、その辺はしっかり市長がリーダーシップを取って前に進めていっていただきたいと思っております。

最後になりますが、激甚化、頻発化する大規模災害に備え、市民、企業、自主防災組織との連携による災害防災対策を行ない、また、流域治水対策として、市民の生命・財産を水害から守るため、菊池川流域排水機場の整備、改修を行ない、安心・安全なまちづくりの重要性を今一度確認していただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、多田隈啓二君の質問は終わりました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

7番 北本将幸君。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） 皆様おはようございます。7番、創政未来の北本将幸です。

2期目最後の一般質問となります。2期目の4年間においては、新型コロナウイルス

感染症の感染拡大に伴い、私たちの日常は大きく変化することを余儀なくされました。議会活動、議員活動においても今までとは違う形での活動となり、試行錯誤しながらの活動でした。そのような中、オンライン会議やオンラインでの研修会など新たな取組も進みました。

昨日、熊本県に出されているまん延防止等重点措置も今月30日まで延長される見通しとなりました。今後も感染防止対策を徹底しながらの活動になります。コロナ禍で社会のあり方が大きく変わっていく中、私自身これからもふるさと玉名の輝く未来を目指して全力で活動していきたいと思えます。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めたいと思えます。

まず初めに、教職員の働き方改革について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、大きく影響を受けたものの一つとして、教育現場があげられるのではないのでしょうか。第5派の感染拡大が広がる中、夏休みが終わり学校生活がスタートしています。県内でも分散登校やオンライン授業、午前中までの短縮など様々対応が取られながらのスタートとなっています。

コロナ禍においても子どもたちにより良い教育環境を整備していかなければなりません。そのためにも教職員の働き方改革について真剣に取り組んでいく必要があります。この働き方改革については、今までも何度か質問させていただきましたが、教育現場の多忙さについては、当然、教育委員会としても認識されていると思えます。国においても教職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法という公立学校の教職員の給与に関する法律を改正し、昨年度から時間外勤務の上限を1か月45時間、年360時間に制限する改正や、学級編制の基準を5年間で段階的に35人に引き下げたり、スクールサポートスタッフなど他のスタッフ確保に対する予算拡充を実施するなど、様々な対策を取られ働き方改革に取り組んでいます。

しかし、現状としては、現場では業務内容の多忙さにより、長時間労働が継続されているのが現状ではないのでしょうか。国がこのように体制整備をしていく中、玉名市においても市内の教職員の勤務実態を正確に把握し、より具体的に業務改善につなげていく必要があると思えます。教育はまちづくりの原点であり、未来を担う子どもたちにより良い教育環境を整備していく必要があります。

そこで、教職員の働き方の実態について、まず1点質問いたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

まず、教職員の超過勤務者数についてお答えいたします。

一月に45時間以上の超過勤務をした職員の数については、4か月ごとに各学校から

教育委員会へ報告をあげていただいております。今年4月から7月までの4か月の実績を申しますと、小学校では一月当たり272人のうち100人が45時間を超えており、そのうち80時間を超えた方も約10人程度おりました。中学校では149人のうち85人が45時間を超え、そのうち80時間を超えた方も17人程度おられました。

次に、持ち帰り業務の実態につきましては、昨日の前田議員の一般質問でもお答えしましたとおり、今年3月に調査を行なわれました結果、小学校においては、1人当たり平日で48分、休日で112分、中学校においては、1人当たり平日29分、休日77分という実態がございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 今、答弁いただきました。時間外勤務については、小学校で100人、半分まではいってないで100人の方が45時間を超えて、中学校では149人中85人と半分以上が45時間以上を超えている勤務をされているという実態があるんだと思います。その中でもまた持ち帰り業務をされている方もいるというのが現状だと思います。法を改正して国も進めようとして、実態としてやっぱりそれにそぐえてないという実態があるのが調査でも、4か月ごとの調査ですけど、それが分かっているのが、これが現実じゃないかなと思います。やっぱりこの現実を受け止めて、要因として教育委員会として、勤務時間が長かったり持ち帰りがあつたりする要因としては、教育委員会としてどのように考えられているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

超過勤務の時間が多いこと、また、持ち帰りの業務が多いことにつきましては、特に持ち帰りにつきましては、今まで実態がつかめておりませんでしたので、今年3月の調査により、この時間や主な業務内容について実態をつかむことができたことは、効果があったかと思っております。

併せて、現場の先生方は、子どもたちのために必要なことと、大切なことは自分自身で行なうという姿勢で、情熱を、愛情を持って努力していただいているということが強く伝わってまいりました。私たち教育委員会としましても先生方の日頃の努力と御尽力に感服し、頭の下がる思いでございます。

確かに以前と比べますと、教職員の業務量が増しているという現状はあると思います。業務量を減らす一つの方策として、人員の配置、増員などが考えられますが、県費の負担の教職員は、県の判断により配置されていることから、市の教育委員会としましては、県費教職員の増員をお願いしていくとともに、少しでも先生方の業務量の削減につながるよう、市費の支援員などの拡充について、今後必要に応じて検討していきたいと考え

ております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 現場の先生たちは、本当に努力されて頑張られていると思います。けどやっぱり時間外勤務が長い状況があって、それは今、答弁でもあったように、やっぱり業務量が多くなっているというのが現状だと思いますので、これを改善していかないといけないと思うんですけど、まず、この働き方改革進めていく上で、一番冒頭の意見に、国もいろんな制度を変えて進めていこうとしている。その一つが、やっぱりこの法律の改正、給特法の改正をして、時間外勤務に上限を設けて改善していこうと。働き方改革を進めていこうとされているので、まずは、何で法律が変わったのかというのをしっかり教育委員会も知った上で、その現場の先生たちに周知していくことが、まずは必要なんじゃないかなあと思って、現場も一体となって進めていこうという形を取らないと、なかなか、やっぱり業務量が多い多いでずっと引き延ばしになって進まないのかなあと思うので、やっぱりこの給特法の改正の趣旨であったり、この国の働き方改革に対する取組、進め方であったりというのを、やっぱり先生に周知していくということも必要だと思いますけど、その辺については考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の給特法改正に対する見解と教職員の周知についてお答えいたします。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、これが給特法の正式名称でございますけども、この給特法が改正されたことを受け、教育委員会としましては、教職員の健康及び福祉の確保を図るという視点から、学校における働き方改革を今後も進めていく中で、労働時間、また、健康・安全の管理もいっそう強化するなど、長時間勤務の縮減に向けて取り組んでまいります。また、この給特法の改正内容については、各学校へ文書にて通知しているほか、市で行ないます校長会議においても職員への周知を徹底するようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 文書にて通知されているとのことで、校長会でも通知されているとのことで、やっぱりこの国が進めようとしている働き方改革というのをしっかりと、どういうふうに進めていくかというのを、全部の先生たちに分かってもらって進めていかなければならないと思いますし、時間だけ45時間以内に収めなさいよみたいな形で進めていくと、持ち帰りにつながったり、報告しなかったりとか、そういうようなことも出てくると思うので、時間を守るだけじゃなくて、本当に業務もちゃんとしっかり削減

していくというような体制も取っていただきたいなと思います。

この働き方改革についてなんですけど、中央教育審議会からの答申を受けて、文部科学大臣がメッセージを出しているんですけど、スライド出ますか。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（北本将幸君） これちょっと見にくいんですけど、これ三つメッセージが出ているんですけど、左から、まず関係団体宛てに出ています、メッセージが。真ん中が保護者、地域の皆様宛てに出ています。一番右が教育委員会と学校職員宛て、この三方向、三つ文書が出ているんですね。これは、やっぱりいわゆる学校教育、家庭教育、社会教育に携わる全ての方に対して、しっかり国としてメッセージを出して、一体となって働き方改革の趣旨を理解して進めていこうという現れだだと思います。

そこで、やっぱり玉名市においても今、地域学校協働活動推進員やPTAなど、保護者や地域に対してもこの働き方改革を進めていくという、この趣旨というか周知をしていくことも大事になってくると思うんですけど、その辺についてはどう考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

小中学校の教職員の労働時間は、確かに長く、そのことがややもすれば当然であるかのように世間一般に思われているところもあるかもしれませんが、この教職員の働き方改革の必要性については、正しく理解していただきますよう、PTAの方々はもとより地域住民の方々に対しても今後周知を図っていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） しっかり地域の方にも周知して行っていただきたいなと思います。

この働き方改革を進めていく上で、やっぱり誰のためなのかということ、やっぱり子どもたちのために一番なると思いますので、しっかり進めていただきたいなと思います。

この給特法の改正により大きく変わったのが、いつも言われている時間外勤務の上限が一つ大きく変わったところなんですけど、もう一つ、今年度4月から導入が可能となる変形労働時間制の導入があるんですけど、この変形労働時間制の導入については、教育委員会としてはどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

変形労働時間制の適用につきましては、具体的に申しますと、休日のまとめ取りというのがございまして、夏休み期間中に先生方はまとめて休みを取っていただく。学校の授業があっている間はなかなか休みが取れないというのは、もう皆さんにもよくお分か

りかと思うんですけども、その分を夏休みで取っていただくということが、今回の改正で盛り込まれていますので、このことは当然、今年、この夏休みの間から適用されているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 恐らくこの変形労働時間制の導入は、多分法が変わって、導入するかしないかは地方自治体に任せられていると思うので、県が導入するかしないのかになると思うんですけど、簡単に言うと、先ほど今、部長が言ったように、忙しいときは働いて、夏休みとか時間があるときに休みをいっぱい取ってくださいという形だと思うんですけど、実際、やっぱり休むとき休んでいっぱい働くとき働きなさいというのは、なかなか休んだけんいっぱい働けるのかということでもないと思うので、やっぱり1年しっかり時間外勤務の上限を守っていくぞということが必要だと思うので、この変形労働時間制については、現場的にやっぱり余計長時間労働につながるんじゃないかというような声もあるので、しっかりその現場の声をちゃんと聞いてもらって、この変形労働時間制については考えて進めていただきたいなと思います。

法律の改正により、各自治体では、熊本県でもそうですけど、働き方推進プランなどを作成して進めておられます。ほかの自治体でも一定期間の学校閉庁日の設定とか、具体的には取組がされていますけど、玉名市としてはこの3点目になるんですけど、業務量の改善に向けた具体的な取組は、現時点でどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の業務量の改善に関する御質問にお答えいたします。

6月議会での徳村議員からの一般質問にも答弁いたしました。文部科学省が示します学校教師が担ってきた業務のあり方に分類されている一つ目が、基本的には学校以外が担うべき業務、二つ目が、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、三つ目が、教師の業務だが負担軽減が可能な業務、この三つの観点から、学校ごとに業務の検討を行ない、見直しを行なってもらうようお願いしております。

また、教育委員会としましては、学校に依頼する調査、アンケートの精選化、また、データによる報告書の提出、会議研修の回数や人数の削減、出勤簿のデジタル化、押印の廃止などを行っております。これらに加え給食費の公会計化や校務支援システムの導入など、業務上の改善に向けて準備を進めているものもございます。今後も教育委員会と学校が連携を図りながら、学校現場の業務上の削減には取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 今、答弁あったように、やっぱり業務量の改善に向けては、今、あげられた項目を一つ一つ具体的に改善していけば、確実に減っていくので、今、答弁で出された取組は、一つ一つ確実に進んでいくように取り組んでいただきたいと思います。

会議とか研修とかの減らすみたいなのもあったんですけど、このコロナ禍の中で、オンライン化など新しい取組も議会とかでもされているんですけど、その業務の効率化を進めるためにも、やっぱり会議とか研修、オンラインでできる部分はしてもいいんじゃないかと思いますが、その辺の取組についてはどう考えられているのかをお願いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

今年度予定していました教育委員会主催の会議や研修は、ほとんどが中止か延期となり、内容によって一部をオンラインで行なっている状況です。当然のことながら、オンラインによる研修には他の業務への影響が最小限抑えられるなどのメリットがある反面、参加者の一体感に欠けるなどのデメリットもございます。対面による研修にもこれとは逆にメリット、デメリットがありますので、コロナ収束後の研修会のあり方については、目的やそれぞれのメリット、デメリットを見極めた上で、どのような形式での開催がよいかを判断して、柔軟に実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） やっぱりどうしても集まったほうがいい会議もあると思いますし、実際このコロナは2年間ぐらい続いていて、今、答弁もあったように実際会議とか研修がほとんど中止になっているわけですので、今一度、この会議は必要ないねというような、これは必要だよねみたいな、これはオンラインでいけるよねみたいな、その会議の精査というのが今、ちょうど多分しやすいと思うので、そういうほうも取り組んでいただいて、業務量の削減につなげていただければなと思います。

答弁にもちょっと出たんですけど、やっぱりICT化、今、タブレットも教育機関に入っていますので、同時に校務支援においてもそのICT化を進めて、入力とか改善できる、効率化できるところは進めていただきたいと思います。

現在コロナ対策として、分散登校やハイブリッド形式の授業体制が取られているところもあります。ハイブリッド形式というのは、教室に生徒がいて、そこでも授業をして、片方をオンラインでもつなげて授業をしてという形になるんですけど、この、もしかしたらこういうのをされる可能性も無きにしも非ずと思うんですけど、そうなるとう結局一

人で二つのことをしないといけなくなるので、また大変になると思うんですけど、そういうときは、しっかり人的なサポートが入るような体制を取った上で、そういう新しいことを進めていただきたいと思いますけど、そういうオンライン化を進めていく上での人的支援については、どう考えられているのか見解をお伺いします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

玉名市の小中学校は、8月27日に前期の後半が始まりました。感染リスクを最小限に抑えるために、まん延防止等重点措置期間の最終日が9月12日となっておりますので、これは日曜日ですかね、10日の金曜日まで、明日までですかね、は基本的に午前中授業、給食後の下校にしております。ただ、今後の感染状況によっては、さらに感染リスクを抑え、拡大させない方策が必要になってくると思われまます。

そこで、まん延防止の重点措置期間を延長されるようなニュースが昨日からあつていますが、この場合には、やはり子どもたちの登校を控えさせたいと考えておられる家庭もございますので、その家庭に対しては、来週末からオンラインによる授業配信を実施できるよう準備しております。それから、あと今、北本議員がおっしゃったハイブリッド型、オンラインと対面による授業の実施についても検討を当然しております、今後も子どもたちの感染防止対策を今まで以上に図りつつ、学びの機会を保障した上で、より効果的な対策を取り入れたいと考えております。

また、この場合の人的支援につきましては、ICT支援員等、タブレットに関しましては人員を確保しておりますので、そのような方々の支援も取り入れたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 学校の先生たちもオンラインで授業をするなんて多分初めての人も多いと思うので、やっぱりICT支援員、今、付けられているけど、恐らく人数的にもしかしたら足りなくなったりするかもしれないので、その辺のサポート体制はしっかり取れるように、後からでもいいので、足りないときは補充できるような体制を取っていただきたいなと思います。

やっぱりこの働き方改革を進めていく上で、どうしても業務量を削減できない部分もあると思いますし、新しく取り組んでいかなければいけない部分もあると思います。やっぱり最終的にはこのマンパワーが必要になってくる、人員が必要になってくるというところで、実際、現在でもスクールサポートスタッフとか部活動指導員とか、地域のボランティアとか、多くの方に学校運営に携わっていただいていると思いますが、これそもそも論になるかもしれないんですけど、学校規模で恐らく教職員の数は決められて

いると思うんですけど、その必要な教職員の人数が確保できていない学校もあるという話もお聞きするんですけど、市内の学校における教職員の欠員の現状については、どのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の教職員の欠員の現状についてお答えいたします。

各学校の教職員の定数は、児童・生徒の人数に応じて定められております。その定数どおりに正規職員の配置が行なわれなかった学校や産前・産後、育児休暇の取得者や病氣・休職者のいる学校に対しましては、臨時的任用職員が配置されておりますが、令和3年9月1日現在で、小学校で3人、中学校で5人、全体では8人が欠員という、未補充となっている状態でございます。

以上です。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 忙しい業務の中、トータルして玉名市内で8人というのが欠員になっているということなんですけど、やっぱりこの必要とされている人員が確保できていないというのは、さらに業務的に負担がかかってくるんじゃないかなと思うので、働き方改革進めていく上で、最低限解決しないといけない問題じゃないかなあとと思います。この人員がないという要因としては、教育委員会としてどのように考えられているのかお伺いします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の教職員の欠員の要因に加えまして、対策につきましても答弁させていただきます。

欠員、未補充については、臨時的任用職員の配置を県に対して継続して要望しておりますが、現時点では、先ほど申しました欠員に対する見通しは立っておりません。その要因としましては、熊本県全体での教職員の不足があり、特に中学校におきましては、教科ごとの採用が必要となるため、さらに補充が困難なところでございます。現在、未補充の学校においては、職員間で協力体制を整えるなどして対応しておりますが、補充については、県に対して今後も要望を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 県の職員になるのでやっぱり県に言うしかないというところがあるので、確保が難しいというところもあると思うんですけど、対策についても言っていたので、引き続きしっかり確保できるように、5点目の質問になるんですけど、取り組んでいただきたいなと思います。

そこで、人材がないという答弁もあったと思うんですけど、これ一つスライドを見ていただきたいんですけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番（北本将幸君） これは県が発表した令和4年度の教職員採用試験の倍率なんですけど、上が小学校で1.5倍で、去年が2倍なんでまたちょっと下がっています。下のほうの丸が3.8がこれは中学校、前は4.5かな、だから、またこれも下がっていることになるので、やっぱりこれがその人材確保が難しくなっている要因にもなると思うんですけど、教育長にちょっとお伺いしたいんですけど、この現状を教育長としてはどう考えられているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 北本議員の質問にお答えいたします。

その前に、部長が先ほど申し上げました変形労働時間の勤務体制について、一つだけ訂正をさせていただきます。北本議員がおっしゃったように、給特法の改正によりまして、変更労働時間勤務これを認められるという、自治体によって、ことになってはおります。ただ、教職員においては、夏休みも休みではないと、通常勤務をしておりますし、その中で研修であったり会議であったり、教材研究であったり、あるいは生徒指導、家庭訪問、地域との協力体制づくりとか、いろんな活動を勤務をしながらやっておりますので、そういう状況にある中で、変形労働時間という形ですることはちょっと無理ということと考えております。そういう中でありまして、閉庁の時間のまとめどり、これだけは少しは進めているというような、一部あるということで御理解いただきたいと思っております。

それから、今、お尋ねありました教員採用試験、受験者の倍率が下がっているということについてですが、議員がおっしゃるとおり、ここ数年、教員採用試験の倍率は減少傾向にあるということで、私どもも大変危惧をしているところでもございます。熊本県の小学校教員採用においては、倍率が2倍を切っている。令和4年度向けの採用試験では、1.5倍という倍率だったということ、今、示してあるとおりでございます。教職員の大量退職期を現在迎えております。そういう中で、教員の採用の枠が広がってきたということも大きな要因の一つであるというふうに思っておりますが、受験者数そのものが減少してきているというのも事実でもあります。

また、社会全体で働き方改革を進める中において、教職員が働き過ぎているというようなマイナス面ばかりが、特に報道で取り上げられておるということで、教職員の仕事に対するイメージが悪くなってきているというようなことによって、若者の皆さんが教職という職業を敬遠する傾向にあるのかもしれないというふうにも思います。このような状況は、ただ決してこれは玉名市だけの問題ではございません。国や県全体の課題で

あるというふうにも捉えております。

そのため、市教育委員会としましては、教職が児童・生徒の将来の人としての歩みに貢献できる、やりがいのある職であることをいろんな機会啓発をしていくとともに、県費負担教職員を採用し、任用する立場にある県教育委員会と連携をしながら、教職のすばらしさや魅力について積極的に発信していきたいと考えております。

また、議員の皆様方にも教職員が児童・生徒の将来のために今できること、あるいは、やらなければならないことを、使命感と情熱を持って日々の職務に当たっているということについては、格別の御理解をいただくとともに、今後とも御支援、御協力をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 教育長から答弁いただいて、変形労働時間制に対しては難しいという見解が分かりました。やっぱり倍率が下がっているのもいろんな要因があるという答弁だったと思います。

私も年に3回ぐらい小学校とか中学校とかで、薬物乱用の授業を子どもたちの前でさせてもらうんですけど、子どもたちが真剣に聞いて質問をしてきて、子どもたちに教えるということは、本当にやりがいがある職業だと思います。だから、この教職員の働き方改革を進めていって、先生になりたいという人たちをもっと増えていくようにしていくことが重要じゃないかなあとと思います。

最後になるんですけど、働き方改革を進めていく上で、労働安全衛生管理体制をしっかり整備していくことが必要だと思うんですけど、現在の体制としてはどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員御質問の労働安全衛生管理体制の整備についてお答えいたします。

労働安全衛生管理体制の整備については、法令の定めにより、教職員50人以上の学校においては衛生管理者及び産業医を選任した上で、衛生に関する重要事項について調査、審議する機関としての衛生委員会の設置が求められております。また、教職員10人以上50人未満の学校においては、衛生推進者を選任し、衛生に係る業務を担当させなければならないとされております。

これにより玉名市の小中学校においては、衛生管理者及び衛生推進者等を設定した上で、本来は50人以上の学校だけでよいとなっている衛生委員会を、全ての学校に設置しておりまして、かつ、定期的に開催するよう校長を通じて指導を行なっております。玉名市の小中学校では、実施時間の違いはあるものの、衛生委員会を平均して年間6回

ほど定期的に行なっているほか、臨時に開催している学校もございます。

また、長時間勤務、先ほど申しました時間外が80時間以上というこの状態が続く教職員に対しましては、産業医の面接指導が受けられる体制を整えており、積極的な活用について、通知文書及び校長会議でその旨の周知を図っているところです。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 衛生委員会を全ての学校で定期的に関いているということだったと思います。やっぱりこの衛生委員会を開いて、やっぱりしっかりこの現場の先生たちの声をしっかり聞いていくことが大事だと思いますけど、こういうのは忙しいとか、これはできないとか、これは良かったとかいろんな声があると思いますけど、その働くうえでこのそういう現場の声というのは、しっかり汲み上げるというか、吸い上げる体制に、今、6回ぐらい開いていると言われたんですけど、吸い上げるような体制になっているのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

現場の声や情報については、教育委員会と学校とは日常的に連絡を取り合っております。また、教育委員会から学校を訪問した際には、教職員の授業の様子を参観したり、校長先生から話を聞いたりして情報共有に努めております。そのほか、教育委員会と教職員組合との話し合いの中でも常に話題になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） やっぱり一番は現場で働いている先生の声が一番説得力というか、それが現実だと思うので、その声をしっかり吸い上げて、教育委員会として対策が打てるような仕組みをしっかりと継続して取っていただきたいなあと思います。

やっぱりこの働き方改革を進めていく上で、国が制度を決めて、それが県に下りてきて、県から市町村の教育委員会にくると思います。それに従っていろんな対策を取られると思います。取られた上で、今度は逆に現場の先生が、これはちょっと無理みたいな、これは良かったみたいな声があがってくると思います、教育委員会に。その声を教育委員会の市のトップは教育長なので、教育長がまた県にあげたりしていくということが、やっぱり大事なんじゃないかなあと思います。上から下に下がってくるじゃなくて下から上に声を上げていく。そうすることで、本当に働き方改革は進んでいくんじゃないかなあと思うんですけど、最後に教育長について、教育長が、さっき変形労働時間制も難しいと言われたように、現場の声を上に上げていくというようなことは必要だと思いま

すけど、どうでしょうかその辺は。

○議長（内田靖信君） 教育長 福島和義君。

○教育長（福島和義君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

教職員の働き方改革につきましては、教育委員会といたしまして、適切な勤務時間の管理を行なうように、各学校の校長への繰り返しの指導を行なってまいりたいと思っております。

それとともに勤務時間の実態につきましては、北本議員お尋ねのように、各学校からの報告や状況などの情報、これにつきましては、県教育委員会に報告するとともに、協議をする中で、各学校の参考となる事例を啓発しながら、可能なところでの業務改善、長時間勤務縮減に向け努力をしてみたいと思っております。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、各学校の教職員は、子どもたちの夢の実現のために情熱と使命感を持って職務を行なっているというような状況にもあります。特に市議会の皆様方を含め市民の皆様方にもそのあたりを幅広く御理解をいただいて、教職員の負担軽減のためにも、各学校取り巻く地域の皆様方のお力添えと御協力を重ねてお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 教育委員会としてもいろいろ調査されたり、対策を考えられていると思いますので、今後も進めていただきたいなと思います。やっぱり教育委員会では難しい部分もあるので、今、教育長も言われたように地域一丸となって進めていくことで、やっぱり子どもたちのより良い教育環境がつけられていくんじゃないかなと思いますので、引き続きこの改革には取り組んでいただきたいと要望いたしまして、次の質問に移りたいと思います。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） 次に、安全な通学路について質問いたします。

6月に千葉県の通学路で、下校中の小学生の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷する事故が起きました。逮捕された運転手からは、基準を上回るアルコールが検出されたという事故が発生しました。飲酒運転の問題とともに今回の事故でもう一つ課題となっていたのが危険な通学路の問題です。事故の現場となった通学路は、PTAなどから危険性を訴える声があがっていたが、ガードレールの設置といった対策が事故まで取られていなかったとの報道もあっていました。事故をなくすためにドライバーに注意喚起を行ない、飲酒運転などをなくしていくことは当然のこととし、同時に通学路の危険箇所も改善していくことが重要です。そこで、玉名市においても通学路の危険箇所を今一度正確に把握し、できる限りの対策を講じていくことが必要だと思います。

そこで1点目の通学路の危険箇所の調査・現状把握についてお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

危険箇所の調査・現状把握についてでございますけれども、毎年学校では通学路を定期点検することにより把握を行なっております。小学校では年2回程度一斉下校の日を設けまして、教職員と児童と一緒に通学路を歩いて帰り、地域住民や児童などからの情報を基に点検を行なっております。中学校におきましても教職員とPTAなどが協力しながら、通学路の点検を行なっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 小学校で年2回、中学校で1回ということで、定期的に調査をされているとの答弁でした。やっぱりいっぱい出てくると思います。地域の方からもここは危ないんじゃないかとか、ここも歩道をつくったほうがいいんじゃないかとか出てくると思いますので、しっかりまずはその現状を把握していただきたいなと思います。実際危険箇所がいろいろ出てくると思うんですけど、これは2点目なんですけど、その危険箇所の改善については、どのように取り組まれているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の危険箇所の改善に関する御質問にお答えいたします。

本市においては、通学路の安全確保に向けた取組を行なうため、平成27年10月に玉名市通学路交通安全プログラムという方針を策定しております。このプログラムは、教育委員会、学校、道路管理者、警察、住民などの関係機関が連携しまして、年1回合同点検を行なっており、その合同点検の結果を基に協議して、必要に応じて安全対策を実施するものです。

令和2年度においては、この改善件数は31件で、主にガードパイプの設置や路面の表示、外側線、また横断歩道などのラインの引き直しや新設などの対策を行なっている状況です。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 改善についてはプログラムをつくって話し合っ、去年は31件改善されたということで、やっぱり通学路の安全対策については、答弁にもあったんですけど、道路のカラー舗装とかガードレール付けたりとか、いろいろあると思いますけれども、やっぱり事故が起きた後に、だからあそこにガードレール付けとけばよかった

と言ってももう遅いと思うので、やっぱり予算のこともあると思うんですけど、危険箇所で行っているところは、できる限り子どもたちの安全を確保するためにも、早め早めできることは取り組んでいって、安全な通学路、全部安全な通学路になるように進めていただきたいなと思います。

3点目、この安全対策は常にずっと取り組んでおかないといけないことだと思うんですけど、この通学路の安全対策向上への今後の取組については、どのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 北本議員の通学路の安全対策向上への取組についての御質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して安全対策向上への取組を行なっているところでございます。このほか、児童生徒側の意識向上という観点から、学校では地域の交通指導員などの協力を得て交通安全教室を開催しているところもあります。これがハード・ソフト両面の取組により、今後も通学路の安全対策向上と児童・生徒の安心・安全の確保を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） この安全向上の対策については、当然今までも取られてきていると思いますが、しっかり教育の面も含めて、ハード面・ソフト面両方から進めていただきたいなと思います。やっぱり未来を担う子どもたちの尊い命が奪われないようにするためにも、今後できることは全て改善できるように取り組んでいただきたいと要望いたします。次の質問に移ります。

○議長（内田靖信君） 北本将幸議員の一般質問の途中ですが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開き、一般質問を行ないます。

7番 北本将幸君。

[7番 北本将幸君 登壇]

○7番（北本将幸君） 最後に、総合計画の見直しにおける空き家の利活用について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や激甚化する災害など、近年大きく変化する社会情勢に対応するために、市の最上位計画である総合計画が見直されます。その中で、空き家に

対する取組に対しても見直されます。見直しにおいては、空き家利活用の推進についての項目が追加されました。空き家においては、全国各地で増加傾向にあり、適切に管理されない空き家が公衆衛生や治安の悪化、景観の悪化など生活環境に悪影響をおよぼす事例が起きてきています。

ここで一つスライドを見てほしいんですけど。

[拡大投影にて画像を示す]

○7番(北本将幸君) これは総務省が住宅・土地統計調査をした結果なんですけど、この全国の空き家数は、過去30年で見てみると、昭和63年のところが394万戸、一番最新の平成30年のところが846万戸となっており、2倍以上この30年で増加していることになっています。空き家率も上昇を続けており、2018年の空き家率は13.6%となり過去最高となっています。今後もこの空き家は増加していくことが予想され、実際に玉名市内をまわっていても多くの空き家があるのは皆さんも御存じではないでしょうか。

空き家の利活用においては、各地方自治体が対策をとるべき重要な問題であり、市においてもしっかり対策を講じていくことが重要であります。そこでまず1点、空き家の現状について質問いたします。

○議長(内田靖信君) 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長(永田義晴君) 北本議員の玉名市総合計画の見直しにおける空き家の利活用について、空き家の現状についてということでお答えいたします。

現在、玉名市全域を対象に空き家の実態調査を実施しております。調査につきましては、平成28年度の空き家実態調査で確認をされた空き家の1,642件と、今回、行政区ごとの図面を区長様へ配布し、各区で把握されている空き家の情報を追加して記入をしていただいた結果、799件の新規空き家の情報提供をいただいております。この情報を基に合計して2,441件全ての空き家を外観目視による現地調査中ではありますが、現在のところ1,735件の空き家を特定するに至っております。今後はこの調査情報を取りまとめまして、老朽度判定を含めた空き家情報のデータベースとも併せて行なうというところでございます。

以上でございます。

○議長(内田靖信君) 7番 北本将幸君。

○7番(北本将幸君) 空き家の現状としては、5年前1,642件あって、調査したら新たに799件で800件近くが空き家で情報があがってきて、それを基に今、調査されているとのことで、今、確認できているところで1,735件でしたかね、ということは、単純100件ぐらいやっぱり増加していることになるので、しっかりこれに対し

ては対策を講じていくことが必要になると思いますけど、一番は空き家にならないことが大事だと思うんですけど、今後も高齢化社会や核家族化の増加により空き家となるケースが増えていくと思います。空き家になってしまってから対応すると、所有者が分からなかったり、所有者が遠方のほうにいたりとか、複数いたりとか、連絡が取れなかったりとか、利活用とか進めていく上で解決が困難になる場合が出てくるんじゃないかなと思います。

そこで、近年では、ほかの自治体などでは、空き家になる前から対応していくことが必要であると考えられて、いわゆる空き家予備軍といわれる、一般的にこの空き家予備軍は、65歳以上の高齢者が単身で住んでいる世帯ということなんですけど、そういう空き家予備軍といわれる空き家の実態も把握している自治体もあるんですけど、市としてはこの将来空き家になる可能性のある空き家予備軍の数なども把握はされているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

空き家になるおそれがある一人暮らしの世帯件数の把握についてでございますけれども、例えば、一人暮らしをされている方、一人暮らしをしているけれども、それが持ち家なのか借家なのか、そしてアパート暮らし等のケース等々も想定されます。また、世帯分離をされているケースなども考えられますので、一概に空き家になるおそれがある一人暮らしの世帯を把握するという事は、かなり簡単ではないような状況であります。

ただ、今後、やっぱりそういったところも把握はしていかなければならないかなと思いますけれども、今回の調査での把握は今のところできておりません。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 実際、今されていた調査でも799件新しい情報がここに出てきたということは、どんどん常に情報を収集しておかないと、結果的に毎年毎年空き家だけが増えていくというような現状にも陥らないとも限らないので、その空き家になりそうなところの情報も把握して、ほかの自治体では、そういうところに相談体制を取ったりとかされている自治体もあるので、実際そこが空き家にもなったときに、スムーズに利活用に進んでいけるような対応もしておくことが必要じゃないかなと思います。

2点目の質問なんですけど、空き家が今、1,730件ぐらいあるというのが分かって、その利活用の玉名市としての現状についてはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員御質問の空き家の利活用の現状についてお答えいた

します。

本市では、市内の売りたい、貸したい空き家の情報と、市内に住まいを探されている定住希望者の情報を登録し、紹介をすることで空き家の有効活用を図るとともに、定住を促進することを目的に空き家バンク事業を行なっております。

この空き家バンクにつきましては、平成21年度からの通算登録件数は、賃貸物件6件、売買物件22件の計28件でございます。そのうち9件が売買または賃貸により有効活用されております。現在の登録物件は、所有者からの取下げなどもあり、4件の登録がございます。こうした空き家バンクに登録の物件を取得した市外からの転入者に対して、当該住宅の取得やリフォームに要する費用の補助を行なっております。また、空き家利活用の際に課題となる家財道具などの搬出や処分に係る費用の補助も行ない、空き家バンク制度の利用促進を図っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 空き家の利活用と云ったら、答弁あったように空き家バンクが出てくると思うんですけど、今、答弁でもあったけど28件ぐらい、今までで、何年かで。なかなかやっぱりこの1,000何百件ある案件に対して20何件だと、うまく利活用につながっていないんじゃないかなというのが現状だと思うんですけど、なかなかうまくこの空き家バンクが活用できていないという要因としては、どのように考えられているのかをお伺いします。

○議長（内田靖信君） 企画経営部長 今田幸治君。

○企画経営部長（今田幸治君） 議員の再質問にお答えいたします。

空き家の利活用の進まない要因としましては、空き家は個人の所有物であり、その処分、利活用は所有者に委ねられているということがございます。所有者が利活用や処分ができない、またはしない理由は様々ございまして、親族間の共有名義になっていて合意形成ができないとか、売買や賃貸化するだけの市場性がないとか、修繕コストをかけたくないといったものから、空き家を物置として使っている。他人に貸すことへの抵抗感がある。住宅を解体すると固定資産税が従来価格に上がる可能性があるといったことなどがあげられます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 空き家については、持ち主の意向が大前提というのはあるので、そこが一番大事なんですけど、この日本全国を見ても、この玉名だけを見ても増え続けているという現状があって、今、新しい家もたくさん建っているの、新しい家がたくさん建つということは、また空き家が増えてくるというのが将来的には分かっていると

思うので、本当に市としてこの空き家の問題については、やっぱり本格的に取り組んでいく必要があるんじゃないかなと思います。

空き家に関しては、さっき答弁もあったんですけど、相続の問題であつたり所有者がっぱいいるとか、管理の問題とか、行政がその対策を進めていく上では、移住定住につなげたりもできるし、解体の補助を出したりとかいうような、ひと言で空き家対策といっても複数の課にやっぱりまたがっていると思うので、本当にこの空き家対策を進めていく上では、一つの課として、この空き家の問題は空き家対策課みたいなのをつくって、そこで全部受け持つというような部署、専門の部署を庁内につくって取り組んでいくことも重要じゃないかなと思うんですけど、その辺についてはどうですか。

○議長（内田靖信君） 市長 蔵原隆浩君。

○市長（蔵原隆浩君） 私からよろしいですか。北本議員の再質問にお答えします。

現在、空き家対策については、今、議員申されたとおり、防災安全課を主管課として空き家バンクは地域振興課、それから空き家の除去補助については都市整備課など、複数の課で空き家対策に取り組んでおります。

北本議員の御提案の空き家に特化した課の設置については、人員の確保、また業務内容の精査の必要性が生じるため、早急な対応は厳しいというふうに思いますけれども、今後の本市における空き家の現状や社会の動向を見据えた上で、対応を検討してまいりたいと考えています。まずは、空き家に関連した民間団体などと連携を図って、民間活力との協力体制を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 市長が言われたように、空き家を活用していく上で、民間の力を借りるというのもやっぱり必要になってくると思いますし、空き家だけでなく空きアパート、空いているアパートというのも増えてきているので、そういうものの活用というのも、行政として民間と一緒に考えていくことも今後必要になってくるんじゃないかなと思いますので、ぜひ、検討をお願いします。

この空き家対策については、玉名市においては、玉名市空家等対策計画を平成29年度につくられて、今まで5年間取り組まれてきたと思います。本年度がこの5年間の計画の最終の年に当たるんですけど、この対策計画の進捗というか、これはできたとか何かそういうのがあったらお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

平成29年度に策定いたしました玉名市空家等対策計画の進捗につきましては、これまで空き家の予防、適正管理対策として、住宅の耐震改修補助や所有者への管理委託の

提案等を実施し、利活用対策として先ほど説明がありました空き家バンク事業や定住促進事業等を行なっております。

管理不全対策としましては、空き家の除却に対する助成制度を平成30年度から実施をしており、令和2年度までの3年間で42件に対し補助をいたしております。

また、老朽家屋等に対する措置として、令和元年度に所有者に対する助言、指導等を実施するための規則を整備し、令和2年度には特定空き家等の認定基準を定め、4件に対し指導、助言を行なってまいりました。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 今、5年間は空き家の予防とか、危険家屋の除去とか、そういうのに取り組んでこられたと思います。今回、総合計画にも利活用という部分が含まれて進められていくと思います。今回5年間で終わりなんですけど、今後新たにこの計画、空き家に対する計画は策定される予定なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

現在の玉名市空家等対策計画は、平成29年度から平成33年度、令和3年度までの計画となっております。先ほど御説明いたしましたとおり、現在空き家の実態調査を実施し、今後は空き家の所有者等への意向調査等も予定いたしております。この調査結果を今後の施策検討を目的とした基礎資料として、今年度、令和4年度から令和8年度までの次の対策計画の策定に向けて、関係課と今年度中にまた協議をすることにしております。

以上です。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） この5年間の検証をしっかりといただいて、今、調査されているとのことで、その調査結果もしっかりまとめていただいて、未来に向けてこの空き家をどうしていくかというようなのを、しっかり利活用とかにつなげていけるような計画を策定していただきたいなと思います。

意向調査もされるということなので、やっぱり持ち主の意向というのが一番大切なので、どうしていきたいのかというのをしっかりと調査されて、その利活用につなげていけるような体制を取っていただきたいなと思います。

全国でも様々なやっぱり空き家に対しての取組がなされています。一つここで紹介したいんですけど、これちょっとお聞きしたいんですけど、調布市の事例なんですけど、この空き家予備軍、さっき言った空き家になる可能性が高いとされている関係者の方に、空き家に対して関心を持ってもらったり、啓発したりということを目的にLINEのア

カウント、「調布市スマイのミライ教えてナビ!」というのを運用されています。これは空き家に対する相談であったり学びの場となったり、空き家に対して住民の方たちが関心を持ってできるようなアカウントになっているとのこと。

やっぱり空き家に対する意識、取り組みをしっかりと広げて、現状をしっかりと把握して利活用につなげていく必要があると思いますし、こういう住民に対して意識向上を図っていくことも必要なんじゃないかなと思います。

答弁でもあったように実際はこれLINEなんですけど、セミナーとか開催して、市民に対する空き家の意識向上というものもやっぱり進めていく必要があると思いますし、コロナ禍の中で移住・定住というのも空き家を利活用してされているところもあります。ワーキングスペースをつくった家であったり、そういうのを進めながら、どうかこの活用につなげていただきたいと思いますが、4点目のこの空き家利活用に対する今後の取組としては、どのように考えているのか、最後お伺いしたいと思います。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 北本議員の御質問の空き家の利活用に対する今後の取組についてでございますが、空き家問題の多くは、相続人が空き家所在地に不在であり、感情的、経済的、知識的な課題から処分や活用ができない状況にあり、今年度、空き家に関する市民の意識醸成を図り、空き家問題の解消につなげていくこと目的といたしまして、空き家をテーマとしたセミナーを開催いたしております。今後も空き家に関する相談会やセミナー等を開催し、空き家に対する意識改革や啓発を行なうよう計画し、空き家の利活用に困っている多くの市民の一助になるよう努めてまいりたいと思っております。

また、次年度以降の空家対策計画にも空き家の利活用推進も含め、予防、除却等、空き家対策に関係各課が連携して全庁的に取り組むとともに、市民及び所有者の方等への啓発周知にもしっかりと努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 7番 北本将幸君。

○7番（北本将幸君） 全国的に見ても空き家の利活用を取り組んでおられて、やっぱり空き家の利活用の前に空き家になる予防であったり、空き家になったときにすぐ利活用につなげていけるというような体制をしっかりとつくりたいと思います。セミナーの開催で意識向上していくことも必要だと思いますので、結局空き家は空き家になってから年月が経てば経つほどやっぱり古くなって行って、利活用できなくなって、最終的に危険家屋になってどうするかみたいな問題が恐らくこの先出てくると思いますので、実際この1,700件以上は今、玉名市に空き家はあるというのは現実で分かっているので、その辺をどうしていくかというのを本腰入れて考えていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

玉名市においても人口減少が進んでおり、それと反して世帯数は増加していると思います。新しい家が建てば必ずどこかに空き家が発生してくると思います。それをどうしながらまちづくりを進めていくのかということも、市民を巻き込んで本当考えていかなければならないのかなと思います。また、公共施設においてもそうですが、新しいものを建築すれば必ず古くなった公共施設が出てきます。それは解体するのか利活用するのか、しかし、この空き家同様玉名市内にも公共施設まだ利活用が進んでいないところもあります。これらを将来どうしていくのかということも同時に解決していただきたいなと思います。そうしなければなかなか輝く未来ができていかないんじゃないかなと思います。市長には、しっかり将来を見据えながら対応していただきたいなと、この空き家問題に関しても、通学路の問題も質問しましたが、危険箇所も一つずつ改善していただきたいなと思います。

一番最初にしましたが、教育においても、未来を担う子どもたちのためにも教職員の方たちが生き生きと働ける環境整備を進めていただきたいと最後要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で、北本将幸君の一般質問は終わりました。

引き続き一般質問を執り行ないます。

2番 吉田真樹子さん。

[2番 吉田真樹子さん 登壇]

○2番（吉田真樹子さん） 皆さんこんにちは。インターネット中継を御視聴いただいている皆さんもこんにちは。2番、創政未来、吉田真樹子です。きょうは、創政未来が3人続きまして、私は通告書を一番に出してくじを引いたんですけど、おおとりということになりました。今回、江田議員が一般質問をされなかったので、私がラストということです。今任期中の最後のおおとりを務めさせていただきます。

では、通告に従い一般質問をさせていただきます。

災害対策について。菊池川流域に位置する玉名市、今年の7月6日には避難指示が発令され、私は生まれて初めて恐ろしさを感じ、水害の心配のない私の実家に避難をいたしました。恐ろしくなった理由は、4日の日に人吉市の球磨川が氾濫により浸水した映像をテレビで見ていたからです。昨年の人吉豪雨の教訓を聞きまとめ、執行部と議会、社会福祉協議会、地元ボランティアが内容を共有しておくべきではないでしょうか。人吉豪雨災害の教訓を余すことなく生かすべきと考えます。

では、五つの質問をさせていただきます。まず写真を御覧ください。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番（吉田真樹子さん） これは人吉の市議会議員さんに送っていただいた昨年の人吉

市内の様子です。2枚目お願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番（吉田真樹子さん） 近年の異常気象、人吉市で起きたような恐ろしい川の氾濫がいつ玉名で起こり得るかもわかりません。昨年の人吉豪雨後に人吉市災害対策本部と連絡を取り合ったりをされたのかをお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 吉田議員の災害対策についての令和2年7月豪雨後、人吉市災害対策本部とは連絡を取っていたのかということの御質問に対してお答えをさせていただきます。

昨年7月豪雨の発災直後、7月5日には飲料水等の備蓄品を人吉市に届け、現地の被災状況を確認して帰ってきております。その後様々な形で人吉市とは連絡を取り合っております。また、熊本県市長会が取りまとめを行ない、7月9日から10月30日までの間に人吉市には42人の職員を派遣して、災害応急業務等に当たり、業務に当たった職員から、人吉市の当時の対応状況についても逐一報告を受けております。

また、熊本県防災課長担当者会議等においても災害時の対応状況について、県内の市町村とも連携を取って対応する必要がありますので、情報共有を行なっております。今後、昨年の7月豪雨の教訓を本市の災害対策対応にも生かしてまいりたいと思っております。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 思っていた以上に42人の職員の派遣をされていたので安心いたしました。近頃は避難しても被害がなかったことを空振りではなく、練習する意味で素振りと言います。梅雨入り前、水害に遭われた自治体からしっかり教訓を学ぶことが大事だと思います。

では、次の質問に移ります。人吉では、昨年の豪雨後、廃棄物の処分をするために仮置き場で6時間並んだそうです。長時間待たされた市民からは、先行きの不安と疲労で大変なお叱りがあったと反省をされておりました。玉名市では、大水害を想定して廃棄物の仮置き場は決まっているのか。また、廃棄物を持ち込まれた後、円滑に進めるところまで想定されているのかをお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 市民生活部長 蟹江勇二君。

○市民生活部長（蟹江勇二君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

災害廃棄物の仮置き場につきましては、令和3年度に更新しております玉名市災害廃棄物処理計画で候補地の選定をしております。候補地としましては水の守公園をはじめ小中学校など玉名市内に18か所予定しておりますけれども、そのほか民間企業からの

協力の申出もあっておりますので、災害の状況に応じて対応してまいりたいと思っております。

議員が申された県南での豪雨の際のごみ搬出に市民が長時間並ばれ、大変疲れておられたことですが、仮置き場の設置については、災害の種類や状況によっても設置箇所が異なってまいりますので、被災箇所等を迅速に把握し、仮置き場に要する人員、通路の確保、分別の方法など関係機関と協力し、様々なことを想定しながら効率的な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ぜひ、担当の環境整備課のほうも、人吉の担当課の生の声を聞いておかれたほうが絶対にいいと思います。私は、人吉の女性議員さんの生の声を聞かせていただき、この声を届ける必要があると思い今回質問させていただいております。話をされながら人吉市議は思い出して涙を流されるときもありました。先日、NHKのあさイチでも水害で被災された方が、当時を振り返ってお話をされておりました。いつもと同じだろう、うちは大丈夫だろう、朝になったら避難しようと思っていた矢先、あつという間に2階まで水が上がり、2階の二段ベッドの上で、死ぬかもしれないと思ったそうです。二段ベッドの上で6時間後に救出されたそうですが、子どもに死ぬかもしれない思いをさせてしまったことをとても後悔している。こんな思いはもう誰にもしてほしくないという3年前のことを涙ながらに話されていました。

次に、コロナ禍で増えた在宅避難の対応についてお尋ねいたします。

人吉では、在宅避難者の把握が手探りでしか行なえず、とても苦勞したときりに言われておりました。在宅避難者に物資が届かなかったことも悔やまれておりました。人吉では、予想以上の豪雨被害で取り決めが十分でなかったことを反省しておられました。先日、やっと締結したと言われたのが、行政と社会福祉協議会、地元ボランティアとの三者協定、この三者協定が絶対に必要と言われました。玉名市では締結されているのかを尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 吉田議員の在宅避難者の避難の対応に関する御質問でございますが、玉名市におきましては、玉名市社会福祉協議会と災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定を平成26年に締結しております。この協定は、玉名市内において大規模な災害が発生した際に、迅速かつ効率的に被災者に対して生活支援活動を行なうことができるよう締結されたものでございます。大規模な災害が玉名市で発生した場合における在宅避難者への対応といたしましては、支援物資等が行き渡らぬことがないよう配布場所速やかに決定し、防災行政無線やホームページ及びSNS等で周知を

行ない、地元消防団や区長様など地元の関係団体とともに協力し、配布を行なうことにいたしております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 二者協定を締結されているという答弁でした。人吉の生の声を私は伝えさせていただきます。物資の配布場所はあらかじめ考えておく必要があります。速やかに決定などできません。市からの物資の配布は避難所の方のみです。在宅避難者には物資が届かず、手だてでは全てボランティア頼みとなり、二者協定ではだめです。三者協定でなければいけませんと言われていたことをお伝えしておきます。二者協定で在宅避難者に物資が十分に行き渡るもののでしょうか。マンパワー不足や情報不足をカバーする上からも、私は行政、社会福祉協議会、地元ボランティアの三者がしっかりと協定を結ぶことを提案いたします。

では再質問させていただきます。大規模災害では、受援計画も必要と聞きました。玉名市で策定されております地域災害計画の応援、受援体制の整備の項目に受援マニュアルを作成するとありましたが、作成されているのか。また、どのくらい受援体制ができているのかをお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 吉田議員御質問の受援計画に関するお答えですが、本市では令和2年12月に玉名市災害時受援マニュアルを策定いたしております。この受援マニュアルは、本市で大規模災害が発生した場合、県内外の自治体等からの応援を円滑に受け入れ、本市職員と応援職員が連携し、災害応援対策、災害復旧復興に取り組めるよう策定したものでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 人吉では、大塚製薬と包括連携協定を締結したそうです。ドラッグストアとの提携はこれからだそうです。在宅避難者に物資を満遍なくお届けできるような取組を今から考えておくことと、人吉豪雨を玉名ごととして考えることは提案して次の質問に移ります。では写真お願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番（吉田真樹子さん） とても見にくいですが、右側から、球磨川から水が住宅に押し寄せている写真になるんですけど、ちょっと光が入って見づらくなっていますが、この写真は人吉豪雨の初期段階の様子です。次の写真をお願いいたします。

[拡大投影にて画像を示す]

○2番（吉田真樹子さん） ちょっと全然見えないんですけど、向こうから溢れ出したのが

住宅のほうに堤防を超えて上がってきている様子です。このときまではいつものことだと思いつつながら撮影をされていたそうです。昭和に入り40回もの水害に慣れっこになっていたと話されました。その後、市長のただごとではない防災無線からの叫びに、市民はやっと避難を始められたそうです。

昨年玉名市での水害で床上浸水をされた方がこう言われておりました。罹災証明の手続きやなんやら、とつても本当に職員さんには良くしていただいたと。私も自分が褒められたようにうれしかったです。これは溝上の話です。これまで数々の経験から教訓が生かされているのだろーと思ひますが、過去の災害の反省が生かされてきているのか詳しくお聞かせください。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 吉田議員の過去の災害の反省は生かされているかについての御質問にお答えいたします。

本市の災害の発生が予見される場合の対応といたしまして、熊本地震や昨年7月豪雨等の災害で得た教訓を生かし、まず速やかに対策本部を設置し、避難所の開設や災害対応の準備を実施しております。逃げ遅れることのないよう早めの避難をしていただくために、躊躇することなく高齢者避難や避難指示等を発令し、早めの避難誘導を行っており、多くの市民が避難されることが想定される場合には、二次以降の避難所を直ちに開設し、避難所の混雑解消に努めております。

また、災害発生後には防災地区責任者を担当地区に派遣し、災害状況の情報収集を行っており、災害により被災した方に対し速やかに現地調査を行ない、再建支援、罹災証明書の発行を実施できるよう、庁内での役割の明確化、情報共有を行っております。近年の災害発生状況は様々であり、被害の規模も大きくなる傾向がございます。これまでの全国様々な災害の教訓を生かし、今後もさらに体制を整え、災害対策対応に当たってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。

[広報たまな6月号を示す]

○2番（吉田真樹子さん） こちらは6月号の広報たまなです。災害対策保存版としてもとてもインパクトのある表紙で、内容も写真がたくさん掲載され、とても見やすく、分かりやすくすばらしい6ページの仕上がりで大絶賛しております。

先月、コロナと災害どう応える地方議会という勉強会に参加しました。講師は大津町の金田町長で、コロナと地震、議会と行政の連携、また、人吉市の徳川市議会議員が、コロナと水害、地域住民ニーズをくみ取る議会という内容でお話をされました。

このフォーラムに参加し、感じたことを伝えなければいけないと思って質問させていただいておりますが、大津の金田町長は、議会と執行部の平時からの連携が大切だと感じていると言われ、人吉の徳川市議は、執行部と平時からの連携が不足していたと言われておりました。これが大きな災害を目の当たりにした関係者の声なのです。執行部と議会の連携及び玉名市総合防災訓練についての現状をお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 総務部長 永田義晴君。

○総務部長（永田義晴君） 吉田議員の執行部と議会との連携及び玉名市総合防災訓練についての御質問にお答えいたします。

災害発生のおそれがある場合には、市は速やかに玉名市災害対策本部を設置いたしております。本部員である議会事務局長が災害対策会議で得た情報を議会に報告し、議会においては、玉名市議会災害対策会議で取りまとめた情報を災害対策本部において共有することで連携を図っております。

総合防災訓練については、昨年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、住民参加型の大規模な訓練が開催できておりませんが、今年度も新型コロナウイルス感染の収束が見通せない状況であるため、職員の防災意識の向上、スキルアップを目的とした庁内及び関係機関のみでの訓練を11月頃で調整をいたしておるところでございます。

訓練内容といたしましては、感染症対策を踏まえた大規模災害時における避難所運営訓練とし、玉名郡市医師会、そして、くまもと県北病院、消防署等にも御協力を依頼し、感染症流行期における適切な避難所運営が行なえるよう、助言をいただきながら課題の見直しを図りたいと考えております。次年度以降、また新型コロナウイルスの収束後は、玉名市議会を含めた関係機関との連携をした訓練も検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） 執行部側では地域防災計画、議会では災害対応基本計画（議会BCP）がありますが、策定して安心ではありませんので、感染対策を取りながら、防災訓練をいろんな場面を想定してやるべきだと思います。訓練開催の前段階に被災地の声を聞くことはとても重要だと思います。よそごとにせず玉名ごととして必ず生の声を聞かれてみてください。

昨年、玉名市議会の有志は県議お二人とボランティア活動に行きました。私は別のグループと微力ながら数回の炊き出し等のボランティアに参加をいたしました。球磨川沿いにあるひまわり亭という食堂で炊き出しのお手伝いに行くと、そこに大きなきじ馬が横たわっておりました。

[絵本を示す]

○2番（吉田真樹子さん） きじ馬とは、木で作られたものです。御存じでしょうか。重

さ800キロ、長さ4.5メートル、樹齢300年の杉で作られたものでした。後からそれが豪雨で流され、その後遠く離れた八代海で見つかって、ひまわり亭に帰ってきたという話はニュースで御覧になられた方もいらっしゃると思います。そのお話が今お見せしましたこの絵本になりました。豪雨被害に遭った人吉を応援する絵本、少しでも紹介させてください。

「川が溢れた、町が沈んだ日、生きる力をくれたきじ馬くん。川が溢れるぞ、誰かが叫びました。ついに球磨川の水が堤防を越え、茶色い水が町を覆っていきました。町は沈んでしまいました。高台や屋根の上で救助を待つ人がいます。水に飲み込まれた施設では何人もの尊い命が失われてしまいました。きじ馬くんどこへ行ったの、探しても探してもきじ馬くんの姿は見当たりません。そして遠く離れた八代海できじ馬くんは見つかりまして、きじ馬くんは私たちの代わりに河口まで行って、あちこちの大変な様子を見てきてくれたのかもしれないね。どんなことがあっても諦めるなどこいつは伝えたかったのかもしれないよ」ということで、笑顔で終わっている絵本です。

ちょっと確認はできませんでしたが、玉名市の図書館にはまだ置いてないと思いますので、ぜひ取り扱っていただき、共に助け合う絆の強さ、明日は我が身という、災害列島に住んでいることを知り、災害へ向かい合う姿勢を正すきっかけにしてもらえたらと切に願います。人吉球磨の復興、そして、被災された方々の御健康と御多幸を心からお祈りをいたしまして、次の質問に移ります。

[2番 吉田真樹子さん 登壇]

○2番(吉田真樹子さん) 子どもの暮らしについて。コロナ禍で昨年3月より2年半もの間、子どもたちは生活に制限を強いられております。心身ともに成長、発達段階の子どもたちを私たち大人が導き、守っていかなければならない。停滞している子どもたちの生活が今後衰退しないように今、考えるべきではないか。昨年から地元子ども会主催の夏休み恒例のラジオ体操がまさかの中止となった。理由はコロナ禍による感染防止でした。ほかの小学校もラジオ体操をやっていないというところがあり、その理由を聞いて驚きました。理由は、子ども会がない。これは分かりますが、ラジオがない、起こすのは大変、行き帰りが心配、何かあったときの責任の問題などの保護者の声で理由と担当課よりお聞きしました。もう一度言います。ラジオがない、起こすのが大変、行き帰りが心配、何かあったときの責任は、時代が変わったんだなと感じました。でも受け入れてはいけないとも思いました。夏休みに入り、翌日から私の5年生の息子と4年生とお友達と土日だけお休みにしてラジオ体操を始めました。ラジオ体操第1を博多弁バージョンや津軽弁バージョンでやってみたり工夫もしました。3人からスタートして最後の日は12人の参加となり、夏休みの良い思い出となりました。

では、夏休みの生活についてお尋ねいたします。この夏、15校の小学校のうちラジ

オ体操を実施されたところは何校あったのですか。また、ラジオ体操と子どもの健康を考えるとという点から、玉名市は今後どうすべきと考えるのかをお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

[教育部長 藤森竜也君 登壇]

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

今年の夏休みに地域の子ども会が主催する早朝のラジオ体操を実施したのは、玉名市の小学校15校のうち3校にすぎませんでした。以前は小学校区のほとんどの地域で早朝のラジオ体操が行なわれていたことから、コロナ禍であることを考慮してもかなり少なくなったと感じます。このラジオ体操の実施については、夏休みの前に行なわれる地区懇談会などで話し合われることが多く、今年はコロナ禍の影響で地区懇談会などが開催されなかったことも、この実施が少なかった要因の一つではないかと考えます。

児童生徒の健康と体力の保持増進については、学校、家庭、地域の三者が一体となって取組を進めていくことが重要です。特に夏休みにおいては児童生徒を家庭や地域にお返しし、家庭や地域が中心となって取組を進めいただくことになることから、吉田議員が御自身の子どもさんや地域の子どもさんたちと一緒に、夏休みの早朝のラジオ体操に取り組んでいただいたことは、大変ありがたいことであると感じております。

文部科学省の調査によりますと、現在の児童生徒の体力、運動能力は、30年前と比較して低い水準にあることが示されており、児童生徒の体力、運動能力の向上は、社会全体の課題の一つとなっております。玉名市では、児童生徒の健康と体力向上のための一つの方策として、玉名市内の小中学生を対象とした水泳教室やカヌー体験、水辺の安全教室などを開催するなど、児童生徒の健康と体力の保持増進に努めているところです。

玉名市教育委員会としましては、今後も学校や家庭、地域と連携、協力しながら、児童生徒の健康と体力の保持、増進に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ラジオ体操は放送され93年になるそうです。今から101年前、1920年に米国のメトロポリタン生命保険会社が健康体操なるものを開発、ニューヨークやワシントンなどでラジオ中継していたのを現在のかんぼ生命が参考にしたそうです。ラジオ体操を夏休みにする習慣のきっかけになったのは、1930年、長期休暇の子どもたちに規則正しい生活を身につけさせたいと、東京神田の警察署の巡査が始められたそうです。ラジオ体操は、夏休みの定番でしたが、私も今年気づいたのですが定番でなくなってきていました。学校が推進するものではなく、保護者や地域でやるということもこの夏に知りました。今年の夏休みは、地元の子ども会でも開催されないもので、思い出づくりと3人でやり始めましたが、その頃新聞には、150人でラジオ放

送に合わせて元気に体操と、合志市須屋の公園でラジオ体操をする様子が掲載されておりました。

私はここの妙泉寺公園朝のラジオ体操の会の東代表に電話をしてお尋ねをしました。5年ほど毎日公園でラジオ体操されているそうです。夏休みに入る前には、6地区の会長さんをお願いをして回覧板を回していただき周知するそうです。夏休みの期間はあちらこちらから親子で参加があるそうです。この代表の東さんはとても気持ちよく対応をしていただきました。

このような話も聞きました。朝起きてなぜか学校に行くことができなかつた女の子が、病院を受診すると自律神経の乱れと言われたそうです。早く起きて長く時間を過ごすよう勧められ、早起きが続けたら改善されたそうです。彼女には人よりも少しだけ寝起きには時間が必要だったようです。通常は学校に行くリズムがあります。夏休みはラジオ体操で学校に行くときのリズムを取り、通常の朝には体感できない時間を体験することで、子どもの心も豊かになると考えます。

随分昔の話ですが、小学生の頃、ラジオ体操の帰りに兄とカブトムシを捕りに行って、蜂に気をつけながら木をのぞいていたこと思い出します。皆さんにもこのような思い出はあると思います。このような思い出だけでワクワクするようなことを、私は子どもにたくさん体験させたいと思っています。近松議員が先日言われておりました。熊本県一元気な子がいる玉名を私も応援したいと思っています。

昨日、3年に一度の子ども議会の中止を西川議員の質問の中で知りました。毎日今、子どもたちは学校の教室で30人前後のお友達と過ごしております。私の子どももそうです。築山小学校では、40人以上のクラスもあるそうです。来月10月には市長、市議会議員選挙も予定通りにあります。これからは未来を担う子どもたちの人生経験を増やしてあげること考え、開催を前向きに検討していただきたいと切にお願いしたいです。

1年生の保護者の声です。初めての夏休みの思い出でラジオ体操経験させたかったといわれておりました。今後は、正しく恐れ、適切に対処してほしいです。正しくは、偏った情報に惑わされず、科学的根拠のある情報を基にするという意味です。このようなときだからこそ感染対策にも気を配りつつ、できるだけいろんな経験を子どもたちにさせてください。来年は地区懇談会も感染対策を十分にとって実施するようにお願いいたします。

では、次の質問に移ります。

子どもの命を守るための道路拡張について。今は夏休みと言われるほど子どもを見かけないという声を聞きます。私が住む伊倉地区は、両八幡宮から伊倉小学校、JAを下りマルエイ伊倉店までは、ダンプカーやトレーラーの大型車が結構通ります。過去には

未来ある若者の死亡事故も起きている通りになります。6月28日、先ほど北本議員の質問の中でもありましたが、千葉県でまたも起きた子どもたち5人が死傷するという痛ましい事故がありました。では、このような千葉県で起きた痛ましい事故を受けて、危険性のあるこの通りの道路計画についてお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 教育部長 藤森竜也君。

○教育部長（藤森竜也君） 吉田議員の御質問に対しまして、教育委員会の立場から御答弁をさせていただきます。

本市では、本日午前中の北本議員の一般質問でも申しましたとおり、通学路の安全確保に向けた取組を行なうため、通学路交通安全プログラムを策定しており、この合同点検を毎年行なっております。この点検には、国・県・市道の道路管理者と交通安全確保のために警察また市の防災担当課、そして要望者として教育委員会、学校が参加し、年1回合同で現地を確認して対策を検討しております。危険箇所については、各学校や地域から多くの要望をいただき把握しておりまして、道路の拡張のほかにも横断歩道の新規要望や白線の引き直しなどについて要望があがっております。

御質問にもありましたとおり、通学路で子どもの命が失われるようなことは決してあってはならないことですので、今後も危険箇所を把握し、関係機関への要望を継続し、この課題の解決には努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） では再質問です。岱明玉名線が30年かかり5月に開通いたしました。先日、新聞に国道501号から連絡道路構想が掲載されておりました。道路となるととても大がかりになりますが、天水・横島・大浜と肥後伊倉駅の利用も多いので、利便性は良くなり危険性は軽減できると思います。

以前、過去に要望が出ていたと思いますが、バイパス道路の計画は現在どうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 建設部長 片山敬治君。

○建設部長（片山敬治君） 吉田議員の再質問にお答えします。

伊倉小学校東側の道路は、県道のため道路管理者は熊本県になりますが、この道路は車両の通行が多く、特に大型車両が多く通行していることは認識しております。議員御質問の片諏訪から宮原村区をつなぐバイパス道路の計画については、以前、地元からの要望を本市で受けていましたので、道路管理者である熊本県に現在も要望を行なっております。

県としましては、現在玉名市で進めている県道整備もあるため、その早期完了に向け注力していくとのことでした。玉名市としましても、現在進めていただいている県道整

備の早期完了をお願いし、バイパス道路の計画についても交通量の軽減を図り、事故防止につなげるためには、早期実現に向け引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） ありがとうございます。私のほうからも重ねて要望していきたいと思います。

では、次の質問に移ります。

子ども育てる「親」育てについて。社会福祉協議会で開催されました親子育ちの応援学級に7月、8月と2回参加させていただきました。内容がとても良いのに参加が少なくもったいないと感じております。先月の内容は、多少のけがはあえてさせるというお話でした。危ない、危ないでは経験をする機会を失うということを教えていただきました。5年目でされていると聞きましたが、これまでの周知方法と参加状況をお尋ねいたします。

○議長（内田靖信君） 健康福祉部長 酒井史浩君。

○健康福祉部長（酒井史浩君） 吉田議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘の親子育ちの応援学級事業は、玉名市社会福祉協議会が実施されている自主事業で、心身に発達障がいのある児童や、発達障がいではないかと思われる児童の保護者及び家族の方を対象といたしまして、年5回実施される講座及び交流会を通して、子どもに合わせた関わり方を学んだり、子育てに関する不安や悩みを軽減し、育児する力を向上させることを目的としたものでございます。参加者につきましては、令和2年度までの実績として、1回平均10名程度の参加となっております。また、事業の周知は、保育園や幼稚園、市内の各小学校等にチラシの配布を行なっているとのことです。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 2番 吉田真樹子さん。

○2番（吉田真樹子さん） コロナ禍で授業参観の後にあっていた学びの講演会もここ数年あっておりません。意識が変わる「親」育てのオンラインセミナーなども保護者対象に開催すべきと思います。支援学級の子どもの持つ保護者さんが、コロナ禍でずっと子どもと一緒に、少し気が滅入っていると話をされたと聞きました。コロナ禍の被害はこんなところにも広がってありました。このようなお母さんたちには心に栄養が必要だと思います。親子育ちの応援学級は、困り事がなくても参加できます。本当に心が穏やかになり優しくなれますので、ぜひ皆様も参加を勧められてください。次回は今週の11日土曜日、Zoomでの開催となっております。お問い合わせは、玉名市社会福祉協議会の穴井さんまでお願いいたします。

私は感動することが大好きです。賛否両論ありましたが、オリンピック、パラリンピ

ックでもたくさん感動をいただきました。また、この夏に残ったのは、2021年8月10日、甲子園で選手代表であいさつをされた小松大谷高校の木下仁緒君の選手宣誓です。昨日ネットで振り返ってみましたのでちょっと読み上げます。

「宣誓。2年ぶりの夏の甲子園、世界に広がる困難のために普段の生活すらできなくなった人たちが多くいます。私たちも学校生活、部活動が2年前とは全く違うものとなりました。1年前、甲子園という夢がなくなり、泣き崩れる先輩たちの姿がありました。しかし、私たちはくじけませんでした。「思いを形に」、この言葉を胸に自分の目指すべき道を定め、友の笑顔に励まされ、家族の深い愛情に包まれ、世界のアスリートから刺激を受け、一步一步歩んできました。人々に夢を追いかけることの素晴らしさを思い出してもらうために、気力・体力を尽くしたプレーで、この夢の甲子園で高校球児の真の姿を見せることを誓います」と言われました。感動しました。

そして、この玉名市のすばらしいこの議場で発言の場をいただいて4年が経ちました。半分の2年は当たり前の議員生活、あとの2年はいろんな行事が中止となるパンデミックとなり、もどかしい2年を経験しました。本当に貴重な4年間の経験をさせていただきました。今期で勇退されます先輩議員におかれましては、右も左も分からずの私ども一年生議員への御指導を含め、大変お世話になりありがとうございました。そして、長きにわたりお疲れさまでした。今後はよい人材を見つけたらスカウトしていただき、導いていただき、議員候補の育成に御尽力いただきたいと思います。

ふるさと玉名市を住みよくという思いと、これまで玉名市議会をつないでこられた諸先輩方の意思を、これからはさらに恩に報いて奉仕するという気持ちで今後もつなげてまいりたいと思います。

今任期中、最後の一般質問をこれで締めさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） 以上で吉田真樹子さんの質問は終わりました。

これもちまして一般質問は全部終了いたしました。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

午後 2時06分 休憩

午後 2時30分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長から、本日付けで追加議案1件が提出されました。

よって、この際、先の議会運営委員会の結論に基づき、日程の追加と日程の順序の変更についてお諮りいたします。

日程第2 市長提出追加議案上程

日程第3 提案理由の説明

以上、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加し、日程の順序を変更することに決定いたしました。

日程第2 市長提出追加議案上程

○議長（内田靖信君） 日程第2、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより市長提出追加議案を上程いたします。

議第107号財産の取得についての市長提出追加議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第3 提案理由の説明

○議長（内田靖信君） 日程第3、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいま上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。

副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） 追加提案いたしました議案1件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第107号財産の取得についてでございますが、これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、市職員用として本庁や支所等で使用するため、パソコンの機器類を合資会社小川文華堂から取得するものでございます。取得価格は3,267万円でございます。現在、同社と仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただいた後に、本契約の締結とするものでございます。

以上でございます。

○議長（内田靖信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第4 議案及び請願の委員会付託

○議長（内田靖信君） 日程第4、「議案及び請願の委員会付託」を行ないます。

議第85号専決処分事項の承認について、専決第10号熊本県市町村総合事務組合規

約の一部変更について、飛んで議第95号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第8号）から、議第107号財産の取得についてまでの市長提出議案14件、請第2号立願寺ポニー公園存続のための支援等を求める請願及び請第3号有明海再生の根源的な解決を図るために国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書の提出に関する請願の請願2件、以上の事件を一括議題といたします。

それでは、ただいま議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案及び請願付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案及び請願付託表

総務委員会

- | | | |
|--------|---|--------|
| 議第85号 | 専決処分事項の承認について | 専決第10号 |
| | 熊本縣市町村総合事務組合格約の一部変更について | |
| 議第95号 | 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第8号） | |
| | （総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、②総務費、⑦商工費1項商工費中7目金栗四三PR推進費、⑨消防費・第2表債務負担行為補正 追加・第3表地方債補正 変更） | |
| 議第102号 | 第2次玉名市総合計画基本構想の変更について | |
| 議第103号 | 玉東町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について | |
| 議第104号 | 南関町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について | |
| 議第105号 | 和水町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について | |
| 議第106号 | 工事請負契約の締結について | |
| 議第107号 | 財産の取得について | |

建設経済委員会

- | | | |
|-------|--|--|
| 議第95号 | 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第8号） | |
| | （第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1項商工費中7目金栗四三PR推進費を除く〕、⑧土木費） | |
| 議第97号 | 令和3年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号） | |
| 議第98号 | 令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号） | |
| 議第99号 | 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 請第3号 | 有明海再生の根源的な解決を図るために国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書の提出に関する請願 | |

文教厚生委員会

- 議第 95 号 令和 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 8 号）
（第 1 表歳入歳出予算補正 歳出の部、③民生費、④衛生費、⑩教育費）
- 議第 96 号 令和 3 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議第 100 号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 101 号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 請第 2 号 立願寺ポニー公園存続のための支援等を求める請願
-

○議長（内田靖信君） 各常任委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

この際、お諮りいたします。委員会審査のため、明 10 日から 28 日までの 19 日間休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。

よって、明 10 日から 28 日までの 19 日間休会することに決定いたしました。

29 日は、定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 35 分 散会

第 5 号

9月29日 (水)

令和3年第6回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

令和3年9月29日（水曜日）午前10時00分開議

開 議 宣 告

日程第1 委員長報告

- 1 決算特別委員長報告
- 2 総務委員長報告
- 3 建設経済委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

（議第85号から議第107号まで、請第1号から請第3号まで）

- 議第85号 専決処分事項の承認について 専決第10号
熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 議第86号 令和2年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第87号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第88号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議第89号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第90号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第91号 令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算
- 議第92号 令和2年度玉名市水道事業会計決算
- 議第93号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計決算
- 議第94号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計決算
- 議第95号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第8号）
- 議第96号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第97号 令和3年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第98号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第99号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第100号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第101号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第102号 第2次玉名市総合計画基本構想の変更について
- 議第103号 玉東町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

- 議第104号 南関町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
 議第105号 和水町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
 議第106号 工事請負契約の締結について
 議第107号 財産の取得について
 請第1号 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書の提出に関する請願
 請第2号 立願寺ポニー公園存続のための支援等を求める請願
 請第3号 有明海再生の根源的な解決を図るために国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書の提出に関する請願
- 閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

開 議 宣 告

日程第1 委員長報告

- 1 決算特別委員長報告
- 2 総務委員長報告
- 3 建設経済委員長報告
- 4 文教厚生委員長報告

日程第2 質疑・議員問討議・討論・採決

(議第85号から議第107号まで、請第1号から請第3号まで)

- 議第85号 専決処分事項の承認について 専決第10号
 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 議第86号 令和2年度玉名市一般会計歳入歳出決算
- 議第87号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第88号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議第89号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 議第90号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算
- 議第91号 令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算
- 議第92号 令和2年度玉名市水道事業会計決算
- 議第93号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計決算
- 議第94号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計決算
- 議第95号 令和3年度玉名市一般会計補正予算(第8号)
- 議第96号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第97号 令和3年度玉名市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第98号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

- 議第99号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第100号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第101号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第102号 第2次玉名市総合計画基本構想の変更について
- 議第103号 玉東町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 議第104号 南関町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 議第105号 和水町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
- 議第106号 工事請負契約の締結について
- 議第107号 財産の取得について
- 請第1号 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書の提出に関する請願
- 請第2号 立願寺ポニー公園存続のための支援等を求める請願
- 請第3号 有明海再生の根源的な解決を図るために国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書の提出に関する請願
- 日程第3 市長提出追加議案上程
(議第108号及び議第109号)
- 議第108号 令和3年度玉名市一般会計補正予算(第9号)
- 議第109号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第4 提案理由の説明
- 日程第5 議案の委員会付託
(休憩中委員会)
- 日程第6 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 建設経済委員長報告
 - 3 文教厚生委員長報告
- 日程第7 質疑・議員間討議・討論・採決
(議第108号及び議第109号)
- 議第108号 令和3年度玉名市一般会計補正予算(第9号)
- 議第109号 和解及び損害賠償額の決定について
- 日程第8 意見書案上程
(意見書案第1号)
- 意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意

見書の提出について

日程第9 意見書案審議（質疑・議員間討議・討論・採決）

（意見書案第1号）

意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意

見書の提出について

閉会宣告

+++++

出席議員（20名）

1番	坂本公司君	2番	吉田真樹子さん
3番	吉田憲司君	4番	一瀬重隆君
5番	赤松英康君	6番	古奥俊男君
7番	北本将幸君	8番	多田隈啓二君
9番	松本憲二君	10番	徳村登志郎君
12番	西川裕文君	13番	嶋村徹君
14番	内田靖信君	15番	江田計司君
16番	近松恵美子さん	18番	前田正治君
19番	作本幸男君	20番	森川和博君
21番	中尾嘉男君	22番	田畑久吉君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

欠員（2名）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	糸永安利君	事務局次長	松野和博君
次長補佐	酒井裕之君	書記	古閑俊彦君
書記	入江光明君		

+++++

説明のため出席した者

市長	藏原隆浩君	副市長	村上隆之君
総務部長	永田義晴君	企画経営部長	今田幸治君
市民生活部長	蟹江勇二君	健康福祉部長	酒井史浩君
産業経済部長	上野伸一君	建設部長	片山敬治君
企業局長	荒木勇君	教育長	福島和義君

教育部長 藤森 竜也 君
会計管理者 二階堂 正一郎 君

監査委員 元田 充洋 君

午前10時00分 開議

○議長（内田靖信君） おはようございます。ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入ります前に申し上げます。

本日も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、マスクの着用を許可いたします。また、傍聴人についても同様といたします。

日程第1 委員長報告

○議長（内田靖信君） 日程第1、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第85号専決処分事項の承認について、専決第10号熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてから議第107号財産の取得についてまでの市長提出議案23件、請第1号新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書の提出に関する請願から請第3号有明海再生の根源的な解決を図るために国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書の提出に関する請願までの請願3件、以上の事件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

各委員長の報告を求めます。

決算特別委員長 古奥俊男君。

[決算特別委員長 古奥俊男君 登壇]

○決算特別委員長（古奥俊男君） おはようございます。

ただいまから、決算特別委員会の審査経過と結果を御報告申し上げます。

一般の決算特別委員会は9月17日、21日の2日間にわたり審査を行ないました。

委員会に付託されました案件は、議第86号令和2年度玉名市一般会計歳入歳出決算から議第94号令和2年度玉名市農業集落排水事業会計決算までの一般会計及び特別会計並びに企業会計の歳入歳出決算の議案9件であります。

以下、各決算議案の審査経過について、御報告申し上げます。

まず、議第86号令和2年度玉名市一般会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額413億1,011万3,971円、歳出決算額400億2,861万6,035円で、歳入歳出差引額は12億8,149万7,936円となり、翌年度繰越額4億3,109万3,557円を差し引いた実質収支額は8億5,040万4,379円となっております。

執行部から、事項別明細書の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、支出済額、翌年度繰越額、不用額等の説明と、各課における主要な施策の成果について、詳細な説明の後、質疑応答に移りました。

主な質疑について申し上げます。まず、歳入ですが、執行部から説明がありましたが、委員からは特に質疑もございませんでした。

次に、歳出についてですが、委員から、市民会館駐車場を整備したが、土日等は十分足りているのかとの質疑があり、執行部から、新しく整備した100台分、合わせて総台数約400台分になった。土日は市役所南側駐車場も含め、十分足りていると認識しているとの答弁でした。

委員から、乗り合いタクシーの運行時間の見直しの検討はあるのかとの質疑があり、執行部から、利用者の実態やアンケート等を含めて運行時間の見直しを検討中。利用が少ない朝の時間帯の便を昼間の時間帯へ移動するなど利便性を図りたいとの答弁でした。

委員から、ふるさと納税額の金額ごとの件数と用途はどの質疑があり、執行部から、金額ごとの集計は行なっていないが、1万円の寄附が多い。返礼品は寄附額の3割以内という規定に基づき、用意している。また、寄附を受けやすいように、1万円以下の寄附額も検討中である。ふるさと寄附金の用途については、教育と福祉のまちづくり、文化とスポーツのまちづくり、住みやすい環境のまちづくりなど、トイレの洋式化や玉名市民音楽祭や道路改良、用悪水路整備等に使用しているとの答弁でした。

委員から、自動車運転免許取得・改造助成事業の内容と成果はどの質疑があり、執行部から、障害者の方に対して自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する経費の一部を助成するもので、運転免許取得1件、自動車改造5件の助成を行なったとの答弁でした。

委員から、低出生体重児減少のための臍分泌物細菌検査について、低出生体重児数と出生数に対しての割合、また、検査費用はどの質疑があり、執行部から、出生数424名中2,500グラム未満で生まれた子どもは、46名で10.8%になる。また、検査費用は1人当たり2,210円であるとの答弁でした。

委員から、重油等の流出事故があった場合、経費の支払に市からの補助があるのかとの質疑があり、執行部から、基本的には原因者の負担である。初期対応は関係機関で行なうが、処理にかかった吸着マットや中和剤等の費用は原因者負担となるとの答弁でした。

委員から、大型特殊免許47件の実績があっているが、補助金を出すようになった理由は。また、今後も予定はあるのかとの質疑があり、執行部から、農家の方の中には一定基準を超えた装備品を装着するなどした農耕トラクターで公道を走行する際に免許が必要との認識が薄く、認定農業者の方から、何かしらの補助ができないかと相談もあつ

た。コロナ対策で大型特殊免許取得補助を導入したところ、多数の方が取得をされ好評を得た。令和3年度は市の単独事業で、大型特殊と牽引免許をメニュー化しているが、既に本年度の予算を使い切っているとの答弁でした。

委員から、植栽活動に取り組む組織に対して補助金を支出しているが、何団体あるのか。また、他のボランティア団体はあるのかとの質疑があり、執行部から、多面的機能支払交付金事業の中で16の地元組織のうち、景観形成などの地域住民と連携した共同活動に12組織が取り組んでいる。また、これは、農業用補助金であり、農地がない地域のボランティア団体には補助金交付は行なっていないとの答弁でした。

委員から、たまららの指定管理について令和5年度から公募するとのことだが、その理由はどの質疑があり、執行部から、たまららの売上げは、年間で5～10%程度、減少傾向にあるため、公募により民間の接遇や販売方法などを取り入れ、さらなる収益向上を図る。また、現状は全国的な労働力不足により、たまららの販売業務を指定管理者である玉名観光協会の職員が対応しているため、本来の業務である関係団体との連携が希薄になっている。今後は、たまららの運営は公募により民間にゆだね、玉名観光協会にはコロナ禍で影響を受けた観光業の再生に専念していただくよう組織改革を含め提案しているとの答弁でした。

委員から、市営住宅数は人口が減少していることを加味して、減らしていく考えなのかとの質疑があり、執行部から、令和2年度に策定した玉名市住生活基本計画では、1,208戸ある市営住宅を10年後は1,044戸に減らす予定であるとの答弁でした。

委員から、岱明図書館と横島図書館の1日平均貸出冊数の違いは開館日の違いによるものかとの質疑があり、執行部から、コロナの拡大により65日間休館した。横島図書館については、空調修繕のため、コロナとは別に休館したこともあり、他の図書館より開館日数が少なくなった事により、1日の貸出冊数が多くなる結果となったとの答弁でした。

そのほか、歳出に関しては、区画線の成果確認、システム運用・管理業務における更新料、交通安全対策事業と地域公共交通対策事業の連携、不妊治療費助成の成果、長寿者等表彰等の記念品、金婚式表彰の申請・確認方法、大倉団地の入居率、玉名市住生活基本計画、農業振興費、商工費、土木費の不用額など、多岐にわたる内容確認や質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第86号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第87号令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額91億6,683万2,759円、歳出決算額86億3,207万7,202

円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は5億3,475万5,557円となっております。

執行部からの説明の後、委員から、医療費は年間で1人当たり幾らかとの質疑があり、執行部から、令和2年度の医療費は40万6,964円であるとの答弁でした。

委員から、保健指導をする中で、たばこの禁煙を指導する内容項目があるのか。また、指導も行なっているのかとの質疑があり、執行部から、禁煙に関しては、嗜好というのもあり、禁煙したいとの相談があれば、病院の紹介も行なう。また、特定保健指導対象者には、質問表の中で喫煙歴があるかどうかを聞き取る。そこで、対象者を絞り、喫煙がある方も含んだ保健指導を行なうとの答弁でした。また、委員から、国民健康保健税の滞納実績はとの質疑があり、執行部から、現年度分で607名7,283万4,675円。滞納分として1,120名、4億2,277万3,172円という状況であるとの答弁でした。関連で、委員から、滞納者に対する対応や働きかけはどのようにしているのかとの質疑があり、執行部から、納期限内に納めてもらうのが原則であるが、納期限が過ぎると、督促状を発送し、催告書によって納付の働きかけを行なう。また、納付が難しい方に対しては、個別に納税相談にて対応している。滞納すれば、どうしても延滞金が増え続けるため、経済的に負担にならないように、差押え等の滞納処分という形で税収を納めてもらっているとの答弁でした。

そのほかに、健康増進のための県補助などの質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第87号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第88号令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額9億7,501万1,173円、歳出決算額9億7,413万573円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は88万600円となっております。

執行部からの説明の後、委員から、検診中心ではなく、レベルアップのための事業を積極的に取り入れてもらうと、高齢者の方々に喜んでもらえるのではとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第88号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第89号令和2年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額77億4,469万4,498円、歳出決算額76億509万3,185円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1億3,960万1,313円となっております。

執行部からの説明の後、委員から、保険給付費がマイナス補正であるが、コロナ禍で逆に住宅改修や福祉用具購入給付は上がるのではないかと思うが、マイナス補正の理由

は。また、考えられることは何かとの質疑があり、執行部から、予算については、利用者が使えるように多めに組んだことによるもので、実績からのマイナス補正である。福祉用具給付については、多くは伸びていない。現在は、リハビリの専門家と一緒に自宅訪問し、申請に上がったものが適正かどうか審査を行なった上で、本人の要望と体の状態にあったものを給付しているとの答弁でした。

委員から、介護認定率はどのくらいか。近隣と比較してどのレベルか。また、1人当たりの給付費はどの質疑があり、執行部から、認定率は、令和3年3月31日現在で18.51%。玉名の認定率は45市町村のうち26番目である。認定者の1人当たりの介護保険給付費は、月額13万9,409円。年間167万2,911円となるとの答弁でした。

委員から、ケアマネージャーやヘルパー不足と聞くが、地域でのヘルパー需要はどういうふうに考えるかとの質疑があり、執行部から、今、人材確保というのが大きな課題であり、ヘルパーだけではなく、ケアマネージャーの高齢化、新規で福祉関係につく方が少ないなど、離職防止や新たな福祉の専門家の育成が課題になっている。喫緊の課題としてケアマネージャーが足りない状況が続いているとの答弁でした。

そのほかに、ふれあい家事支援事業などの質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第89号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第90号令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額3,642万6,921円、歳出決算額3,285万4,545円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は、357万2,376円となっております。

本件に関しては、特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第90号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第91号令和2年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入決算額5,856万5,542円、歳出決算額5,856万5,542円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は同額となっており、令和2年度をもって、特別会計を廃止したことによるものであります。

執行部からの説明の後、委員から、600万円の委託料の内容はどの質疑があり、執行部から、主なものとして、自家用工作物保安管理と配水池の施設維持管理として草刈りなどの業務を委託しているとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第91号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第92号令和2年度玉名市水道事業会計決算についてであります。

収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は8億5,176万6,949円、収益的支出は7億2,527万1,222円で、資本的収入は5億6,480万7,936円、資本的支出は9億2,765万7,027円となっております。

本件に関しては、特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第92号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第93号令和2年度玉名市公共下水道事業会計決算についてであります。

収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は14億9,750万142円、収益的支出は14億4,620万8,414円で、資本的収入は4億132万7,159円、資本的支出は9億6,802万5,942円となっております。

本件に関しては、特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第93号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

次に、議第94号令和2年度玉名市農業集落排水事業会計決算についてであります。

収益的収支及び資本的収支につきましては、収益的収入は3億9,524万2,961円、収益的支出は3億7,735万7,311円で、資本的収入は3億3,376万6,000円、資本的支出は4億7,100万9,771円となっております。

本件に関しては、特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第94号については、全員異議なく原案のとおり認定することに決しました。

以上で、決算特別委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 総務委員長 近松恵美子さん。

〔総務委員長 近松恵美子さん 登壇〕

○総務委員長（近松恵美子さん） おはようございます。

今期、総務委員会に付託されました案件は、議案8件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第85号専決処分事項の承認について、専決第10号熊本縣市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。

これは、熊本縣市町村総合事務組合の構成団体である、くまもと県北病院機構設立組合が令和3年4月1日をもって、その名称が玉名市玉東町病院設立組合に変更されたことに伴い、熊本縣市町村総合事務組合規約の一部を変更するものであります。

まず、委員から、玉名市玉東町病院設立組合に名称変更になった経緯はどの質疑があり、執行部から、法人の名称であるくまもと県北病院機構と設立団体であるくまもと県北病院機構設立組合の名称が似ており、紛らわしいということにより名称が変更になったとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第85号については、原案のとおり全員異議な

く承認すべきものと決しました。

次に、議第95号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ8億5,714万9,000円を追加し、総額を329億2,349万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金4,427万5,000円の追加は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金であり、医療機関での個別接種費用など予防接種に係る経費全額を国が負担するものであります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金7,918万円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等であります。

16款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金1億1,431万8,000円の追加は、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金等であります。

第2表債務負担行為補正は、旧庁舎跡地における施設の整備及び運営に係る事業者選定支援業務の期間及び限度額を設定するもの。

第3表地方債補正は、社会教育施設整備事業の限度額を変更するものであるとの説明がありました。

まず、委員から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,187万円は、交付予定額のうちこれまで予算化していなかった金額を予算化したということだが、この交付金の使用用途はとの質疑があり、執行部から、令和3年度当初予算から今回の補正予算まですべてコロナ対策の財源として活用しているとの答弁でした。

次に、委員から、旧庁舎跡地における施設の整備及び運営に係る事業者選定支援業務をコンサルタントに委託せず、市独自での考えはとの質疑があり、執行部から、官民連携での整備に当たり必要となる一連の業務について、専門的なノウハウが必要であるため、コンサルタントに委託することにしたとの答弁でした。関連で、委員から、繁根木川沿いの民家も含まれるのかとの質疑があり、執行部から、今回の補助事業として計画区域に入っているとの答弁でした。

また、委員から、以前、保育所と保育所関連施設整備計画があったが、今回はどのような計画なのかとの質疑があり、執行部から、機能としては、公民館機能と避難所機能を有する多世代間交流施設、図書館機能、保育所と、民間から提案のにぎわい創出のための機能を官民連携による手法により進めていくとの答弁でした。

また、関連して、委員から、右岸側での避難所は文化センターのみであるが、収容人数を考慮しての公民館のスペースはどのくらい確保するのかとの質疑があり、執行部から、公民館機能と避難所機能を有する多世代間交流施設は1,500平方メートルを想定しているとの答弁でした。

また、委員から、図書館は本来、学校のそばにあるべきと思うが、市としては今の場所にとの考えだが、建設も運営も民間が行なう手法と考えてもいいのかとの質疑があり、執行部から、官民連携の最終的な手法はまだ出ていない。今後コンサルタントと相談していくことになるが、建設については民間による整備を、運営については、保育所以外の公的部分は、指定管理制度の活用を想定しているとの答弁でした。

次に、歳出の主なものは、新型コロナウイルス対策関連として、学生応援PCR検査等費用補助金外1事業、2款総務費は4億6,490万3,000円の追加で、財政調整基金積立金や旧庁舎跡地における施設の整備及び運営に係る事業者選定支援業務委託など、項目ごとに説明がありました。

まず、委員から、旧庁舎跡地東側道路拡幅の必要性をどう考えているのかとの質疑があり、執行部から、市としては拡幅をできれば行ないたいと考えるが、実態的には今からの交渉となる。最終結論としての方向性はまだ決まっていない状況であるとの答弁でした。

また、委員から、民家を買収すると仮定し拡幅する中で、元警察署周辺を代替地エリアとして計画の中に入れる考えはとの質疑があり、執行部から、旧庁舎跡地と文化センターを1区画、東側道路を2区画とし、両方含めて都市構造再編集中支援事業補助金を活用し、計画しているところである。東側道路の用地交渉で同意が得られなければ、やむを得ず東側道路を計画区域から除外することになり、計画見直しの必要も出てくることになるとの答弁でした。

また、さらに委員から、東側の排水路も計画に入っているのかとの質疑があり、執行部から、2本の排水路が計画区域である民地の横や下に入っていることは確認している。今後、用地交渉をする際、難航も予想されるとの答弁でした。

さらに、委員から、東側道路にはみ出した電柱の撤去予定はとの質疑があり、執行部から、1本から2本道路にはみ出した電柱があり交通の妨げになっている。九州電力に移設の件を相談したが民家が電線を引いていることもあり現時点では厳しいとの回答であった。今後の計画で、旧庁舎跡地エリアに持っていけるよう検討するとの答弁でした。

さらに、委員から、県道1号線を挟んだ伊倉保育所と豊水保育所も含めた中で、旧庁舎跡地や玉名第1保育所の在り方を検討する必要があるのではとの質疑があり、執行部から、協議は行なっている。また、子育て支援課で、公立保育所の在り方検討委員会が開催されており、旧庁舎跡地には玉名第1保育所が公立として残っていく形を考えている。今後保育所の規模が変更になる可能性もあり、今後策定予定の公立保育所の在り方に関する基本方針を注視していくとの答弁でした。

次に、委員から、学生応援PCR検査等費用の対象はとの質疑があり、執行部から、市内の私立大学、専門学校、高等学校を対象とするもので、公立学校については、事前

にアンケートをとり、実習等がないという回答を得たため対象外としたとの答弁でした。

次に、委員から、金栗四三PR業務委託200万円を減額せずドローンやユーチューブなどを活用し、マラニックコースなどをPRしてもよかったのではとの質疑があり、執行部から、マラニックコースのPRを含め、今後も意見等を参考に充実した取組を行なっていくとの答弁でした。

歳出についてはこのほか、旧庁舎跡地や保育所への出入口の見直し等についても質疑がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第95号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第102号第2次玉名市総合計画基本構想の変更についてであります。

これは、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を変更するため、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定によるものであります。

委員から、気候変動に対応するCO2削減目標が必要と考えるが総合計画基本構想の中に盛り込めばとの質疑があり、執行部から、基本目標、1、自然と暮らしを守るふるさとづくりの主要施策。2、環境保全の意識啓発の中で、地球環境温暖化の防止に向けた取組を推進する、という形で盛り込んでいる。また、環境整備課のほうでは、玉名市地球温暖化対策実行計画を策定しており、毎年進捗状況を確認しているとの答弁でした。

また、委員から、防災・減災の視点からインフラ整備等も含めた総合計画策定にしてほしいとの要望や防災の面からも太陽光設置による危険箇所等の把握も含め、今後考えてもらいたい等の意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第102号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第103号玉東町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてであります。

これは、定住自立圏形成協定を変更するため、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定によるもので、内容は、平成28年8月8日付けで本市と玉東町との間で締結した定住自立圏形成協定について、協定の締結から5年を経過したことから、国の指針に従い、第2期共生ビジョンの策定に当たり、内容を変更するものであります。

変更する内容としては、既存事業の見直しを行なったほか、地産地消の取組事業、持続可能な圏域づくり事業などを新たな事業として追加するものであるとの説明がありました。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第103号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第104号南関町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてであります。

これは定住自立圏形成協定を変更するためには、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定によるもので、議第103号の玉東町の取組事項に圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野のその他を追加するものであるとの説明がありました。

まず、委員から、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野のところは玉東町には入っていなかった理由はとの質疑があり、執行部から、玉東町は、熊本市と連携中枢都市圏を締結されており、そこで同様の取組をされているため、項目には入っていないとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第104号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第105号和水町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてであります。

これは定住自立圏形成協定を変更するため、地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定によるもので、内容については、議第104号の南関町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についての説明と同様であり、取組事項についても同じであるとの説明がありました。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第105号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第106号工事請負契約の締結についてであります。

これは、岱明町公民館建て替えに伴い、鉄骨造平屋建て、延べ床面積1,405.84平方メートルの岱明防災コミュニティセンター及び鉄骨造平屋建て、延べ床面積80平方メートルの防災倉庫を建設する工事を行なうもので、現在、株式会社久保組と仮契約を締結しており、議会での承認後、本契約を締結するものであるとの説明がありました。

まず、委員から、契約金額3億5,530万円の中には電気工事や空調工事の費用も含まれているのかとの質疑があり、執行部から、含まれていない。電気工事や空調工事については別で入札を行なうとの答弁でした。

次に、委員から、建物建設や外構工事等を含めた総額の見込みはとの質疑があり、執行部から、すべて含めると4億8,147万円で契約を行なっているとの答弁でした。

次に、委員から、入札の在り方について質疑があり、執行部から、指名業者はAランクに属し、特定建設業許可を有する玉名市12社全てを入れて、指名を行なっていると

の答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第106号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第107号財産の取得についてであります。

これは、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によるもので、内容は、市職員用として本庁や支所等で使用するため、パソコンの機器類を合資会社小川文華堂から取得するもので、取得価格は、3,267万円であるとの説明がありました。現在、同社と仮契約を締結しており、議会での承認後、本契約を締結するものであるとの説明がありました。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第107号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 皆さん、お疲れ様です。

今期、建設経済委員会に付託されました、議案4件、請願1件及び継続審査としておりました請願1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第95号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。

本委員会関係は、6款農林水産業費、1,858万5,000円の追加で、経営継承・発展等支援事業補助金は、経営を継承した後継者が計画に基づく取組に対し交付される、上限100万円の13名分の補助金であります。

次に、かんがい用ダム等管理事業補助金は、県所有の白石頭首工の管理を行なう土地改良区に対し、施設の維持管理に要する経費の3割を補助するものであります。

7款商工費、2,411万円の追加で、施設等管理運営事業は、8月8日からまん延防止等重点措置が熊本県への適用に伴い、市の要請により臨時休館を行なった草枕温泉てんすいほか5施設の指定管理施設の運営費の補填を行なうものであります。

8款土木費、1,042万2,000円の追加で、岱明玉名線建物事後調査業務委託及び損失補償1,020万円については、事業完了後に事後調査の申出があっている3件分の調査費及び損失補償費などであります。

まず、委員から、経営継承・発展等支援事業補助金は2次募集か。近隣市町の状況はとの質疑があり、執行部から、今回は2次募集分である。新型コロナウイルス感染拡大の影響で、熊本県では本年6月に説明会があり、市町村において予算措置することが確実であれば申請可能とのことであった。荒玉管内では本市のみが9月補正で予算措置を

行なっているようであり、今回は市が行なった要望量調査等により13人分を予算要求しているとの答弁でした。

次に、委員から、経営継承・発展等支援事業補助金はホームページで周知とあるが、JAなどいろんな団体に説明されたのか。また、今後の予定はどの質疑があり、執行部から、市によるJAへの説明会は開催しておらず、九州農政局主催の県下説明会にJAも参加されている。市によるJAへの説明会については、今後の状況を見て判断したいとの答弁でした。

次に、委員から、草枕温泉てんすいへの訪問人数と売上げはどの質疑があり、執行部から、令和2年度訪問人数は22万2,579人であり、新型コロナウイルス感染拡大の影響で前年度比は31.6%の減少、収入は30.6%の減収となっているとの答弁でした。

次に、委員から、岱明玉名線の補償の内訳はどの質疑があり、執行部から、補償については今後行なう予定であり、事前に聞いた状況では、家が傾いている。家の壁にひびが入っている。井戸水が濁っている感じがするなどであった。今後は、事前調査と事後調査の差異から補償金額を決定するとの答弁でした。

次に、委員から、岱明玉名線の補償の今後の進め方はどの質疑があり、執行部から、業者へ委託し、事前調査の資料を基に事後調査を行ない、変わった箇所につき目視等で確認後、補償額を算定し、相手との交渉の上、了解を得て、補償額を支払う流れとなるとの答弁でした。

次に、委員から、岱明玉名線の補償金支払において、盛土、くい打ち等細心の注意を払っていると思うが、事後調査で補償額が多額になる可能性はどの質疑があり、執行部から、事前調査で補償範囲を決定しており、事前の聞き取りを行なった方に対し、事後調査を行なっていく予定であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第95号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第97号令和3年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

第2条債務負担行為は、水道料金徴収事務等業務及び上下水道施設運転管理業務について、期間及び限度額の設定を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第97号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第98号令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

第2条収益的支出の補正は、873万4,000円を追加し、総額を15億6,263

万円とするもので、岱明汚水中継ポンプ場のポンプ3基中2基のポンプ修繕を行なうものであります。第3条債務負担行為補正は、新たに上下水道施設運転管理業務の期間及び限度額を設定するものであります。

まず、委員から、修繕費の内容はとの質疑があり、執行部から、修繕対象である岱明汚水中継ポンプ場のポンプが2基あり、1基が完全に動かない状態で、残りの1基はポンプの附属設備である吐出弁の修繕であるが、現予算では不足するため今回補正するものであるとの答弁でした。

次に、委員から、修繕費の原因はとの質疑があり、執行部から、ポンプの経年劣化によるものであるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第98号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

その他、石貫地区の工業団地計画及び八嘉地区の上水道配水施設工事について質疑がありました。

次に、議第99号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、玉名市マルシヨク跡地活用事業者選定委員会を設置するため、条例の整備を図るものであります。

内容は、玉名市マルシヨク跡地活用事業者の選定について審査するために選定委員会を設置し、所掌事項、事務の内容、委員の定数、委員の構成及び委員の任期等で、必要な事項を定めるものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第99号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第3号有明海再生の根源的な解決を図るために国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書の提出に関する請願についてであります。

これは解決の見通しが見えないまま、長期に混乱が続いてきた現状を打開するために、全ての当事者が話し合いの場に立つことにより、有明海の水産業の発展、漁業者の福祉の増進、水産資源の適切な保存及び管理を図るとともに、諫早湾干拓地農業の安定的な発展・持続との共存を実現するために、有明海の再生へ向けて、福岡高裁が示した和解協議に関する考え方を国が受け入れることについて、政府関係機関に意見書の提出を求めるものであります。

委員から、有明海再生請願については、長く裁判で争われており、司法のねじれも発生し、福岡高裁による和解協議提案を受け入れるよう求める意見書の提出に関する請願の内容も理解できるが、現時点では和解に向けた協議を見守るべきと考えたとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、請第3号については、賛成なしで不採択とすべき

ものと決しました。

次に、継続審査としておりました請第1号新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書の提出に関する請願についてであります。

委員から、新聞報道によると、西日本豪雨により米の収穫がやや不良となっている。米余りを回避できる作付面積、生産量の目安をほぼ達成したとあり、収穫期を前に米価急落の懸念は後退した形となったとの記載があり、実際は米余りを回避できているとの理由から、採択する必要はないのではないかとの意見がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、請第1号については、賛成なしで不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期、建設経済委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 文教厚生委員長 嶋村 徹君。

[文教厚生委員長 嶋村 徹君 登壇]

○文教厚生委員長（嶋村 徹君） 今期、文教厚生委員会に付託されました、議案4件、請願1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに、議第95号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第8号）中付託分についてであります。

3款民生費は4,066万4,000円の追加で、主なものは、学童クラブ、私立保育園等のICT機器等の導入支援に係る経費や公立保育所、私立保育園等27園分の新型コロナウイルス対策としてのマスク、消毒液等の購入に係る経費であります。

4款衛生費は9,867万3,000円の追加で、主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種対象年齢拡大に伴う対象者数の増加や接種率の上方修正を見込んだ追加経費であります。

10款教育費は1億9,788万9,000円の追加で、主なものは、GIGAスクール構想の実現に向けた環境の整備として、玉陵小学校を除く20小中学校149台のプロジェクター更新経費、令和3年成人式の代替事業として開催する21歳のつどいに係る経費、外壁、屋根等の改修を行なう総合体育館中規模改修工事であります。

説明後、委員から、介護保険事業会計繰出金の中で、介護予防支援員の通勤費用増額の理由はとの質疑があり、執行部から、配属される介護予防支援員の決定により、通勤費用が確定した。概算で計上していた当初予算の額では不足するため増額補正が生じたとの答弁でした。

次に、委員から、学童クラブへのICT機器導入支援について、事業不参加のクラブのその理由はとの質疑があり、執行部から、市内19クラブに意向調査し、12クラブから事業参加の申出があった。残り7クラブの不参加の理由は把握していないが、既に該当のICT機器を導入済みか現状では不要ということでないか。なお、財源内訳は、

国・県・市が3分の1ずつであるとの答弁でした。関連して、委員から、これらのICT機器の導入支援により、私立保育園等のICT機器類の整備は完了するののかとの質疑があり、執行部から、ある程度充足するものと考えますが、未整備の施設に対しては、今後もICT化推進について投げかけをし、時期尚早と考える施設については確認を取っていきたいとの答弁でした。

次に、委員から、私立保育園等の自動水栓化の予定数ほどの質疑があり、執行部から、9園21基であり、園により数はそれぞれであるとの答弁でした。

次に、委員から、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する職員の時間外勤務の取扱いほどの質疑があり、執行部から、全庁の職員を動員する集団接種会場の業務については代休を付与している。その他の保健予防課の業務については時間外手当で対応しているとの答弁でした。

さらに、委員から、代休の取得はできているかとの質疑があり、執行部から、6か月以内に取得する取決めにしており、各部署で調整しながら取得しているとの答弁でした。

次に、委員から、ワクチン接種対象が12歳以上に拡大されたが、この世代の接種促進の取組ほどの質疑があり、執行部から、これまでは、集団接種会場での接種が多かったのではないかと考えるが、今後については、9月下旬から各医療機関での個別接種で、この世代と妊婦を対象とした優先枠を設けて接種促進を図るとの答弁でした。関連して、委員から、児童生徒のワクチン接種に対する教育委員会としてのスタンスほどの質疑があり、執行部から、ワクチン接種は任意であるため、教育委員会として接種を勧奨することはしていない。接種するかしないかは各家庭の判断となるとの答弁でした。

次に、委員から、市長市議選に伴う集団接種会場の変更の計画ほどの質疑があり、執行部から、期日前投票所になっている玉名市役所本庁舎分を隣接の勤労者体育センターで実施する。既に日程等について選挙管理委員会と協議を行っており、投開票に影響が出ないよう集団接種を進めていくとの答弁でした。

次に、委員から、いわゆるワクチンパスポートに関する情報は届いているかとの質疑があり、執行部から、まだ国や県から情報は届いていないとの答弁でした。

次に、委員から、小中学校に配分される感染防止対策事業の消耗品費の内容ほどの質疑があり、執行部から、国の交付金事業を活用し、学校規模により3段階で配分するが、これまでも同様の予算措置によりコロナ感染症予防対策に資する消毒液等を各学校で購入している。今後も各学校の判断で必要なものを購入してもらうとの答弁でした。

次に、委員から、修学旅行実施に対する考えほどの質疑があり、執行部から、今年度既に3校が実施を延期しているが、教育委員会としても、時期を変更するなどして、全校で修学旅行が実施でき、キャンセル料も発生しない状況になればと考えているとの答弁でした。

次に、委員から、中央学校給食センター空調設備更新設計業務に関連し、工事自体はいつ実施するののかとの質疑があり、執行部から、給食調理がない令和4年度の夏休みを利用して実施する予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、総合体育館中規模改修工事はいつ実施するののかとの質疑があり、執行部から、今年度中に完了したいと考えているが、コロナ禍の各種の影響により4年度へずれ込む可能性もある。なお、工事に伴う休館は原則行なわない予定であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第95号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第96号令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出それぞれ232万6,000円を追加し、総額を77億3,769万2,000円とするもので、介護報酬の改定等に伴う介護給付管理システム改修費等であります。

説明後、委員から、予算の組替えのために居宅介護住宅改修費負担金が50万円減額されるが、減額しても支障ないのかとの質疑があり、執行部から、昨年度と今年度の現在の支出額からみて、減額しても支障ないとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第96号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第100号玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、連携施設の確保等の見直し、電磁的記録による対応などについて、小規模保育事業、事業所内保育事業及び家庭的保育事業の認可及び運営をする際の基準を変更するため、所要の整備を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第100号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第101号玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るもので、連携施設の確保義務、食事の提供に要する費用の取扱いなどについて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を運営する際の基準を変更するため、所要の整備を行なうものであります。

本件に関しては、特に質疑もなく審査を終了し、採決の結果、議第101号について

は、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第2号立願寺ポニー公園存続のための支援等を求める請願についてであります。

これは、今年で開園7年目を迎え、身近に動物と触れ合える場所として、幼稚園、小学校、中学校、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスなどで利用されてきた立願寺ポニー公園が、今後も存続できるよう玉名市からの支援等を求める請願であります。

説明後、紹介議員である委員から、立願寺ポニー公園は、子どもたちの動物との触れ合いの場になっているが、請願者とボランティアの方で何とか運営されている状況である。この施設がなくなること自体がもったいないと思うし、存続させてほしいとの市民の声も多くあったと聞いている。市長宛にも要望書を出されているが、当初公営化を望む声もあったものの、公営化に限らず、事業を継続していけるよう、市としても何とか力を貸していただけませんかという請願内容であるとの補足説明がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、請第2号については、願意妥当と認め、全員異議なく採択すべきものと決しました。

そのほか、フードドライブなどによる学生への生活支援、市民会館ホールのトイレの表示とインターネット環境、ALTの現状、などについても、質疑がなされました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時21分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（内田靖信君） 日程第2、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番(前田正治君) 皆さんこんにちは。日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案してあります議案の中で、議第86号令和2年度玉名市一般会計歳入歳出決算、議第88号令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上の決算認定については、反対をいたします。

令和2年度玉名市一般会計歳入歳出決算についてであります。令和2年度一般会計の当初予算では、2年度の4月から住民票や戸籍に関する証明書、印鑑証明書、所得証明書などが全国のコンビニで取得できるような予算が計上してあります。そのために必要な経費は、コンビニ交付事業プリントサービス保守業務委託費やコンビニ交付事業プリントサービス負担金などです。コンビニで各種証明書を交付した際に、玉名市に入る手数料はコンビニが受け取る手数料を差し引いた金額となります。全国のコンビニで証明書を取ることが可能となり、サービスが向上するとの説明ですが、情報の漏えい対策など、新たな課題も発生します。また、日常生活の中で、市民1人当たりが各種の証明書を必要とすることは、決して多くはありません。証明書のコンビニ取得は、マイナンバーカードが必要であります。各種の証明書交付は、玉名市の重要な仕事であり、費用対効果を考えると税金の使途が間違っていると思います。したがって、議第86号令和2年度玉名市一般会計歳入歳出決算の認定に、私は、反対をいたします。

次に、議第88号令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

後期高齢者医療の保険料は、2年ごとの見直しであり、保険料の決定は県広域連合で行ないます。私は、保険料、余剰金や財政安定化基金などを使って、保険料の増加抑制を求めたところではありますが、令和2年度及び3年度の保険料は、1人当たり年7,500円の引上げ、13%増になりました。後期高齢者はほとんどが年金生活者であります。減少する年金から天引きする保険料が増額となったことは、高齢者の生活を圧迫することにつながりました。また、無年金者の生活にも影響は非常に大きなものがあります。したがって、令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について反対をします。

次に、請第1号新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書の提出に関する請願についてであります。私は、賛成の立場から意見を述べます。現在、今年度産の米の出荷が始まっております。その際に、JAなどが支払う概算金の状況は、北海道から島根県まで多くの銘柄米が前年度比で2,000円以上の下落となっております。全国的

な米価下落の状況は、これから出荷が始まる九州産米にも影響が出ることは間違いありません。全国知事会は、米の買入れ数量を拡充することを国に要望しております。過剰在庫の市場からの隔離、需給環境の改善などは、生産者や関係団体、自治体だけの力だけでは限界があります。政府は、国内では、過剰在庫を理由に過去最大規模の減反拡大や飼料米などへの転作を生産者に迫る一方で、義務でもない外国産米の輸入を続けております。米の価格暴落阻止と、米需給の安定のためには、国の責任として強力な米価対策を果たすことが欠かせません。6月議会の建設経済委員会における請願審査では、米生産者のことを考えると、米の価格低迷は深刻な問題であり、在庫米に限らず農家支援の拡充をもっと図るべきであるものの、さらに多くの情報を収集し、判断すべきであるためとして継続審査となっております。コロナ禍の下で、全国的に広がる米価格の下落は、これは決してよそ事ではありません。全国的な米価暴落の状況を考慮すれば、農業を基幹産業と位置づける玉名市から議会が米農家を守れの意見を国にあげることは重要で、当然なことでもあります。したがって、私は、新型コロナウイルス禍によるコメ危機の改善を求める意見書の提出に関する請願に賛成をいたします。

請第3号有明海再生の根源的な解決を図るために国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書の提出に関する請願についてであります。

国営諫早湾干拓事業で、潮受け堤防排水門の開門調査の判決が確定しております。ところが、国は、今日に至るまで、開門調査を実施しておりません。確定判決に従わない言語道断の行為であります。そういう中で、開門を強制しないように国が求めた訴訟の差戻し審で、福岡高裁は話し合いによる解決のほかには方法はないとする裁判所の考え方を示した和解協議を提案しています。建設経済委員長の報告では、和解に向けた協議を見守るべきであって、請願は全員一致で不採択ということでもあります。国は、和解協議の席に着くことさえ拒否をして、議論にも応じない態度でありますから、この請願が出ているわけであります。御承知のように、有明海は豊穡の海。海に出れば何か捕れると自慢できる海産物の宝庫でありました。ところが、有明海の状況は今日では一変しております。漁業者や干拓地に入植した農家からも有明海の状況を改善することが切実に求められております。したがって、私は、有明海再生の根源的な解決を図るために国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書の提出に関する請願に賛成をいたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（内田靖信君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

まず、決算議案の採決に入ります。

議第86号 令和2年度玉名市一般会計歳入歳出決算

議第88号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

以上、決算議案2件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

議第87号 令和2年度玉名市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

議第89号 令和2年度玉名市介護保険事業特別会計歳入歳出決算

議第90号 令和2年度玉名市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算

議第91号 令和2年度玉名市九州新幹線湧水等被害対策事業特別会計歳入歳出決算

議第92号 令和2年度玉名市水道事業会計決算

議第93号 令和2年度玉名市公共下水道事業会計決算

議第94号 令和2年度玉名市農業集落排水事業会計決算

以上、決算議案7件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第87号及び議第89号から議第94号までの決算議案7件に対する委員長の報告は、いずれも認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第87号及び議第89号から議第94号までの決算議案7件については、いずれも認定することに決定いたしました。

議第86号 令和2年度玉名市一般会計歳入歳出決算

について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第86号に対する委員長の報告は、認定ですが、異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内田靖信君） 起立多数であります。よって、議第86号については、認定することに決定いたしました。

議第88号 令和2年度玉名市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

について、採決いたします。

本案は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第88号に対する委員長の報告は、認定ですが、異議があります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内田靖信君） 起立多数であります。よって、議第88号については、認定することに決定いたしました。

続いて、予算議案の採決に入ります。

議第95号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第8号）

議第96号 令和3年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第97号 令和3年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）

議第98号 令和3年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

以上、予算議案4件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第95号から議第98号までの予算議案4件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第95号から議第98号までの予算議案4件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第99号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第100号 玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第101号 玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案3件について、一括して採決いたします。

ただいま、採決に付しております議第99号から議第101号までの条例議案3件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第99号から議第101号までの条例議案3件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、専決処分その他の議案の採決に入ります。

議第85号 専決処分事項の承認について 専決第10号
熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更について

以上、専決処分その他の議案1件について、採決いたします。

ただいま採決に付しております議第85号に対する委員長の報告は、承認であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第85号については、承認することに決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第102号 第2次玉名市総合計画基本構想の変更について

議第103号 玉東町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

議第104号 南関町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

議第105号 和水町との定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

議第106号 工事請負契約の締結について

議第107号 財産の取得について

以上、議案6件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております議第102号から議第107号までの議案6件に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第102号から議第107号までの議案6件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、請願の採決に入ります。

請第1号 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書の提出に関する請願

請第3号 有明海再生の根源的な解決を図るために国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書の提出に関する請願

以上、請願2件については異議がありますので、後に譲り採決いたします。

請第2号 立願寺ポニー公園存続のための支援等を求める請願

以上、請願1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております請第2号に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、請第2号については、採択することに決定いたしました。

請第1号 新型コロナ禍によるコメ危機の改善を求める意見書の提出に関する請願について、採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております請第1号に対する委員長の報告は不採択でありますの

で、原案について採決いたします。

請第1号については、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内田靖信君） 起立少数であります。よって、請第1号については、不採択とすることに決定いたしました。

請第3号 有明海再生の根源的な解決を図るために国が福岡高裁による和解協議の提案を受け入れるよう求める意見書の提出に関する請願について、採決いたします。

本件は、起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております請第3号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

請第3号については、原案のとおり採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内田靖信君） 起立少数であります。よって、請第3号については、不採択とすることに決定いたしました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。さきの議会運営委員会の結論に基づき、

日程第3 市長提出追加議案上程

議第108号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第9号）

議第109号 和解及び損害賠償額の決定について

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案の委員会付託

日程第6 委員長報告

日程第7 質疑・議員間討議・討論・採決

日程第8 意見書案上程

意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

日程第9 意見書案審議

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第3 市長提出追加議案上程

○議長（内田靖信君） 日程第3、「市長提出追加議案上程」を行ないます。

これより、市長提出追加議案を上程いたします。

議第108号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第9号）及び議第109号和解及び損害賠償額の決定についての市長提出追加議案2件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第4 提案理由の説明

○議長（内田靖信君） 日程第4、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいま上程いたしました各議案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長 永田義晴 君。

[総務部長 永田義晴君 登壇]

○総務部長（永田義晴君） 本日、追加提案いたしました議第108号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、8月の豪雨により被災した道路や農道などの施設を復旧するための経費などを、補正する必要が生じたので御提案いたすものでございます。

それでは、お手元の資料の1ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ9,140万4,000円を追加し、総額を330億1,489万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、11款地方交付税4,061万7,000円の追加は普通交付税で、今回の歳入歳出の財源調整分でございます。15款国庫支出金は841万9,000円の追加で、現年発生公共土木施設災害復旧事業負担金及び現年発生林業施設災害復旧事業補助金でございます。

20款繰越金は2,990万8,000円の追加、21款諸収入は726万円の追加で、玉名中学校の落雷に伴うエアコン修理に係る費用を、全国市有物件災害共済会より災害共済金として支払われるものでございます。22款市債は520万円の追加で、現年発生農林水産施設災害復旧事業債及び現年発生公共土木施設災害復旧事業債を追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、新型コロナウイルス対策関連といたしまして、市内公立保育所及び小中学校感染防止対策事業90万4,000円を計上しております。内容と

いたしまして、新型コロナウイルス感染症の第5波の影響により若年層の感染拡大が増加していることから、児童生徒などへの感染防止対策として、公立保育所及び小中学校へ除菌水を配布するものでございます。

次に、6款農林水産業費は23万8,000円の追加、7款商工費は188万2,000円の追加、9款消防費は330万4,000円の追加で、警報発令に伴う警報待機や避難所運営に係る時間外勤務手当などでございます。10款教育費は726万円の追加で、9月2日の落雷による玉名中学校の特別教室を含む44教室中34教室のエアコンの修繕料を計上しております。11款災害復旧費は7,872万円の追加で、8月の豪雨災害に係る、農道、林道、道路、河川などの復旧費でございます。

第2表地方債補正につきましては、現年発生農林水産施設災害復旧事業ほか1件を追加するものでございます。

以上、主な内容等について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（内田靖信君） 副市長 村上隆之君。

[副市長 村上隆之君 登壇]

○副市長（村上隆之君） 追加提案いたしました議案1件の提案理由につきまして、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第109号和解及び損害賠償額の決定についてでございますが、これは、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしましては、平成31年2月13日に発生しました市職員と相手方とによる交通事故に関する損害賠償請求事件につきまして、熊本地方裁判所で係争中でしたが、このたび双方で合意に至りましたので、和解するものでございます。

以上、詳細につきましては、所管の委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（内田靖信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第5 議案の委員会付託

○議長（内田靖信君） 日程第5、「議案の委員会付託」を行ないます。

改めて、議第108号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第9号）及び議第109号和解及び損害賠償額の決定についての市長提出追加議案2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議案2件につきましては、お手元に配付しております

議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案付託表

総務委員会

- 議第108号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第9号）
（総則・第1表歳入歳出予算補正 歳入の部・第1表歳入歳出予算
補正 歳出の部、⑨消防費・第2表地方債補正 追加）
- 議第109号 和解及び損害賠償額の決定について

建設経済委員会

- 議第108号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第9号）
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑥農林水産業費、⑦商工費、
⑪災害復旧費）

文教厚生委員会

- 議第108号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第9号）
（第1表歳入歳出予算補正 歳出の部、⑩教育費）

○議長（内田靖信君） 各常任委員会におかれましては、直ちに、審査をお願いいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

委員会審査のため、休憩いたします。

午後 1時09分 休憩

午後 3時50分 開議

○議長（内田靖信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 委員長報告

○議長（内田靖信君） 日程第6、「委員長報告」を行ないます。

これより、各委員会に付託し、審査を終了いたしました議案の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

議第108号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第9号）及び議第109号和解及び損害賠償額の決定についての市長提出追加議案2件を一括議題といたします。

お手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告の後、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。
各委員長の報告を求めます。

総務委員長 近松恵美子さん。

[総務委員長 近松恵美子さん 登壇]

○総務委員長（近松恵美子さん） 皆様、お疲れさまです。

総務委員会に追加付託されました案件は、議案2件であります。委員会における審査の経過と結果について、御報告いたします。

まず、議第108号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第9号）中付託分についてであります。

歳入歳出それぞれ9,140万4,000円を追加し、総額を330億1,489万5,000円とするもので、8月豪雨により被害を受けた道路、河川、農道等の災害復旧費や落雷による玉名中学校空調設備改修など、早急に対応するためのものであります。

歳入の主なものは、15款国庫支出金、1項国庫負担金、4目災害復旧費国庫負担金566万6,000円の追加。

2項国庫補助金、7目災害復旧費国庫補助金275万3,000円の追加。

20款繰越金は2,990万8,000円の追加、21款諸収入は726万円の追加で、玉名中学校の落雷に伴うエアコン修理に係る費用を、全国市有物件災害共済会より災害共済金として支払われるものであります。

第2表地方債補正については、現年発生農林水産施設災害復旧事業ほか1件を追加するものであるとの説明がありました。

続いて、歳出においては、9款消防費330万4,000円の追加で、警報発令に伴う警報待機や避難所運営に係る時間外勤務手当などであるとの説明がありました。

まず、委員から、玉名中学校に落雷があり、エアコン修理が必要とのことだが、落雷防止の対策はとっているのかとの質疑があり、執行部から、建築基準法にある避雷防止の設置基準が20メートル以上ある建物となっているため、玉名中学校には設置されていないとの答弁でした。また、委員から、今後こういう事故がないように何らかの対策をとる必要があるのではとの質疑があり、執行部から、災害が頻繁に起こるようであれば、対策をとる必要があるが、今までの経緯では災害が起こっていない。あくまでも基準に沿った設置を行なっていくとの答弁でした。

次に、委員から、災害が昨年もあったが、復旧場所というのは別の場所なのかとの質疑があり、執行部から、河川について、昨年は三ツ川の安世寺川と、山田の境川が被災し、道路については、箱谷の箱谷月田線が被災した。今年は石貫の山口川で被災し、いずれも護岸整備がされていない箇所が被災している。また、林道については岱明開田線であり、今回初めての箇所であるとの答弁でした。

次に、委員から、水防費の時間外勤務手当 330 万円の補正は、今後に備えての災害分なのかとの質疑があり、執行部から、今後に備えての災害分であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第 108 号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第 109 号和解及び損害賠償額の決定についてであります。

これは、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容は、平成 31 年 2 月 13 日に発生しました市職員と相手方とによる交通事故に関する損害賠償請求事件について、熊本地方裁判所で係争中ではありますが、このたび双方で合意に至ったため、和解するものであるとの説明がありました。

まず、委員から、公用車はすべて車両保険に加入しているのかとの質疑があり、執行部から、消防積載車も含め公用車全てが加入しているとの答弁でした。

また、委員から、相手方車両の破損分も 360 万円の中に含まれているのか。また、公用車の修理も全て保険で済んでいるのかとの質疑があり、執行部から、360 万円の中には相手方車両の賠償分は入っておらず、車両損害賠償については終了している。公用車分についても全国市有物件災害共済会から全額支給される形となるとの答弁でした。

また、委員から、この裁判の争点はなんだったのかとの質疑があり、執行部から、交通事故の過失割合や賠償金の増額などであるとの答弁でした。

また、委員から、最初から保険のほうで出るのであれば、裁判にならなかったのではとの質疑があり、執行部から、共済会が提示された示談額に納得されなかったため、訴訟になったとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第 109 号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会に追加付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 建設経済委員長 田畑久吉君。

[建設経済委員長 田畑久吉君 登壇]

○建設経済委員長（田畑久吉君） 皆さん、お疲れさまでございます。

本日、建設経済委員会に付託されました、議案 1 件について、審査の経過と結果を報告いたします。

議第 108 号令和 3 年度玉名市一般会計補正予算（第 9 号）中付託分についてであります。

6 款農林水産業費 23 万 8,000 円の追加、7 款商工費 188 万 2,000 円の追加、11 款災害復旧費、7,872 万円の追加で、8 月の豪雨災害に係る、農道、林道、道路、河川などの復旧費でございます。

まず、委員から、会計年度任用職員の半年雇用延長の理由はとの質疑があり、執行部から、今後、新型コロナウイルス感染症が収束すると見込まれる中、飲食店への消費喚起の施策を考えており、そのための業務と、市内小中学校へ除菌水を継続的に配布する両方の事業の補助をするためとの答弁でした。

次に、委員から、除菌水は安価であるとのことであるが、幾らかとの質疑に、執行部から、今回、1クラス1本500ミリリットル、容器と中身合わせて5,000円を450円で、容器代のみで提供いただく予定である。また、市役所内の製造機も使用し週1回市内小中学校へ配布予定であるとの答弁でした。

次に、委員から、詰め替え分の値段はとの質疑があり、執行部から、今回の予算要求分は、初回分の値段であり、追加分については費用はかからないとの答弁でした。

次に、委員から、災害復旧事業の工期はとの質疑があり、執行部から、農業用施設災害復旧事業については、排水路の被災が多く、稲刈り後に着手し、令和4年3月末までに完了予定である。また、土木事業の災害復旧については、災害査定後、金額が確定して工事発注を行ない、同じく令和4年3月末までの完了予定であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第108号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、本日、建設経済委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 文教厚生委員長 嶋村 徹君。

[文教厚生委員長 嶋村 徹君 登壇]

○文教厚生委員長（嶋村 徹君） お疲れです。文教厚生委員会に付託されました、議案1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

議第108号令和3年度玉名市一般会計補正予算（第9号）中付託分についてであります。

10款教育費の726万円の追加は、9月2日の落雷による玉名中学校の特別教室を含む44教室中34教室のエアコンの修繕料であります。

説明後、委員から、他の電気機器等への影響はなかったのかとの質疑があり、執行部から、空調機器以外にはなかったとの答弁でした。

次に、委員から、今回の修繕については、建物総合損害共済災害共済金の対象となるが、この保険の対象範囲はとの質疑があり、執行部から、建物に付随している工作物等は対象になると認識しているとの答弁でした。

次に、委員から、故障による授業等への影響はなかったのかとの質疑があり、執行部から、コロナウイルス感染拡大を受けての午前中のみ授業期間が大部分であるため、さほど影響はなかったと認識しているとの答弁でした。

以上審査を終了し、採決の結果、議第108号中付託分については、原案のとおり全

員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で、今期、文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（内田靖信君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

日程第7 質疑・議員間討議・討論・採決

○議長（内田靖信君） 日程第7、「質疑・議員間討議・討論・採決」を行ないます。

これより、質疑に入ります。

ただいままでの各委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

議員間討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第108号 令和3年度玉名市一般会計補正予算（第9号）

以上、予算議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第108号に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第108号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、その他の議案の採決に入ります。

議第109号 和解及び損害賠償額の決定について

以上、議案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております議第109号に対する委員長の報告は、可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、議第109号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8 意見書案上程

○議長（内田靖信君） 日程第8、「意見書案上程」を行ないます。

これより、意見書案を上程いたします。

意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

の意見書案1件を議題といたします。

お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

意見書案第1号については、日程に従い、引き続き、会議にて直接審議を行ないます。

日程第9 意見書案審議

○議長（内田靖信君） 日程第9、「意見書案審議」を行ないます。

改めて、

意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

の意見書案1件を議題といたします。

これより、ただいま議題となっております意見書案1件の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、議員間討議、討論の後、採決いたします。

これより、質疑に入ります。

意見書案第1号について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 質疑なしと認めます。

これより、議員間討議に入ります。

意見書案第1号について、議員間討議はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） 議員間討議なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番 前田正治君。

[18番 前田正治君 登壇]

○18番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

意見書案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてであります。

この意見書案では、固定資産税に関する現行の特例措置の終了や令和3年度税制改正により講じられた自動車税、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の終了などを求めています。これらの軽減を実施することで、市の税収が減った分については、国からその補填がなされるために、市の財源に影響はありません。自動車税の環境性能割の軽減や固定資産税の特例措置などの延長を行なわないように求めることは、市民の側から見ればコロナ禍における市民生活にさらなる負担増を強いることとなります。したがって、私はこの意見書提出について反対をいたします。

以上です。

○議長（内田靖信君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに、討論はありませんか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（内田靖信君） これにて、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

採決いたします。

意見書案第1号については、異議がありますので、起立により採決いたします。

意見書案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（内田靖信君） 起立多数であります。よって、意見書案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

ここで、市長より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 藏原隆浩君。

[市長 藏原隆浩君 登壇]

○市長（藏原隆浩君） 閉会に当たりまして、御礼のごあいさつを申し上げます。

今議会に提案をさせていただきました、議案に対しましては、慎重審議の上、御承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は、全国的にも減少傾向となってきており、その結果、今月末まで延長されておりました緊急事態宣言、また、まん延防止等重点措置も解除の見込みとなってきたところでございます。また、本市におけます新型コロナワクチン接種につきましては、医療機関等の皆様の御協力もあり、昨日現在、全体の接種率は72%を超え、順調に進捗しているところでございます。引き続き、接種促進のため12歳から15歳の学生、それに受験生、さらには妊婦の方々への優先接種を進めるとともに、国が示す3回目の接種につきましても、その動向を注視しつつ、しっかりと準備をしまいたいと考えているところであります。

この新型コロナウイルス感染症につきましては、まだ予断を許さない状況に変わりはありません。引き続き、市民の皆様には、感染防止対策への御協力をお願いするとともに、市民の命を守るための感染拡大防止策と、市民の暮らしを守るための支援策に取り組んでいかななくてはならないと考えている次第であります。

さて、早いもので、本日が任期中、最後の議会となりました。いささか感慨深い思いもありますが、議員の皆様には、この4年間、市政発展に御指導と御協力をいただき、大変ありがとうございました。

このたびの市議選挙において、再選を目指されます議員の皆様におかれましては、御健闘並びに御奮闘を心からお祈り申し上げます。一方、このたび御勇退されます議員の皆様におかれましては、長年御尽力を賜り、改めて感謝申し上げます。今後も玉名市発展のために御指導とお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げたいと存じます。そして、私自身も市政運営におきましては、まだ道半ばでございます。引き続き、笑顔をつくる10年ビジョンの推進と実現のために、再選に向けて全身全霊を尽くしてまいります。

最後になりますが、これからは秋も深まり、日々寒さが増す季節となってまいります。議員各位におかれましては、くれぐれも健康に留意され、引き続き、市政に対しまして、御支援と御指導を賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たりまして、御礼のごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（内田靖信君） これにて本会議を閉じ、令和3年第6回玉名市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 内 田 靖 信

玉名市議会議員 江 田 計 司

玉名市議会議員 近 松 恵美子

玉名市議会会議録
令和3年第6回定例会

発行人 玉名市議会議長 内田靖信
編集人 玉名市議会事務局長 糸永安利
作成 株式会社アクセス
電話(096)372-1010

玉名市議会事務局

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地
電話(0968)75-1155